

令和3年 3月 2日開会

令和3年 3月 23日閉会

令和3年第1回(3月)定例会

川根本町議会

令和3年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（3月2日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○承認第1号の上程、説明	6
○議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託	8
○議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第12号の上程、説明	10
○議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
○議案第14号の上程、説明	11
○議案第15号の上程、説明	12
○議案第16号の上程、説明	12
○議案第17号の上程、説明	13
○議案第18号の上程、説明	14
○議案第19号の上程、説明	14
○議案第20号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
○散 会	17

第 2 号（3月16日）

○開 議	21
○議事日程の報告	21
○諸般の報告	21
○承認第1号の質疑、討論、採決	21
○議案第12号の質疑、討論、採決	22
○議案第14号の質疑、討論、採決	23

○議案第15号の質疑、討論、採決	23
○議案第16号の質疑、討論、採決	24
○議案第17号の質疑、討論、採決	25
○議案第18号の質疑、討論、採決	25
○議案第19号の質疑、討論、採決	26
○日程の追加	27
○同意第1号の上程、説明	27
○議案第27号の上程、説明	28
○散 会	29

第 3 号 (3月23日)

○開 議	33
○議事日程の報告	33
○諸般の報告	33
○一般質問	33
中 原 緑 君	33
澤 西 省 司 君	45
杉 山 広 充 君	63
中 澤 莊 也 君	74
野 口 直 次 君	87
石 山 貴美夫 君	101
○議案第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	118
○議案第10号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	120
○議案第11号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	121
○議案第13号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	123
○議案第20号～議案第26号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	124
○同意第1号の質疑、採決	132
○議案第27号の質疑、討論、採決	132
○発議第1号の上程、採決	133
○閉 会	134

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美	夫	君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藺	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

令和3年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 議案第 9 号 川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 10 号 川根本町観光振興センター条例の制定について
- 日程第 6 議案第 11 号 川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定について
- 日程第 7 議案第 12 号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 13 号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 14 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 15 号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例について
- 日程第 11 議案第 16 号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 12 議案第 17 号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 18 号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 14 議案第 19 号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 15 議案第 20 号 令和3年度川根本町一般会計予算
- 日程第 16 議案第 21 号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 22 号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 23 号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 24 号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 25 号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 26 号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中澤 莊 也 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	中野 暉 君	12番	藺田 靖 邦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	鈴木 浩 之 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	北原 徳 博 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和 英 君
代表監査委員	柳原 義 六 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野 克 彦

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和3年第1回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席いただいております。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月19日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、承認1件、議案18件が町長から提出されております。
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長からもお話ありましたとおり、今日から令和3年第1回の川根本町議会定例会が開催をされます。

日頃、議会の皆様方には、川根本町の運営のために大変な御尽力をいただいておりますこと、お礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、世の中は大変大きな混乱をしておりますけれども、コロナの関係、私ども川根本町は、議会並びに町民の皆さんが一体となって、繊細な注意を払いながら対応しているということで、今のところ感染者ゼロでございます。これを引き続きゼロを継続したいなという思いでおりますけれども、いつあってもおかしくない感染者の出現でございますので、これからもきめ細かく対応をしていきたいというふうに思っております。

今日から長丁場になりますけれども、よろしく御審議いただきまして、行政推進のために御協力を重ねてお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、中原緑君、2番、澤西省司君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町

**国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて)**

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認案件第1号です。

川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決処分につきまして説明をさせていただきます。

国民健康保険事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の規定を、新型インフルエンザ等対策特別措置法によるものとしておりましたが、本年2月13日に同特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の規定が同特別措置法から削除されたとともに、同じく同日に改正をされました感染症法において新たに新型コロナウイルス感染症が規定されたことを受け、当町の国民健康保険条例を改正するものであります。

また、根拠法令の施行日が本年2月13日であることから、町条例も併せ、令和3年2月13日から施行する必要から、専決処分をしたものであります。

以上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第4 議案第9号 川根本町議会議員及び川根本町長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の制定
について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第9号です。川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明させていただきます。

公職選挙法の改正が、昨年6月12日に公布、同年12月12日に施行されました。今回の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様なものと拡大することに併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入するものであり、町においても新たに關係する条例を制定するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町観光振興センター条例の制定について

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第10号です。川根本町観光振興センター条例の制定について、説明させていただきます。

千頭駅前の自然休養村管理センターは、建築から41年余が経過し、当初の施設設置目的であった自然休養村事業の管理運営施設としての役割は完了したとの判断から、当該施設をその立地を生かし、観光情報の発信や特産品販売、食の提供等を通じて産業振興並びに交流促進を図る町の拠点として川根本町観光振興センターと名称を改めた上で施設の運営維持を進めるため、従前の自然休養村管理運営施設条例を廃止をし、新たに川根本町観光振興センター条例を制定をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第11号 川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の
制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第11号です。川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定について説明をさせていただきます。

御存じのとおり、フォーレなかかわね茶茗館、特産品館は、それぞれの建設年次等の違いから、その管理等について規定する条例も施設ごとに定めておりました。これらの施設は、同一施設内に所在しており、現状も関連する施設として活用を図っており、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例を全部改正することにより、現行の川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例、川根本町特産品館条例を統整理し、併せて川根本町特産品館条例は廃止をするものであります。また、茶茗館内にある多目的スペース等の使用に関する規定については、現状の施設使用状況から鑑み、今回削除するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、第2常任委員会に付託することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第7 議案第12号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第7、議案第12号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第12号です。川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、これからの町農業振興施策を総合的に協議する場として、新たに川根本町農業農村振興対策協議会を設置することに伴い、町附属機関設置条例別表に同委員会を加えるとともに、現行の川根本町農林業センター運営委員会が担任している事務については新たに設ける委員会が対応することとし、川根本町農林業センター運営委員会は廃止をすることとした条例の一部を改正する条例を上程するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(藺田靖邦君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第13号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

国民健康保険事業は、年々、高度医療の発達普及や様々な病気に対する対応が求められ、結果として1人当たりの医療費が増加をしております。

一方、本町の国民健康保険税の税率につきましては、平成26年度以降大きな改正をせず継続してまいりましたが、今後も安定して持続可能な保険制度を継続していくためには、保険税率の改正がやむを得ない状況であることを判断し、町国民健康保険運営委員会へ保険税率の改正に関する諮問をし、同委員会より国民健康保険税率の改正は適当であるとの答申もいただいたことから、今回、関係する条例の改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第14号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第14号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正と併せて、介護保険法第117条に規定されている介護保険事業計画の第8期の3年間の介護給付費等サービス見込み料に基づいた介護保険事業に要する費用に充てるため、令和3年度から令和5年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第15号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工
施設条例を廃止する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第15号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第15号です。川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例について説明をさせていただきます。

同条例は、昭和54年度に自然休養村整備事業により農林水産物処理加工施設が建設されたことに伴い制定されたものでありますが、施設建設から41年が経過をし、既に自然休養村事業としての目的を終了し、農林水産物処理加工施設としての機能を有していないことから、令和3年3月31日をもって同条例を廃止したいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第16号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第10号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第16号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第16号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,300万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,270万円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、高度情報基盤網の無線エリアを光ケーブル化するための高度無線環境整備推進事業費補助金や、町道高郷上長尾線開設工事の用地調査業務委託及び橋梁詳細設計業務委託など年度内に完成が見込めない事業について、翌年度に繰り越して執行したい経費となっております。

第3表の地方債補正につきましては、減収補填債の追加と歳出の補正に伴う増減額となっ

ております。

今回の補正は、そのほとんどが各種契約差金や実績見込みに基づく減額となっております。

まず、減額となった主なものは、コロナ禍において中止となった議員研修、区長研修、産業文化祭や生涯学習のつどい等の各種経費や臨時休館措置を取った各施設における光熱水費等の減額、各種工事等の契約差金、崩落等により着工できなかった林道改良工事費の減額、実績見込みによる各種扶助費の減額などとなっております。

また、1月28日の臨時議会で追加補正を認めていただいたコロナワクチン接種事業にあつては、いまだ国の事務執行の方向性が不確定であり、事業執行者である基礎自治体としては非常に心配をしているところでありますが、次年度執行予定分については次年度当初予算に計上すべきとの国の方針が示されたことを受け、ワクチン接種委託費等の次年度執行分については、今回減額とさせていただきます。

一方、増額となっている主なものは、奥大井湖上駐車場工事において約172万円の増額、昨年8月に発生しました落雷被害による情報基盤整備施設修繕費として約1,940万円の増額、受診者が増加したことによる後期高齢者特定健診において約113万円の増額となっております。

歳入につきましては、事業費の実績見込みに伴う国・県補助金の減額や、充当の不用が見込まれる財政調整基金、まちづくり基金や社会福祉基金などの繰入金金の減額、財源更正のための地方債の増減が主なものとなっておりますが、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金にあつては、国庫補助事業である高度無線環境整備事業等の町負担額に充当するため、今回約6,999万円を追加計上をしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第17号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第17号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第17号です。令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,429万3,000円としたいも

のであります。

今回の補正の主な内容は、広域連合に支払う納付金が不足するため、少額ではありますが、追加するものでございます。

財源につきましては、県負担分と町負担分を合わせて、一般会計繰入金で賄うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第18号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第18号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第18号です。令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、サービス利用の増加により、サービス収入を413万8,000円増額をし、一般会計繰入金を同額を減額するという財源更正で、予算総額は補正前と変わらず2,096万8,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第19号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第19号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第19号です。令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

今回の補正は、患者数の増加等により、診療収入等を1,000万円増額し、一般会計繰入金を同額減額するという財源更正で、予算総額は補正前と変わらず6,637万8,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第20号 令和3年度川根本町一般会計予算

◎日程第16 議案第21号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第17 議案第22号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第18 議案第23号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第19 議案第24号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第20 議案第25号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第21 議案第26号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第20号、令和3年度川根本町一般会計予算から、日程第21、議案第26号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号から26号につきまして、令和3年度における一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

まず、議案第20号、一般会計当初予算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

令和3年度川根本町一般会計当初予算は55億3,900万円、前年と比べまして7,400万円、1.32%の減額となる予算を編成をいたしました。

第1表、歳入歳出予算で歳入歳出予算を、第2表、債務負担行為では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第3表、地方債では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法をそれぞれ記載をしております。

次に、議案第21号、国民健康保険事業特別会計は、予算総額8億7,300万円、前年度比7,300万円、9.13%の増額の予算とし、議案第22号、後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1億3,080万円、前年度比340万円、2.53%の増額の予算を、議案第23号、介護保険事業特別会計は、歳入歳出それぞれ13億1,640万円、前年度比1,060万円、0.81%の増額

の予算を、議案第24号、簡易水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ2億7,060万円、前年度比1,570万円の増額とし、歳入歳出予算については、第1表、歳入歳出予算に地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第2表、地方債に記載のとおりであります。

議案第25号、訪問看護事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,960万円、前年度比70万円、3.45%の減額予算とし、議案第26号、いやしの里診療所事業特別会計は、6,470万円、前年度比560万円、0.33%の増額としております。

一般会計と各特別会計を計算した総額は、82億1,410万円、前年度と比べまして2,680万円、0.33%の増額となる当初予算を編成いたしました。

本町は、平成17年9月の合併以降、町の歳入規模や将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指しながら、当町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤の整備をはじめ、県立川根高校の魅力化促進のため様々な施策、多様な就労環境の創出といった新たな取組を積極的に進めてまいりました。

一方、歳入面では、合併から15年を経過をし、普通交付税の合併に伴う優遇措置が令和2年度をもって終了となることに加え、国勢調査の人口値を算定基礎とする普通交付税においては、令和2年国勢調査人口が前回の国勢調査より約1,000人も大幅な減少となることが見込まれることなど、今後の行財政運営には大きな不安も生じておるところであります。

このような状況の下、令和2年度に引き続き、令和3年度予算も今まで以上に歳入規模に応じた、いわゆる身の丈に応じた予算編成との考えにより編成された予算となっております。

予算概要といたしましては、森林環境譲与税を活用した森林整備事業、下泉原地区の農地整備事業や観光施設整備事業などの産業振興事業予算を計上したほか、町民の念願であります町道高郷上長尾線、いわゆる上長尾バイパスの早期開通に向けた調査費の計上、教育分野では、先進的に取り組み築き上げてきました本町ならではの教育の継承、義務教育学校の再編に向けた建設費の計上といった、これまで築いてきた環境や礎を最大限に活用した取組を進めるための持続的な予算計上をするとともに、新たに観光分野においては地域おこし協力隊を任用する予算を計上するなど、必要な分野には必要な予算をつぎ込む、メリハリをつけた予算編成としたところであります。

また、例年にはない事業予算として、報道等で御承知のとおり、新型コロナワクチン接種事業に係る予算も計上しており、住民の安心・安全を確保するため、速やかな事業展開に対応していくための予算としているところであります。

歳入の確保が難しい現実の中ではありますが、引き続き「ひとづくり・魅力づくり・活力づくり」を好循環、または相乗させることにより、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現に向けて邁進をしたいというふうに考えているところであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説

明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいま、町長の提案理由説明の中で、予算説明の部分、義務教育学校の再編に向けた建設費と申し上げましたが、設計費の誤りでございます。訂正させていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は議案第20号から議案第26号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第26号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月16日午前9時に開会し、上程された議案等の質疑、討論、採決を行い

ます。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き予算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行ってください。

特別委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。
時間は追って知らせます。

ありがとうございました。

散会 午前 9時43分

令和3年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月16日(火)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 2 議案第 1 2 号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 1 4 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 1 5 号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第 1 6 号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 6 議案第 1 7 号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 1 8 号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 1 9 号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第 1 同意第 1 号 教育長の任命について
- 追加日程第 2 議案第 2 7 号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第11号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
3月3日、4日、5日、9日、10日の5日間、令和3年度予算特別委員会を開催し、熱心に御審議いただき、15日には現地調査及び委員会採決を行っていただきました。
8日には第1常任委員会、第2常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。
監査委員から、財政援助団体監査及び例月出納検査の結果報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて）

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）を議題とします。
本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)は、承認することに決定しました。



◎日程第2 議案第12号 川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第2、議案第12号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第14号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第14号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第15号 川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第15号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町自然休養村農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第16号 令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第16号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第17号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第17号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第18号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第18号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第19号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業
特別会計補正予算(第4号)

○議長(藺田靖邦君) 日程第8、議案第19号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時40分

○議長(藺田靖邦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長(藺田靖邦君) お諮りします。

ただいま町長から同意1件、議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程(第2号)追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程(第2号)追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

◇

◎追加日程第1 同意第1号 教育長の任命について

○議長(藺田靖邦君) 追加日程第1、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、同意案件第1号です。教育長の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

本年、令和3年3月31日をもって任期満了となる大橋慶士氏の後任として、山下斉氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、

同意を求めるものであります。

山下氏は、地名地区在住の昭和35年5月7日生まれの満60歳、県立榛原高校から文教大学教育学部に進学をされ、小学校並びに中学校教員免許を取得され、昭和58年から当時の川根町立笹間小学校に赴任をされ、その後は川根本町内全ての小学校のみならず、町外の小学校等において教鞭を執られているほか、平成17年度から19年度にかけては、町の教育委員会での勤務経験を有されております。

また、平成27年度には中川根南部小学校校長に、平成29年度からは現職であります中央小学校校長をお勤めであり、本年度末をもって定年退職を迎えられることになっております。

このように山下氏は、教育分野において高い専門性と指導力、深い情熱を持ち、何より当町教育の状況を十分理解されておられるだけでなく、その人柄も誠実、公平な方として見受けられ、これからの当町教育行政の推進や学校教育、社会教育における様々な課題に真摯に取り組んでいただけるものと考えておるところであります。

任期は、令和6年3月31日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第27号 令和2年度川根本町一般会計補正予算
(第11号)

○議長（藺田靖邦君） 追加日程第2、議案第27号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第27号です。令和2年度川根本町一般会計補正予算、第11号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,870万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億140万円としたいものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、年度内に完了が見込めなくなった町内医療機関への感染症対策スリッパ殺菌ロッカーの購入事業を翌年度へ繰り越し執行したく、計上するものであります。

今回の歳入歳出補正は、国債を運用している地域振興基金の一部を運用替えすることにより発生する、いわゆる売却益を基金へ積み立てるものでございます。現在の市場状況や今後の見通しを総合的に判断し、このタイミングでの管理替え、売却を選択をしたものであります。

す。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月23日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、第1、第2常任委員会並びに予算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、追加案件の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時47分

令和3年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年3月23日(火) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 9号 川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第10号 川根本町観光振興センター条例の制定について
- 日程第 4 議案第11号 川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定について
- 日程第 5 議案第13号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第20号 令和3年度川根本町一般会計予算
- 日程第 7 議案第21号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第22号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第23号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第13 同意第 1号 教育長の任命について
- 日程第14 議案第27号 令和2年度川根本町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第15 発議第 1号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	鈴木浩之	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	北原徳博	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

事務局職員出席者

議会事務局長 竹野克彦

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月16日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月16日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、中原緑君、澤西省司君、杉山広充君、中澤莊也君、野口直次君、石山貴美夫君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。

質問の制限時間は、30分です。的確に質問、答弁をするようお願いします。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

- 1番（中原 緑君） おはようございます。1番、中原緑です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日の質問を構成するに当たり、町内の農業関係者の方々に御協力をしていただきました。ここでお礼申し上げます。この町の農業に従事したことのない私ですが、町の農業政策につ

いて、精いっぱい、問題解決のため質問をさせていただきます。

要旨は4つでございます。

一つ目。

川根本町は、昔から高級茶ブランド川根茶で全国的に知られ、茶業を主な基幹産業としてきました。また、本年度においては、全国茶品評会で産地賞や、個人においても最高の賞を多く獲得し、川根茶ブランドの実力が発揮されました。こうしたレベルの高いお茶の栽培に取り組む志の高い生産者が業界を牽引し、川根茶の高い評価を得ています。

しかしながら、静岡県内、茶価が毎年のように最低価格を更新するなど、低迷。当町でも農家の生産意欲の減衰、高齢化、後継者不足などにより、茶業従事者が激減しています。川根本町の農業人口は、合併した平成17年には801人で、その10年後の平成27年は450人、約半数に減少しました。

基幹産業である茶業の低迷は、町の魅力発信や産業振興の点で、大きな問題です。町も総合計画の中で、地元の強みを生かすプロジェクトとして、川根茶の品質向上、販売戦略の推進、担い手の育成、生産基盤の強化を定めています。プロジェクトの推進状況及び今後の町の計画を伺います。

二つ目になります。

ここ数年の予算、決算では、茶業のほか、特産物の振興事業、農家を支援する事業が盛り込まれ、毎年、ほぼ同じ内容で継続されています。そのうち、国・県・町が負担する補助制度を活用した事業は、農家や地域の利用実績が減少しています。さらに、耕作放棄地再生利用事業の予算は、ここ5年で半分になっているほか、農業を支えるための補助金事業の予算額も、軒並み減少しています。それは、実際に補助対象になる農家が手を挙げないのか、または、いないという現状も、予算額の減少の要因と思われます。

近年、茶業の低迷や茶農家の減少に伴い、町内の各地区で、耕作放棄茶園が目立つようになりました。耕作放棄地は景観を損なうだけではなく、鳥獣による被害の拡大を招きます。こうした放棄茶園の増加を抑えるためにつくられた補助事業の実績が少なくなっていけば、美しい川根の風景、景観が失われ、農業への損失も深刻化していきます。

監査委員による令和2年度定期監査からは、耕作放棄地の増加に、その解消対策が追いつかない状況。平成28年から令和元年、3年間で約6haの荒廃農地再生、集積を実施しているが、荒廃農地は、それに比べ、毎年10haの増加をしています。引き続き、耕作放棄地対策を進めるほか、担い手対策として、生産性の低い茶園は果樹等への転換推進が必要あり、と報告されています。

今後、町は農家に対して、どのような補助が有効だと考え、どういった点へ力を入れて支援していく方針なのか、伺います。

三つ目になります。

世界的に、SDGs（持続可能な開発目標）の取組が進められています。その中では、働

きがいも経済成長も、産業と技術革新の基盤をつくろう、住み続けられるまちづくりをなど、17の目標を設定し、地球規模で将来を展望し、現状の課題克服の道筋をつくることを求めています。これを我が町に当てはめたとき、基幹産業の茶業をはじめとした農業を守ることが持続可能な地域づくりにつながると考えます。農業を営み、持続させ、住み続けられるまちづくりを目指していくべきだと思います。

農業を持続可能にするためには、農家の声をしっかり吸い上げ、新しいことにチャレンジする農家や、新規で農業に参入したい人を応援する新しい部門が必要と考えますが、町の施策について伺います。また、それらを新たな川根本町農業農村振興対策委員会に諮るお考えはあるか伺います。

最後の要旨になります。

この町に移住し、農業を始めている若者の一人は、有機野菜と生花を借りた畑で栽培し、月に一度、有機野菜や生花を待つ消費者のいる藤枝へ出向いたり、町内の会員向け有機野菜の定期配達をしています。農業へ強い志を持つ若者の根底にあるものは、食の大切さ。そして、野菜は体にとってとても大切な食べ物だから、安全で安心なものを顔が見えるところへ届けたいという思い。おいしかったと言ってもらえるものをつくること。目標は、野菜だけでも収益を上げてやっていくこと。今後、有機野菜の栽培は誰でもできることを知ってもらい、仲間を増やしたい。将来は、子供の食育をやりたいと夢を語っていました。

川根本町に来た当初は、農業法人で1年ほど働き、お金をためることができたから、とても助かったそうです。移住者が移住後、就農する前段階では、農業法人などで就労し、収入が補償されることはとても重要だと思いました。

このように、新規参入してきた農業法人や、移住や転職して農業を始めた人たちが、町内に、僅かですが増えています。この町で、農業生産活動を開始した方々に対して、町はどう捉え、期待し、どのような政策を考えているか伺います。

演壇からは、以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町の基幹作物であります茶業経営の状況は、昨年度の県別茶生産量日本一の座が、鹿児島県に取って代わられたように、数年来続いている産地間競争の激化や、消費者の嗜好の変化によるリーフ茶の販売量の減少といった影響により、当町の農業者の農業経営も不安定要因が増加するとともに、少子高齢化の影響も相まって、後継者不足や地形的要因からの機械化、省力化の遅れ等も伴い、厳しい状況であると認識をしているところであります。また、これらの要因から、耕作放棄地の増加も大きな課題となっております。

一方で、従来の普通煎茶に加え、有機碾茶栽培の増加や、生産された碾茶を加工する企業の進出。高級普通煎茶の産地であることを再認識し、広くPRできる結果となった、先ほど

お話ありました、全国茶品評会では好成績といった明るい話題もございました。

町といたしましては、従前より総合計画において、川根茶ブランドの強化、農業生産基盤の整備と経営の安定化、農業の意欲的な担い手の育成・確保を示し、町農業振興の方向性を示しており、今後の総合計画に示す方向性に沿って、様々な事業展開に取り組み、支援を講じてまいり所存でございます。

一例を申し上げます、農業経営の安定化に向け、規模拡大、作業効率の向上、複合作物の導入等を行う農業者支援の継続や、次年度から工事着手となる下泉原地区、また西地名地区における基盤整備事業等により、総合計画に沿った町の強みの維持強化に努めていきたいと考えているところであります。

2点目の耕作放棄地対策であります、年々、増加する耕作放棄地の状況につきましては、大変深刻な問題であると受け止めておるところであります。これまでも、荒廃農地再生・集積促進事業を通じた荒廃農地の解消や、水路・農道等の管理を地域で支える多面的機能支払交付金による、地域資源の維持に対する取組も行ってきたところであります。先ほども申し述べましたけれども、従来の普通煎茶に加え、有機碾茶栽培を生産された碾茶を加工する企業が進出をする中、一体的に栽培することで耕作放棄地の対応が図られてきた事例もございます。

今後も、荒廃農地の再生を通じ、規模拡大を促進するための補助制度を設け、地域の担い手である認定農業者を中心にあっせんを行っていくほか、農協等と連携をし、制度の普及を行うとともに、生産性の低い農地については、全国の事例等を参考に、有効な活用策の検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の農業分野における補助制度に関する質問につきましては、後ほど、担当課長よりお答えをさせていただきます。

次に、農業の持続化について、農業者の御意見を把握するための取組に関する質問がございました。認定農業者等で組織をする農業経営振興会等の生産者団体や、新設をいたします農業農村振興対策委員会において、様々な御意見を伺う機会を講じるとともに、寄せられた意見を基に皆様と協議をし、今後の農業振興政策を推進してまいりたいと考えております。

最後の御質問は、新たに参入された農業法人や、当町に移住し農業経営に取り組もうとされている方々への期待及び振興施策についての御質問でありました。後継者不足、耕作放棄地の増加等の課題のある当町にとっては、新たな農業の担い手となるこれらの方々には、大変期待をしているところであります。町といたしましても、国・県の補助制度も含め、様々な補助事業を活用して、支援してまいりたいというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、厳しい状況の中、茶業を中心とした農業の発展のため、新たな取組が必要であると認識をしており、今後の農業施策について、関係機関との協議を進め、今後の対応を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 中原議員の2点目の質問に対しまして、お答えしたいと思います。

農業者支援の補助制度についてです。農業者の支援として、現在、農業関係の補助制度は多様なメニューを整備しており、個々の農業者が、経営の向上のために必要な補助事業を有効活用していただきたいと考えます。

複合作物の導入への支援も同様であり、より実情に即した支援策となるよう、新設される農業農村振興対策委員会で協議、検討を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今、複合作物というお話を聞いたんですけれども、この町には、川根本町特産物振興事業補助金というのがあります。そこでいろいろな多様な作物が補助対象になっていまして。対象作物は、読み上げるまでもなく十いくつあるんですけれども。その中で、事業効果が期待できると認められ要領に定める要件を満たすものは、補助の対象とするとあり、要領とは経営計画により、生産、出荷、販売ルートが示されるものであれば、補助対象のものということであるので、であれば、補助対象が、作物が、いろいろな経営計画ができていれば、補助対象の作物になるということによろしいわけですね。

○議長（藺田靖邦君） 内容、よろしいですか。

農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） その件につきまして、お答えさせていただきます。

特産物振興事業費補助金取扱要領のことだと思いますが、その補助基準の中に、今議員がおっしゃった、いろいろな作物が入っております。主立ったものは、柚子、自然薯、ブルーベリー、ワサビ等でございますが、その中で、茶以外の特産物で販売ルートが確立しているものとするということで、その販売ルートですが、もちろん計画、販売ルートが示されているものでないと、この要綱の要領どおりに採択されないということでございます。ここに、事業効果が期待できると認められるものとは、どういうものかということ、先ほど議員がおっしゃった経営計画等による生産、出荷、販売ルートが示されているものと示されておりますので、そういう作物であれば認めますということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 例えば、茶畑から畑に変えて作物を作るのに、農業収入につながれば、作物の栽培種類の選択の自由はあってもよいという、ここに条件が幾つかあるんですけれども、そういうことによろしいんですね。再度、もう1回確認しますけれども。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） もちろんここに、先ほど説明した生産、出荷、販売ルートが示されているものということでございますので、それで収入、なりわいとするものと判断できる

と思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ちょっと前に進むんですけども、この特産振興補助金というのは、例規集によりますと、大体10年前ぐらいの時期が書かれているんですけども、改定というか、それが。農業を取り巻く環境も10年前とは違ってきていますし、作物の自由化もありかと思しますので、できれば、もう少し、この経営計画書、生産、出荷、販売ルートというのが、農家にとって緩く設定していただきたいなというのを希望します。作物の自由化もありかと思しますし、そこにいろいろな規制をかけることのメリット、デメリットについてお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 交付要綱の中で示されているとおりでございますが、町の産業の総合的振興と農林業経営の向上に資するため。特産物振興事業につきましては、そういう目的で交付されております。ここに、農林業経営の向上に資するためということでありまして、複合作物で交付する場合は、それに示す販路拡大、販売ルート等を添付ということで、ここにうたってございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） あと、生産、出荷、販売ルート、この経営計画書の中には、売上げの最低ラインとか、そういったものはございますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 特に、様式は任意のもので、決められておりませんが、こういう生産をして、こういう出荷をして、こういう販売ルートがつながっているよ、もちろん計画でございますから、この販売、出荷、生産によってどれだけの収入が得るか、予定を入れていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今の件なんですけれども、今まで、この認定された作物だけと考えられていた農家の方も多かったみたいなんです。それで、今のお話を聞いたら、条件はついているけれども、自由に作物を選べるということが聞き出せてよかったです。

規制をかけないで自由にすることで、農業者の意欲が高まり、栽培作物の多様性が生まれ、チャレンジする新規就農者も現れるかもしれません。今までのようだと、固定化した作物の中で、希望する作物がなければ栽培しないか、栽培しても農業が楽しくなくなってしまって、発展性がないということも危惧しましたので、ぜひ、こういう、いろんなことがチャレンジできるんだよということを広報していただきたいと思います。

次の質問でいいでしょうか。

荒廃農地は、気づかないうちに増え続けています。集落の周りだけでも、お茶を作らないなら、畑にして自由な作物を作りやすくする施策が必要だと思います。そして、また茶園の集積計画、基盤整備を進めていってほしいと思います。人手不足になってきますので、当然この先は。省力化のために、早期に機械化できるように、この先の茶園の心積もりを高齢化の地主と話していくことは、考えていないでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 荒廃農地再生・集積促進事業費のことで、説明したいと思います。

この事業につきましては、もちろん、今議員がおっしゃったとおり、農業従事者の高齢化、茶価の低迷とか、いろんな環境の変化により、荒廃農地が増加傾向にあります。その解消のために、この事業があるわけでございます。もちろん議員がおっしゃる周知、高齢者に呼びかけ等は、実際行いながらこの事業を進めているわけでございます。この趣旨に基づいて実施しているということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 中原緑君に言います。1問1答の仕組みでお願いしたいと思います。

今は、2番のところの継続というところから質問したと思うんですけども、その辺も考えてよろしくをお願いします。

1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今お答えいただいたのは、割と、まだ消極的な感じがするんですけども。先ほど演壇で申し上げたように、すごいスピードで放棄茶園が荒廃していくわけですよ。ですから計画的にマップを広げて、その地主とお話をしていく準備をしていかないと間に合わないし、そしてまた集積の準備もしないと、担い手は少なくなっているし。だから、放棄地が抜根したとしても、茶園を管理する人がだんだんいなくなってくるというような状況が、10年後、20年後には起こってくると思うのです。ですので、このプランを計画的に行ってってもらいたいと思いますけれども、それについては、法律的なことがあるので、なかなか進まないということはあるのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 今、後継者不足や耕作放棄地の増加等での質問だと思いますが、担当課としては、その対策として様々な事業に取り組んでいるところでございます。もちろん担い手として認定農業者の発掘、認定農業者に対する支援とか、いろいろ補助事業を設けておりますので、活用していただければ幸いです。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） プロジェクトという言葉が総合計画の中にあるのですけれども、プロジェクトという言葉をちょっと調べてみましたらば、プロジェクトの定義って、私もよく分

かっていなかったものですから。複数の業務の集合によって1つの目標を達成するというのと、目標の規模が小さくても大きくても構わない。人間の手によって遂行されるもの。社内だけでなく、他者と協力して遂行すること。これ、今、いろいろな機関が協力し合うということですよ。目標達成までの期限が決まっている。スタート地点とゴール地点が必ずある。中間地点を管理し、進捗状況を確認する。ほとんどの場合、集団で取り組むものである。とあるのですけれども、総合計画の中でプロジェクトってあったんですけれども。この町で、ほかにもプロジェクトというのがありましたけれども。今回、この農業の問題というのが、農業だけではなくて、先ほども言ったように観光、そうですね景観の問題ですとか、それから移住の人たちが農業をすること、空き家の関係性ですとか、そういったこともありますので、どちらかという、先ほど農業経営振興会ですとか、あと新しく生まれました川根本町農業農村振興対策委員会等でも、問題を取り組んでまいりますということでしたけれども。私は、やはりこの多岐にわたる問題を横断的に、各課が一つのタッグを組んで、ほかにも関係する町の企業さんですとか、アイデアをくれる人たちと一つになって、問題解決に取り組んでいくということが必要ではないかなとは思っています。そういうことについて、町のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、今、中原議員からありました総合計画において、川根茶、温泉、自然、川根本町の強みを生かすプロジェクト。まさにプロジェクトということで、数多くの施策の中でということで、総合計画29ページ見ていただければ分かるんですけども、このプロジェクトの中で川根茶地域資源の価値の向上、その下に関連施策というのがございます。まさに、このプロジェクトをやるための関連施策に取り組んでいくということで、それについてどのようにしていくかという、分野別に、活力づくり、産業分野というようなところに位置づけられておまして、それであとはK P I、目標ですけども、この強みを生かす農業の一つのK P Iとして、組織、認定農業者、法人を目標値に掲げてございます。これが一つの、強みを出す農業のほうのプロジェクトの目標となっております。

もう一つは、いろんな施策があるということでありまして、各分野、このプロジェクトにおいて、ここ見ていただくといろんな分野で、先ほど言った川根茶ブランドの強化、例えば、学校等における地域資源の活用場の創出、プロモーション活動の推進ということで、各課がこれに向けて取り組んでいるということです。

もう一つ、先ほどおっしゃいました、連携を持つというところで、大きな連携はまだできていないんですけども、ただ一つの例でいくと、プロジェクトKであつたりとか、移住者とか、農業の支援というところで、その中には企画、観光、農林課、あと民間の方が入ってございますので、そういうところで情報交換をして、こういうふうにしたら移住者、農業の新規で来た方への応援ができるのではないかと、そういう連携を取っているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） そうですね、そのプロジェクトKというのは、耳にしたことがあります。プロジェクトKは、実際、農業の諸問題にいろいろこれからも取り組んでいくということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） プロジェクトKは任意の団体で、特にこういうような問題意識を持った方ですので、その方たちが集まって、こうやりたいということは、継続的に協議するということがございます。ただ、その意見をもって町あとは個人が何ができるかというところを、プロジェクトKとしては、行政に頼らない、自分たちで何ができるかということを議論しておりますので、そういう面では民間の方が一生懸命、一つの例を挙げますと、奥泉のアグリノス、荒廃農地、茶畑を、柚子を展開していただいたというようなところで、民間の方、行政、何が応援できるかということを議論しておりますので、それは継続してやっていくということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほど、プロジェクトKのことは理解いたしました。

初めに、総合計画の中で、横断的な組織があるんだよということだったんですけども、今後の計画としては、もう総合計画、2017年からありますので、2021年で一くくり、5年たちますよね。今、町長も進捗状況をお伝えくださいましたけれども、やはり、このプロジェクトというものが、どのように機能しているのかなというのが見えてこないような気がするんですけども。今後、やはり、また5年がたっていくんですけども。その5年後が、プロジェクトの推進に、現状のほうが早く行くという感じがするので、そこら辺をちょっと、どのようにプロジェクトは進んでいくのか、教えていただけますか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 総合計画の中には、今ありましたように、一つずつK P I、目標がございます。これにつきましては、毎年、検証委員会、中原議員も傍聴されて御存じだと思いますけれども。今回については、この場合は認定農業者数が、一応平成38年度までということですけども、5件というようなことであるんですけども。これは見直しして、今もう5件達成していれば、次がどういうK P Iが必要か。じゃ、もっと5件を7件にすべきかという議論は、後期計画の策定の中で、K P Iの今の数字が正しいか、これを変えていくか、もっと増やしていくかという議論は、なされるかと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） もう一度、すみません。プロジェクトの、そのところをもう1回お伺いするんですけども、やはり定期的に、このプロジェクトというのは、集まって会議をされているんですよね。それで、その成果というのも、やはり、見える化しているわけですよね。

今、認定農業者の人数のことだけ、おっしゃっていましたがけれども、今は、もっと諸問題というのは近々にあるわけなので、目標が川根茶の魅力ということになっているものですから。そこら辺のところを具体的に、問題解決のために進捗させていくようなプロジェクトにしてほしいと思うんですけれども。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 前段、中原議員が言われましたように、プロジェクトというのは、各施策がたくさん集まって、目標として方針を示してございますので、この川根茶、温泉、自然、川根本町の強みを生かすプロジェクトのための会議はございません。個々によって、例えば、この川根茶ブランドの強化。例えば、今後できる委員会において議論するとか。各担当によって、いろんな個別に議論をされていって、頂点的に、じゃ、川根茶、温泉、自然というような強みを生かすという目標のプロジェクトでございますので、それに向かって各施策があるというような捉え方で。あとは、これに向かって各々、農業のK P Iが指標になってくる。温泉は温泉の、観光は観光のK P Iが設置されておりますので、それを達成することによって、強みを生かすプロジェクトが、どの程度達成できているかというような指標になっているかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） すみません、理解がよくできていなくて。そういうことなんですね。では、私がさっきから何回も言っている、この問題解決のための議論するような、横断的な会議ができる場所というのは、実際はないということですね。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほど来、御説明しているように、委員会によって、あとはローリングのほうで見直しをしたりとかということで、これについての特別な確固たる横断の組織はありませんけれども、ローリング等によって進捗状況を確認していくということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） すみません、ローリングという業界用語が分からなかったんですけれども。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 見直しでございます。各チェックして、毎年毎年、見直して、チェックしていくというようなことを、すみません、ローリングというような使い方しております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ぜひですね、やはり、ここの小さな町ですので、横断的な総合的なことを話し合う場というのをぜひ持って、一つの問題に対して、今回は農業のことを私、テーマに入れましたけれども。荒廃茶園とか、農業人口の減少とかということも言いましたけれ

ども。そういったことを目標に達しているからいいじゃなくて、もっと掘り下げた身近なところとか、本当に目に見えるようなところの問題を、早期に解決していくような場がほしいと思うんですけども、今、必要ではないでしょうか。ローリングをしていけば、間に合うのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ちょっと誤解があるようなんですけれども、見直しをしていって、KPI、目標が達成しているからよいという判断は、全然してございません。今、その目標が、当初つくった目標に達しているけれども、それが、今現状でよいのかというのを検証して、じゃ、この目標でいいのか。じゃ、違う目標にしたらいいのか。あとは、この目標で達成したけれども、もっと今の現状なら高い目標が必要でないかというような議論は、見直しの中でしていくということと、あと庁舎内で打合せをして、連携を取って、会議体ではないんですけども、小さい町ですので、お互い近い、課が近いというところを生かして、話をしていっていくということで進めておりますので。決して、目標達成が当初、5年前に目標つくったものですから、それが、先ほどおっしゃった環境の変化がございますので、それは、5年前立てたときと、今との検証はなされるべきであるというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今、課長がおっしゃったことを、私も常々ウォッチしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

あと、先ほどの特産物振興補助金の中に、新規就農者の条件の中に、安定的な経営が見込める経営計画を有するというのがあるんですけども、ちょっとそここのところというのは現実的ではないような気がするんです。個人の力では、ちょっと無理な条件だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほどの特産物振興事業費交付要綱のことで質問ですが、町としては産業の総合的振興と、先ほども言ったように農林業の経営の向上に資するためということで、この事業を設けております。これに、農業経営の向上に資するために、そういう最低限でも安定した事業効果、そういうのが認められないと、やはり補助金とは言えないと思いますので、その点は理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 基本的に、そういった補助を出す事業者というんですか、農業者、農業就農者を育てていくということも必要だと思うんです。若い人が、特に新規ではいると思いますので、だから、その補助を出す事業者をどのように、そういった農業経営ができるように育てていくのが必要だと思うんですけども、町はその辺、どのように育成していますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 後継者の育成ということで、どんなことをしているかということですが、繰り返しになりますが、農業、やる気のある担い手、もちろん認定農業者の方もそうですし、また農業をやりたいという移住者、そういう方に対していろんな補助金を準備しておりますので、そういう補助金等を活用しつつ、町の農業のために貢献していただければと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 当然だと思います。貴重な人材を上手に育てていただきたいと思います。そのときに、一つに、この補助制度を広報に入れてくれたりとか、あとチラシに入れてくれたりしていることもあるようなんですけれども、私も見たことがあるんですが、意外に町民が一連の補助制度を知る機会が少ないのではないかと思うんです。もっと増えたら農業に対して理解したり、興味を持つことで、初めは家庭菜園がスタートでも、将来、その認定農業者になる人も現れるかもしれないと思うんです。だから、広報のほうについて、今で十分だと思っていますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 町民への周知、いろいろ担い手への周知ということで、質問でしたが、いろんな団体の中で、協議とか会議の中で、そういうことも示しておりますし、もちろん広報、チラシ等でも、こういう補助金があるよ、活用してくださいよということは、十分やっていると思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ちょっと気づいたんですけれども、この農業の補助制度なんていうのは、多分移住者の人が大変興味があるんじゃないかなと思うんです。そういった意味で、担当の農林課以外の職員の方も、そういった補助制度について、お勉強しておいていただいて、もちろん分かっていると思うんですけれども、時々制度も変わっていきますし。そういった担い手をIターン、Uターンなどで幅広くキャッチしたときに、温かく受け入れるために、そういった補助制度についても、職員の方も見識を広めていくということが重要じゃないかな、議員の人たちもそうですけれども。そう思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、例として、移住者の相談の例が挙げられました。確かに、一人の専門の職員が全部精通すれば、事は足りるかと思います。ただ、そこまでできないものですから、そういう場合はどうしているかというところ、移住者が来た場合、特に職・住について、どういう質問がありますかというところで承って、前もってそういう希望があれば関

係各課に連絡して、同席できればそこへ同席していただいているようなことで対応しております。今、一番は就職の問題ですので、これについては御希望を聞いて、例えばあかいしの郷とかというのは不足していますので、そういう方に、事務長に連絡をして、いつでもいいよというようなこととか、農業をやりたいということであれば、隣、農林課ですで行って、そういうような説明を心がけております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） そうですね、こういったIターン、Uターンを温かく受け入れていくというのは、とても大事なことだと思うし、志の高い農業従事者をその中で拾い上げて、育てていくということにも、できるだけ手だてを考えていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、これで終わりますけれども、住み続けられるまちづくりの実現を、ぜひ皆さんで目指していきたいと思いますので、また頑張りましょう。

以上です。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。再開は10時10分とします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） おはようございます。2番、澤西省司です。通告に沿って一般質問させていただきます。

1、川根本町の少子化問題について伺う。

一つ目の項目として、ここ数年の少子化問題で町の現状と令和3年度以降の対応を伺う。

二つ目の項目として、町の第2次総合計画で重点戦略の中に人口減少の克服を目指すプロジェクトとあるが、特に2番目の人口に関連する項目について伺う。

三つ目の項目として、結婚推進コーディネーターの新設を要望する。

私は、平成29年に独身者支援システムの新設を提案しましたが、なかなか難しい問題だと感じました。

行政側とのやり取りの中で、三つの一致点がありました。一つ目は、町には独身者が多いという問題点。二つ目は、赤ちゃんの力を借りてまちづくりの起爆剤にしたいという願い。三つ目は、おせっかいおばさんがいたらいいのだけれどもという閉塞感。この三つの難問は今も解決しておりませんが、今回、風向きが変わったと感じ、町もこれでいけるというよう

な結果になるというように御提案しますので、町長も何とかしなければいけないというお考えを述べていただけたらと思います。

2、令和3年度予算及び行財政改革について伺う。

一つ目の項目として、歳入が減少傾向にある中、行財政改革は令和3年度の予算編成にどのように生かされているのか、またどの部分なのか伺うであります。

当初予算における基金取崩額は、平成29年から令和3年にかけて平均7億円から8億円としている。しかし、年度末における基金使用決定額は、平成28年から令和元年度にかけて平均2億1,500万円です。60億円規模の一般会計予算で、2億円くらいの基金を活用して円滑に財政運営していることは、甘いと言われるかもしれませんが、私はよく頑張っていると感じています。しかし、私ども財政の素人には、行財政改革は大変分りにくいものです。そこで、町長にお聞きします。令和3年度予算の行財政改革において、予定される目に見えるプランにはどのようなものがありますか。

二つ目の項目として、私は行財政改革の努力が十分でないと感じるが、今後どのように進めるつもりなのかお考えを伺う。

三つ目の項目として、今後10年間、基金を積み立てることは可能だと考える。いまこそ、基金を積み立てるべきではないか伺う。

以上で、演壇からの発言を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、澤西議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、ここ数年の少子化問題における現状と、第2次総合計画重点戦略であります「人口減少の克服を目指すプロジェクト」における「ひと、生産年齢人口の流入、定住の促進」について、令和3年度以降の対応について、お答えをさせていただきます。

少子化問題は、当町のみならず全国的な問題ではありますが、本町の現状としては、合計特殊出生率は平成20年から24年は1.54と、県平均1.53を0.04上回っておりましたが、平成25年から29年は、県の平均1.54に対し、1.42と0.12下回ってしまいました。

出生率も平成26年度は41人でありましたが、27年度17人、28年度からは17人、15人、17人、令和元年度は20人であり、令和2年度では現在まで10人と大きく減少しております。

このような現状は、保育園、幼稚園、小中高等学校など様々な施設の運営や再編とともに、町の活性化への大きな課題であると捉えており、これらの課題の克服のため、総合計画において重点戦略と位置づけております。具体的な施策につきましては、令和3年度予算でも説明させていただいておりますが、定住促進策として、住宅改修補助、当町への移住相談体制の充実、特色ある教育の展開等により地域の魅力向上を図り、住み続けたい、住んでみたいと思うまちづくりを目指していきたいと考えているところであります。

3点目の質問でございますが、澤西議員からは平成29年12月議会におきまして、類似の質

問をいただいております。そのときもお答えをさせていただきましたが、かなりプライベートな問題であり、現在では結婚に関しての考え方も変化をしており、婚姻という形にとらわれない方が増えてきていることも事実であります。

他市町におきましても、ノウハウを持った民間の力を借り、対応している場合が多い状況と認識をしているところであります。

前回の議員の質問の中にも、独身者支援システムの要望がありましたが、県においてもこの問題を重点施策として捉え、来年度から「ふじのくに出会い応援事業」を展開するというふうに聞いております。結婚を希望する県民を支援するためのサポートセンターや、AIを活用した仲介システムの構築を予定しているとのことであります。県内市町と連携した取組であるため、今後情報を収集し、連携し取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

なお、県の取組等に関しましては、関係課長より補足の答弁をさせていただきます。

2点目は、行財政改革に対する質問でありました。

町に行財政改革に関して、議員からは十分ではないとの御意見がございました。そもそも行財政改革には終わりではなく、日々継続して取り組んでいくべきものであり、いつかの事業仕分けのように事業や施設を取りやめ、または廃止するといったものではなく、現在では町行政の仕組み、取組方法を見直すことによる改革が主流とされております。

当町のように、財政基盤が弱い自治体におきましては、常に行財政改革の意識を持って、予算編成はもとより、行政業務に取り組んでいくことが重要であり、当町もそのような対応をしているところであります。

次年度予算における行財政改革の取組、基金に関しましては、関係課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私から説明をさせていただきます。

県から平成30年3月に公表されております「結婚の幸福度・関心度から見る未来への道標」における県内20から39歳までの男女でのアンケートにおいて、本町においては約52名の独身の方が回答しております。その中で、男女の出会いを目的としたイベント、マッチングサービス等の結婚サービスを利用したいかという問いに、民間、行政機関の別にかかわらず利用したいという方が16人、民間であれば利用したいという方が6人、行政のサービスなら利用したいという方がゼロ人、利用したいと思わないと言っている方が30人となっております。また、利用したいと答えた16人の方の中では、出会いのイベントについては7人、システムによるマッチングサービスにつきましては5人となっております。

本町におきましては、商工会青年部等での婚活イベント、地域づくり事業での、くのわき婚活イベントにおいても、参加者の年代につきましては20から30代の方が多く、40代においてはあまりない状況でございます。

このような状況を見ますと、比較的若い年代の方は、やはり積極的に参加しておりますけれども、40代以上になりますと消極的になってしまう傾向にあるというふうに感じております。この場合、直接会う接触型よりも、会わない非接触型支援のほうが効果的である一面を持っていると考えられます。

先ほど町長の答弁にありましたように、来年度県におきまして展開されます「ふじのくに出会い応援事業」は、サポートセンターによる直接的な接触型支援と、AIを活用したマッチングシステムによる、誰にも会わない非接触型の支援が想定され、本人の希望により選択できますので、この事業におきます市町の関わりについては今後県から示されると思っておりますが、連携を取りまして、この問題に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから行財政改革、予算の状況と基金について御説明をさせていただきます。

令和3年度予算編成における行財政改革の取組についてでございますが、来年度予算、一般会計当初予算は、上程させていただいているとおり55億3,900万円でございます。前年度、令和2年度と比べますと7,400万円、率にして1.2%の減少となっておりますが、このうち3,900万円は新型コロナワクチンの接種に関わる事業経費でございます。したがって、実質的な予算としましては、来年度予算は55億円。令和2年度と比較すれば金額にして1億1,300万円、率にして2%の減少となっております。

また、予算の歳出を性質別に分析して、普通建設事業費においては約4,500万円の減額。これはその年度に何を実施するかによって当然大きく増減するわけではありますが、土木費や農林水産業費、商工費といった様々な分野において、年度間の平準化を念頭に事業の優先順位を付すという作業が重要になってくるわけです。言い換えれば、年度間においてこれらの事業においては大きな波があるべきではないという形の考えを持っているところでございます。こういうことをすることも、ある意味一つの行財政改革であろうということも考えます。

一方、物件費においては約5,500万円の増額であります。この増額の要因としましては、予算特別委員会でも御説明させていただいておりますけれども、今年度は選挙の年でございます。町長、町議選挙をはじめとする各選挙の経費としまして約1,400万円。先ほど申し上げました新型コロナウイルスの関係で3,900万円。これも御説明しておりますが、中高生、小学生の海外、国内研修においては、昨年度コロナ禍を受けて実施できなかった分について、対象者を今年度は2年、今年度分の対象者も含むといった形で経費を見ているものですから、その分の増額として1,700万円。森林環境譲与税を原資とする事業の増額分として1,500万円と。これらのいわゆる特殊要因の増額が8,500万円を占めております。実質ベースで見ると、逆に約4,000万円の減額ということに言えるのではないかと考えます。これも行財政改革の一環でありまして、予算編成に当たりまして、厳しい事業精査をさせていただいた結果であ

るというふうに考えております。

また、もう一つの要因であります人件費にあっては、約1,000万円の減額であります。この中には、人件費の中には先ほど来申し上げております選挙に係る人件費が約1,600万円含まれております。実質的な平準ベースで見れば約2,600万円の人件費の減額ということになっております。行財政改革の推進により、働き方改革も併せて取り組んでまいりました。職員の時間外手当等の削減が、これによってなされたことによって、経費としても減額できたというふうに考えております。

議員が御指摘のとおり、歳入が減少傾向であり、当町は今後、より一層身の丈に応じた行政運営が求められているというふうに考えます。しかしながら、行政サービスが低下しないように気を配りつつも、歳出を抑制していく行財政改革が、来年度においてはある程度反映できたというふうにも考えております。

先ほど申し上げましたとおり、経常的な経費の部分においては、職員の日頃の取組や工夫によって行財政改革は進めていくことができるという面もございます。もう一步踏み込んでいくと、町が提供する住民サービスの目的は何かを念頭に、事業ごとの進め方、費用対効果、行政が担う必要性があるか、様々なことの再認識が必要になってくると考えます。

次に、今こそ基金を積み立てるべきではないかと、基金についての御質問がございました。

当該年度の支出は当該年度の収入で補うという大原則、当該年度に実施した事業も先送りをして予算を編成している現在の財政状況等を考慮しますと、明確な目的なしに将来に向けての元金を積み立てるということには大変難しいものがございます。

一方、近年の本町においては、議会においても追加議案で補正を上程させていただいておりますが、基金の債権による運用が積極的に展開をさせていただいております。利息分の積立てにおいては、ほかの団体、他市町と比較しても決して少なくないということは言えると思います。

行政が基金へ元金を積立てをするためには、その目的が明確である必要がございます。一例、本当の例でございますけれども、例えば、老朽化した庁舎を建て直すといったような場合には、庁舎を建設するための基金を設ける。その理由としては、財源となり得る補助金等がなく、一般財源で全額補う必要がある、全額一般財源で補うということになってしまうことから、単年度にまとまって大きな一般財源を拠出するのではなく、基金といった形で積み立てて庁舎建設に当たるというような目的が必要ということが挙げられます。

つまり、基金というものは、当該年度の税収等の一般財源で補いきれない分を補填するという意味があり、仮に計画をしている事業に、国庫補助金や地方債といった特定財源が充てられるものであるならばそちらを優先すべきだろうと、事業基金にあっても全てを基金に頼る必要はないというふうに考えます。

また、逆に今の当町の状況のように、基金の取崩しを抑制できれば、それは積立てをするといったことと同じ結果であろうというふうにも考えます。

したがいまして、今の町の状況から考えますと、まずは基金の取崩しに頼らない予算編成をしていくということが先であろうというふうに考えます。

御質問の根底にあります、将来の町民のためにという部分においては、議員と考え方も全く同じでございます。その年度に何をやるかといった目新しいことばかりでなく、町民の皆様が将来に希望を抱けるよう、身の丈に合った持続可能な予算編成をお示しし続けることが今後のまちづくり、町の財政運営をしていく上での最も重要なことであろうというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、町長はじめ課長から御意見いただきました。

なかなか難しい部分であって、なかなかのみ込めない部分もありましたけれども、町長の、少子化に関する問題では、私は今回は風向きが変わったというようなことをちょっと言いましたけれども、静岡県のほうの流れが変わっているということで、今後進められていけばありがたいということですが、これは先ほど町長も言われましたけれども、平成25年度は30人、平成26年度は41人ですが、これは先ほど町長も言われましたけれども、平成27年度から令和元年度では平均17人から18人と一段低い出生数で安定しているということが問題なんですけれどもね。令和2年度は今月前半までは8人、先ほど町長10人と言ってくれましたので、後半に来て2人増えたのかなと、それでも一段低い出生数ですのでね、このレベルで定着させるわけにはいきませんから、行政も重点戦略の中に人口減少の克服を目指すとあります。

私も子育て支援策は、赤ちゃんからこの地を巣立つまで支援が行き届いていると感じております。しかし、結婚をしていただくという核の部分に、支援の矢が当たっていないのではないかと。また、その部分を避けて通るわけにはいかないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 再質問にお答えさせていただきます。

直接的な支援につきましては、僅かですけれども、結婚祝い金、縁結び事業による出会いの場の提供や、近隣市町で行われる事業の情報の提供はしてございます。

来年度につきましては、国の事業を利用してではありますけれども、結婚生活支援事業を実施し、結婚への後押しができればというふうに考えております。

ただ、結婚に向けた積極的なアプローチについては、先ほど述べさせていただいたとおり、今後県が展開される事業、新たな応援事業との連携において、よりよい、直接的か接触型か非接触型かということも含めまして、連携した方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに県がおせっかい行政に、長年、県は、結婚は個人の問題だということで静岡県はそこをずっとやってこなかった。ほかの34都道府県でしたかね、それらはもう既に結婚の支援システムをつくってあったということですがけれども、風向きが変わった以上、この町も風向きが変わるべきではないかということで質問させてもらっているんですけども、3年ほど前の一般質問で独身者支援センターの新設を提案しましたが、なかなか難しい問題だと今日まで感じています。

2018年、愛媛県の結婚支援センターによるA Iでの婚活事業が好評で、自治体や団体の視察が相次ぐとあったが、我が町では対象者が少ないから向かないと、その時点では私は思いました。その後、島田で喫茶店を営む女性が成婚20組目を達成したとの記事を見て、我が町にもこのような人がいればと思いました。その方は後押ししているだけ、おせっかいおばさんと言われても、友人、知人が幸せになればと話しており、改めておせっかいおばさんの必要性を感じました。

先ほどから言っていますけれども、今月、1月静岡県は、2021年度の結婚を希望する若者の出会いから結婚までを総合的に後押しする仕組みの構築に乗り出す。要は、先ほど言ったとおり、県が婚活支援など、おせっかい行政にかじを切ったということです。

あえて私が長々とA Iとおせっかいおばさんの話を出したかと言えば、川根本町の行政にもやはり、おせっかいの行政にかじを切ってもらい、必要とされるおせっかいおばさんは、おせっかい行政によって作り出されなければならない。それほど重要なことで、おせっかいおばさんの価値の見直しを私は言っているのであります。

おせっかいおばさんは、今の川根本町に必要だと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 前回の質問の折にも触れさせていただいておりますが、以前は親戚や近所におせっかいおばさん、おじさんというような存在があり、一定の成果があったと思います。

先ほど述べさせていただいたアンケートの結果や、議員から今、御紹介いただきました静岡新聞に掲載されました島田市のおせっかい、40歳の方でおばさんと言っていいのか分かりませんが、記事を見ますと、必ずしもアンケート結果等も見ますと、積極的なアプローチを望んでいるかという疑問、問題と、あとこの島田の例も見ますと、お互いの信頼関係、そこに集う方、男女の信頼関係があつてからこそ、相談しやすい環境が構築されるのではないかというふうに感じております。おせっかいおばさんにも、そのような信頼関係があつてこそその関係が求められるかなというふうに感じております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 大村課長のおっしゃられるとおりだと思います。

仮に、事実上のおせっかいおばさんの代わりとして、町内に結婚推進コーディネーターが

いることにより、私は情報を集中させることができるし、町民の窓口として多くの町民から情報が入りやすいなどの利点があるほか、今後、県が婚活支援などに動き出したときに、基本的にはAIが主流になると思うんですけども、小さい町に対しては何らかの対策とか打ってくると思いますので、町とのパイプ役というか担当職員の代行にもなり得るということが考えられますので、今後必ず必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今おっしゃられたように来年度、県が展開します「ふじのくに 出会い応援事業」については、AIによるマッチング支援を含むサポートセンターを開設しまして、マッチングされたらサポートセンターの、まだ詳細は来ていないんですけども、概略によりますとサポートセンターによる専門の職員がマッチングをさせていくと。先ほど言ったように1町のデータではないものですから、多分、県下全域のデータの中でのマッチングというようなことになろうかと思えます。今後示されることをございますので、その内容によって人的、パイプ役というのが、職員が当面やるのかどうなのか、民間がいいのかというも含めまして明確になるというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 職員がやるのか民間がやるのかということですが、平成29年のときに、プロの方を側面から支援するというのが行政としてのありようだということで、私もそれで今もそういう感じでいけば、今回の推進コーディネーターもいずれプロになってもらうというような形で、側面から支援していくという形で合致しているとは思えます。

結婚推進コーディネーターのような事業は、果たして効果が出るのだろうかということについては、企画課の移住定住事業に関連して、出生数と小学生入学数の関係ですが、2013年に30人生まれた子供が、入学時に24人に減少しています。そして、2014年に41人産まれた子供が入学時は30人と、産まれたときより随分減っています。

しかし、2015年から2016年は同数の17人ずつが産まれて、2022年と2023年、先ですけども、入学時にはそれぞれ21人の入学を予定しており、産まれたときに比べてそれぞれ4人増となっています。これは移住定住の効果が表れているのではと私は判断しています。

このような事業をやれば効果が表れるということで、好調の企画課がやれば、またヒットになるのではと思いますが、この辺はいかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 過大な評価をいただきましてありがとうございます。

要因としては転勤や移住などの様々な要因で、出生数を入学者数が上回ってあった年があるかと思えます。

まず、少子化対策としては結婚によるものばかりでなく、子育て世帯の移住促進によって先ほど言った入学者が増えるというようなことで、そういう両輪で進めていくことが大切であると考えます。このためには、子育て環境を含めました対策を、一課、一つの課ばかりで

なく、関係課と連携していくことが重要だと考えております。その核として企画課が機能するということは、必要性はやはり十分感じているところではございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 人口減少のプロジェクトとして、今回、令和3年度に重点項目でうたっていますので、関連課とのいろんなことと、いろいろ様々な支援をされているのは承知しております。読んでいましたので。そこに最終的に矢が結婚というその一点に入っていないというのがちょっと引っかかって、今回一般質問しているんですけども。

商工会にお願いしている縁結び事業ですが、商工会にお聞きしたところ、最近は結婚まで結びつかないのが実情だが、毎年このカップルは成立するのではないのかと思う組もあるとのこと。しかし、その後は本人任せなので、結果的には不成立になってしまっているということで、フォローしてくれる人がいればと思うときがあったということです。私はこの事業では、もともと駒が1枚足りなかったとっております。

おせっかいおばさんの代わりというべき結婚推進コーディネーターを、補助員として入れておけば、これはと思うカップルに対しては後日相談に乗ることも、背中を押す仕事もできたはずではないか。そして、結果も変わったのではないかと思います。現場で生きた情報もつかめるので、今後コーディネーターの仕事にプラスになり得るなど、この町に必要なポジションだと思いますが、どうでしょう。そういった生の現実に対しても役に立つのではないかという話なんですけれども。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 出会いから結婚までの道のりまでの支援が、コーディネーターが果たして必要かどうかということころも難しいところというか、商工会のイベント、くのわきのイベント等とも、最初は終わったときはカップルができたというふうには報告があるんですけども、その後のうれしい報告まではつながらないんですけども、そういうフォローが先ほど来言ったおせっかいおばさんと結婚コーディネーター、やはり立ち入ったところですので、そこが一般的なコーディネーター、どういう方が信頼感があってというようなことも必要だと思いますけれども、フォローまで考えますと、コーディネーターとしてはやはり専門家であったほうが的確なアドバイスができるのではないのかなということで考えております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのとおりだと思いますよ。

このコーディネーターを選ぶという、選ぶその瞬間といいますか、そこが一番難しいし、そこが成功すれば、今後は放っておいてもその方がプロとして成長されて、うまくいくんじゃないかと、私たちが考えているレベル以上にいろんなことをやり遂げてくれるのではないかというそういうことを思います。

今、課長より、くのわきの話が出ましたので、くのわき縁結び婚活ツアーなどにも結婚推

進コーディネーターを婚活パーティーに補助員として参加させることにより、何とか1組成立させ、実績を持って恋金橋や良縁・安産の神社もある久野脇地区を盛り上げることもできると思います。このように活躍の場所は多くあり、今後は想像していなかった活躍の場も出てくるかもしれませんので、非常に面白いのではないかと、私は期待を込めて話をしているつもりです。

そして、最後にちょっと少しずれますけれども、結婚推進コーディネーターが、この町60代くらいの独身者同士の皆様に、一緒に生活されることを進めるのもありと思っております。同居することによって、安定した食生活を送ることにより、楽しく健康的に過ごされることが、将来的に医療費の抑制につながるメリットもあり、福祉の面でも活躍が期待できそうだということを付け加えて、次に進みたいと思います。

では、続けてしゃべりますので。予算及び行財政改革に入らせていただきます。

先ほど総務課長より丁寧にお話がありました。令和元年度、基金1億1,000万円。その前までの平均は2億1,500万円ですから、元年度ちょっと理由は細かいところまでは私には分からないものですが、金額大きいところだけ見る限り、やっているっていう、そこら辺を使い込みをできるだけ減らすという努力はされているということで。

令和2年度はさらに少ないという感じも私は今、していますけれども、今回の、難しいですよ。目に見えないものですからね、行財政改革。どのようなものがプランにありますかという質問自体もなかなかあれで、それに答えてくれた内容に素直に、素直というかうまくのみ込んでいるかどうか分かんないですけども、1億1,300万円減額といいますか、選挙とコロナでは使うということもあって、その半分ぐらいは実質上詰めているというような、それが言われたこと全部、頭入っているわけじゃないですけども、それが回答かなとは思っています。

一つ、ここで初歩的なことですが、町で行財政改革を進めるに当たり、一定のルールとか目標値などはありますか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町が行政改革を進める上では、「行政改革実施計画」を設けております。その中で、推進項目でありますとかを定めた「集中改革プラン」という名称で、行政運営項目別、様々な行政の項目別に分けて、取組を示して決めております。

具体的に一例を申し上げますと、町が事業していく中で民間委託の推進でありますとか、人事評価、人材育成の推進を図ると、指定管理制度の活用を図るというようなことでありますとか、税の収納率等の向上に取り組むと、このようなことをしていくことによって、町の行政改革を図っていくんだという項目を示したものはございます。

また、言うまでもなく、職員が通常業務の中での工夫や改善も、効率的に業務を行うという中には含まれておりますので、それらも総合的に網羅する中で行政改革を図っていくという状況を今、行っているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 行財政改革は、最近ちょっと思ったんですけれども、節約とは違う。今、盛んに2、3年ぐらい前から、いろんな面で各課に節約をしているなどか、そういう感じがすごく私は感覚的に捉えているんですけれども、節約も行き過ぎると思わぬ副作用も起こる可能性もあり、健全な行政の妨げになるようなことはありませんか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃるとおり、行き過ぎることになれば、そのようなことも当然起きるわけでございます。

しかしながら、町長答弁でも言いましたが、行財政改革は歳出削減であるとか、削るとかやめるといったことばかりに特化するものではなく、行革の目指すところとしては、地方自治法で定められている住民の福祉の増進のためには、最少の経費で最大の効果を得るということでありまして、歳出削減については、そのような取組をした結果として表れてくると。議員おっしゃるとおり、節約、度が過ぎた節約というのは逆に、効率的な行政効果を出すといったことにはつながらないというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そうですね。私の言っているところ大分理解してくれた感じで、あまりやり過ぎると、職員もやる気がなくなるじゃないかと思って、心配してちょっと言ったまです。

それとあと一つ、先ほど人件費が下がっているというふうに先ほど総務課長おっしゃいましたが、これも一つの行革の関係であれなんでしょうか。それとも単純に部署が減った、人が減ったということも、ちょっと分かりませんので質問いたします。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 職員数の減というよりは、ある意味コロナの産物というところもございまして、コロナの産物というかコロナ禍もありますが、働き方改革を併せて進めております。そのような中で職員の残業が減っております。時間外手当の支給も減っております。その辺のところは、人件費の減としては大きなところというふうに考えます。

職員数は令和2年度、今年度から来年においては総数で1名減となるだけですので、大きな数の削減はございませんけれども、そのような手当分の削減が図られているというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

次の質問にいきます。

平均2億円くらいの基金取崩額で推移してきましたが、令和元年度は1億1,000万円の取崩しで、そして2年度も少ないと。行財政改革の努力によって基金を積み立てるパターンと、行財政改革によって基金を使わない方法もあり、質問も難しいのですが、私の気がかりな点

はどこまでいっても、基金の積立てが毎年大変少ないという点です。

一般会計予算に対して、ここ数年1.2%くらいしか予算計上されていないが、ここは大いに問題があると思いますが、いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 大原則としまして、議員が先ほどおっしゃったように、行財政改革は決して歳出削減にのみ特化して進めるべきものではございません。基金積立てを優先して他の経費を削減するという事は、当然あってはいけないことですし、あり得ないことではございませんけれども、今の御指摘は予算額、積立金が予算構成比が小さいのではという御指摘かと思いますが、財政調整基金につきましては、積立てが可能な歳計譲与が発生すれば積立てをしますし、特定目的基金に関しましては、特別な目的が生じれば積立てを行うものという形になっております。

いずれにしましても、予算上で取崩額を計上している今の状況におきましては、積立てを行うということは、予算上においても難しいということをお知らせをいたしません。

参考までに、本町における過去の基金積立てをみますと、地域振興基金を創設するために借り入れた合併特例債を積み立てたほかは、寄附や交付金の突発収入があった場合の積立てがほとんどでございます。広い意味で歳計譲与、余ったお金とか剰余金が出たときに積み立てた事例は、平成22年に財政調整基金へ約4億円を、平成25年に繰上償還を見据え減債基金へ3億7,000万円を、平成27年に情報基盤の更新を見据え地域振興基金への5,000万円の積立てとなっております。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） なかなか理解できる内容じゃないものですから、予算の関係でちょっと複雑過ぎて、対等にうまくやり取りができればいいんですけども、積立額の決算ベースでは0.8%くらいですから、予算よりも一段と下がっています。平均2億円くらいの基金取崩額と比較すれば、非常に積立てが少ない。

基金を令和元年度に減らしたように今後も減らしていけば、あえて言わないんですけども、今までの流れでいくと2億1,500万円ぐらい使っているもので、ちょっと心配して言っているわけです。

決算の歳出における性質別の構成比で、ほかの町と比較してみたいと思います。

この資料ですけれども、昨年の決算期における総務課から出た説明資料です。この資料は川根本町の財政と西伊豆町、森町、吉田町、松崎町か、その四つの町の平均とこの川根本町を比べたものですが、積立金において平成26年度では、川根本町は結果的に0.4%。四つの町の平均は5%を積み立てて、比率が今1桁違います。平成30年度では川根本町は0.9%、四つの町の平均は10%と、どの町も平均2倍に積立金が増加しております。

積立比率が10倍も違うということは、よその町は川根本町とは違った思惑が積立てに表れ

ていると思います。我が町の積立金は少な過ぎると思いますが、この違いはどういうことでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃったとおり、よその市町が基金積立てをしている目的等については承知をしておりますけれども、その状況が違うということが一つあるかと思えます。

もう一点は、近年の特徴としましては、県内に限らず全国的な話ですが、積立ての原資として、ふるさと納税を活用している自治体が多うございます。ふるさと納税を結果として基金に積み立てるということによって、このような差が出ているということも当然あるかと思っております。

残念ながら今のうちの町のふるさと納税の額、2,000万円ぐらいですけども、積立てをするという形のところでは、なかなかそこまで回っていないと。頂いたふるさと納税については、積立てではなく、当該年度に事業として充当しているという形になっておるところでございます。そのようなところの差があるかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かに状況が違って、納得はしているんですけども、私は積立基金増額が、今後の町税の減少に寄与するだけではなく、投資的予算の増額をほかの4町は意図しているのではないかと考えますが、その点の心配は川根本町では無用でしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 投資的事业につきましては、今後の町の考え方の中では、想定される大規模事業的な話について、さきの議会で新町建設計画をお示したかと思えます。その中で財源として、合併市町村に特例として認められている合併特例債の活用を検討している旨、御説明したかと思えます。合併特例債は後年の元利償還金の70%を交付税措置される、合併市町村に限り認められる大変有利な制度でございます。

議員おっしゃるとおりほかの市町においては、大規模な事業等々に積み立てているということを想定できますが、うちの町においてはこの合併特例債を使うという形の中で、大変有利な方法であるということも踏まえ、検討しているということから、基金積立てをとった形のことは今至っていない。また、基金積立て自体が、先ほど来申し上げておりますとおり、予算段階で基金を取り崩して予算を凝縮し、決算時においては結果的に他の財源が確保できたことによって、基金の取崩しが少なく済んでいるという状況でございますので、新たな基金を積むという形については、その基金の原資となる財源が確保できない限りは、なかなか難しいという状況にあるかと思えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 大変よく分かりました。

基金の積立てに私がちょっとこだわっているのは、毎年残るか残らないかとか、財源的に

余裕がないとか、いろんな様々な理由は当然あると思いますけれども、どっちにしても若干は55億円とか50億円ぐらいの財政運営すれば、当然基金はある程度は使って、順調な財政運営をしていくというのは自然なことだと思います。以前、野口議員がそういった質問したときに、基金を使わずにやるわけにはいかないということは、そこら辺の表れだと思います。当初予算で上げてね。

ですので、私は、分かりやすく毎年ここ2億円ぐらいの基金を取り崩していましたので、今はちょっと少ないでしょうけれども、当初予算に対して3.5%ぐらいの積立金額の長期財政計画を立てるほうが分かりやすいと。でそれに向かって3年後ぐらい、この事業は何かちょっと不自然な状況になりそうだなとか、5年ぐらいはちょっとこれはやめたほうがいいとか、そういう計画のきっかけになるという意味で、長期財政計画を立てるほうが分かりやすいでしょうか。どうでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 様々な事業を調整させていただいて、最終的に予算という形でお示しさせていただき、事業を実施しているわけでございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、基金積立でありきのスタートではなく、現状の事業を実施するというものを、先に取り組んでいる形の中で予算編成させていただいていると。

基金を結果的に、今、保有している基金を取り崩すことなく、予算が成立できる、予算を計上できるという段階にまず、これもその都度言わせていただいておりますが、身の丈に合った予算といったところは、町の得られる歳入、自らが確保できる歳入、交付税その他いろんな財源を確保する中でできる予算が成立させ、この予算をつくることができ、基金に手をつけることなく予算が成立することができ、その後新たな財源を基に基金を、といった形になるのが筋であろうというふうに考えます。

基金の在り方についても、以前山本議員からもいろいろ御質問いただいた際にもお答えさせていただいておりますが、財政調整基金等についても同様の考えの中で、財調を使うことなく予算を計上できればといった形を目指して、町の在り方、行革も進めながら総合計画の考えを、見直しを絶えず検証しながら予算を確定させていただいて、今後に取り組んでいくという状況にあるかというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 分かりました。

身の丈に合った財政といいますか、ということは度々ここ3年ぐらい総務課長からお聞きしております。そのときに一度50億円以下、40億円台ぐらいが身の丈ではないかということで、これは川根本町の身の丈、ちょっと資料が古いものであれですけども、38億円とかそうなっていますけれども、そこまではちょっとあれでしょうけれども、40億円台ぐらいが身の丈だとお考えなのかなとは思いますが、そこへ向かっていくためには、やっぱり行財政改革というのは必要なものじゃないかと私は考えております。

身の丈、身の丈といっても、やはり何もしないでいけば、例年やっていると通りの流れで何とかかんとか、あまり基金も使わずにどうもいけそうだでといっ、そういう流れが今の行政にあるんじゃないかと思えますけれども、その点はどうでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃるとおり、行財政改革を進めていくことが、いわゆる身の丈に合った予算を構築するためには必須のことであると、それは重々意識しております。まだまだ、今年度予算か来年度、先ほど御説明させていただきましたが、道半ばというところもございます。来年度予算においても基金取崩額を計上させていただいているということもございます。

一方で、住民サービスを決して低下をさせてはいけないということも、職員、常に思いながら予算編成、予算執行に当たってまいるというところで、今後のところにあっても、どのような形で身の丈に合った予算を計上すべきかというところに取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） よく分かりました。身の丈に合うという御努力を、今後も頭において進めていただければと思います。

それから、2030年には、町の人口は4,600人程度になってしまいます。町税の減少や特別会計も、必ず厳しさを増してくると思います。10年後に基金の積立ては相当難しいと思いますが、今なら行財政改革の努力次第で積立基金は可能だと思いますが、先ほどから基金積立てがありきではないというような話の中で、あえて今から10年の間ならできるなというような私の感覚なんですが、そこら辺はどう捉えていますか。10年先は、ちょっと基金をためるということではできないと思えますけれども。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） これも繰り返しになりますけれども、現時点では取崩しを計上している状況の中で、やりくりをする中で取崩し額が減っているという状況です。その中で積立財源を確保するというのは、なかなか難しいところがあるかと思えます。

議員おっしゃるとおり、人口が減ってくるということは逆に税収が当然減ってくる。入りも減ってくるということは、当然想定されるわけでありましてけれども、一方で、必要経費も小さくなっていくと。人口が減ってくれば、予算規模も小さくなっていくことは当然言える話であります。

財政規模は減りますけれども、以前、山本議員の御質問の中で、財政調整基金の保有額の御質問があったと思います。その際は標準財政規模の20%程度、6億円、7億円、8億円といったところかという話をした覚えがございますが、今言いましたように、予算規模が小さくなるということは、同時に標準財政規模も小さくなります。したがって、財政調整基金の保有額も、必要額も理屈の上では小さくなると。したがって小さくなる、人口が減

ってくるということを望むわけではございません、そうならないように努力はしますけれども、小さくなってくれば必要とする基金の額もおのずと小さくなってくるといことも一方では言えると思います。

基金は、先ほどもお答えしましたとおり、特別な目的なしに基金を積み立てるといことは、今の納税者が納めた税を今の納税者のために使っていないと。会計年度独立の大原則、当該年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てるといったところからも、疑問の点もございます。

適切などいいうか、身の丈に合った財政を運営する中で、基金に積めるべき原資が生じた場合については、今後についても当然基金として積み立てるといこともあろうかと思ひますけれども、まずは予算を、町の財政を適正化、今以上に適正化して、今後の財政運営に当たるべきといふふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そうですね。大体よく分かりました。よく分かりましたといふのはおかしいですね。ろくに財政について、ちょっと不慣れといふかそういった面ではといふ意味ですけれども。

最近、先輩議員から教えていただいたことがあるんですけども、昔は行財政改革の担当者や推進室のようなものがあつたとお聞きしました。行財政改革を推進していくためには、川根本町にとっては必要不可欠な部署だと思ひますが、なぜ廃止してしまつたんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 行財政改革室といふ形のこともありましたし、係をもつたこともありますが、基本的には総務課でやっております。主担当といふ形で、事務局的なことは総務課で行っておりますが、行財政改革においては、当然そのような手法を取るのも一つでありますけれども、今の考え方としては職員、全ての職員が絶えず行財政改革を意識して行財政運営に取り組むんだと。町が、先ほど言ひました行政改革実施計画、集中改革プランといふものは、職員に指示を出しておりますし、その検証も行っておりますが、基本的なものとしては全ての職員が行財政改革に取り組むことによつて、町が行財政改革を推進するんだといふ、ある意味以前よりは1ランク上げたといふふうに自分自身は思っております。取組としては、全職員で臨むんだと。組織として特定の組織をつくるのではなく、全ての職員が全ての業務において意識をして進むと。逆にある種、高いハードルを課しているといふふうに意識をしています。そのような取組の中で、さらに行財政改革を進めていきたいといふふうには考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 行財政改革は全職員で取り組むよつといふ指示を、お達しを出しているといふことでありますけれども、何といひますか、前より上がっているといふことですが、逆に私は失礼ながら下がっているんじゃないかと思ひているんですけども、全職員に

対して。

なぜかっていえば、1年か2年前に、いいアイデアが出たときの報償費、これカットされていますよね、予算から。ということは、いいアイデア出してもこれはあまり認めてもらえない。私どもも一般企業にいたことありますので、必ず報償費は職員、工場、従業員にそういうのは、大体どこの会社にもほとんどありました。そういうものがないということも、士気を下げる要因じゃないかと思しますので、そこら辺はちょっとあれかなと思えますけれども。

もう一つ、若干ちょっとまだありますので、昨年12月の定例会において、ちょっと前ですね、三、四か月ぐらい、自治体財政状況について山本議員の一般質問の中で、収支計画、財政運営計画の作成公表などについての質問に対して、行政側ははっきりそこで行政改革を進めていきたいと発言しております。であれば、令和3年度の予算編成に行財政改革推進室のようなものを復活させる話になっていけばいいかなというような感じでいたんですけども、そこはどうでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 総務部長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 室を設けたから行政改革が進むというものではないというふうに考えます。今の取組の中で行政改革を進めたいと考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 室がなければ進むかどうかと今言いましたけれども、やはり誰も通常業務をこなしているときに、それ以外の行政改革とか、こうしたらいいとかあしたらいいとか見通しとか結構大変な問題なものですから、やっぱりそういう室で専門的に考える人がいなきゃうまくいかないんじゃないですか。

ここ二、三年、何かちょっと財政改革がというような感覚で大変失礼なんですけれども、そういった思いがあるので、専門部署がやっぱり必要だと私は思っていますけれども。

○議長（藺田靖邦君） 総務部長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） むしろ通常業務をする中で行政改革をするべきだと考えます。通常業務を見直すことが、行政改革の最たるものだと考えますので、今の形のままで継続したいと考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 通常業務の中で、相当優秀な人ばかりだということになるんですけども、なかなか通常のやつを、私も機械のやつを勉強しながらまた別なもう一勉強なんていうのは、なかなか相当優秀でないとできかねるということもありますので、そこら辺ももう一度ちょっと人間の優秀程度、そういうことも人間ですから、AIじゃないですから、なかなか大変だと思いますので。

もうちょっと時間ありますので、先ほど来、積立ての目的がないとできないというような感じで、確かにそのとおりだと思います。目的がないと難しいと思いますが、私の勉強の確

認の意味を込めて、町民から一番遠い事業や、あってもなくても、さほど町民に影響のない事業などを行財政改革の候補として取り上げるべきです。

私に関心を寄せているポイントは、3年後くらいまでを見据えた事業改革を公表して、議会と問題点を共有するべきではないかという点ですけれども、この点はハードルが高いですか。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町が設けております、例えば補助制度等については、おおむね3年間を目途に見直しをさせていただいております。様々な事業の全てを洗い出して、見直しをして御報告するというのはなかなか難しいかと思えますけれども。

先ほども御質問ありましたけれども、通常の業務をしながら行革をするのではなくて、通常の業務を見直すことが行革であるという形であります。特別な形の中で業務を見直すのではなくて、自分のやっている業務を見直すことも行革の一つであろうと。業務を見直すことによって業務効率が上がるとか、結果的に財政改革につながるということがベストであるということをお先ほど申し上げたつもりでございます。

制度の話については、今言いましたとおり、補助制度については3年間を目途に、全ての補助制度の見直しを図らせていただいております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） その点に関しては私が聞き違えといいますか、のみ込み違いをしていたかと思えます。先ほどの発言は、ちょっと違っていたかなと、私のほうがですね。行政改革は通常の事業をしながらもう一つ考えるというのは、通常事業することが行政改革に踏み込む、しながらということですね。そのように理解して、ちょっと私のみ込み違いをしたかもしれません。

それでは、もう一点だけ、またちょっと基金の話で大変恐縮なんですけれども、町の積立金は、平成28年頃より2,000万円ぐらいつ当初予算で積立てで上がっております。元年には4,000万円、令和2年から3年にかけては6,500万円と増額していますけれども、これは森林環境譲与税が、ちょうどそこへぴったりきていていると思います、積立金に。

しかし、森林環境譲与税は、間伐とか林業家の育成、環境の景観伐採、害獣駆除など非常に使い勝手のよい税ですから、残らないと思います。結局終わってみれば0.8%ですから、こんなに使い勝手のいいやつを積立ての数字に上げて、でも上がっても全体に使っちゃうものですから、これは上げてあまり意味がないという失礼ですけれども、ちょっともう使っちゃいそうな感じのやつを、当初予算で積立金として上げるのはちょっといかがかと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 森林環境譲与税につきましては、担当課長、農林課長が前にも御説明したかと思うんですが、一度基金に積立てをして、そこから取崩しをして運用するとい

う制度になっておりますので、制度上の問題から基金に一度積まなければいけないといったことから、そのような数字が出ております。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 失礼いたしました。もしかしたら、私がうっかりしていたかもしれません。

では、最後に、今の行政が町民の生活を支えているように、未来の行政も町民の生活を支えなければならない状況がそこにはあります。今よりもっと大変な行政運営を強いられるのは明らかだと思います。未来の行政に、思いやりを形に残す努力をしていただければと思います。

その点はいかがでしょう。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 私が答えるべきかどうかあれですけども、今の財政、町の財政も含めて、今の町の財政を今後も維持すること、まずそれがこれからの町につながっていくというふうに感じます。

細々した中では、町の一つの財産であります基金の在り方を、ありようを今後も継続していくこと。また、町が運営していくための根幹であります財政を司る中で、身の丈に合った財政運営をすることが、それを継続していくこと、早くその形にし、それを継続していくことが、これから様々な状況が心配される中での町に託していけるといったことになろうかと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、身の丈に合った予算編成ができるような形の取組を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 私もその身の丈に合ったという言葉は大変気に入っておりますので、今後ともよろしく御精進していただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藺田靖邦君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。

11時半から再開としますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、杉山広充君、発言を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 4番、杉山広充です。通告に従い、一般質問をいたします。

教育界では本年度、令和2年度4月より、小学校において新学習指導要領が全面実施されてきています。学習指導要領は、学校が教育課程を編成・実施するに当たっての大綱的な基準です。小学校においては、従前の国語、社会、算数、理科等の教科、そして道徳、総合的な学習、学校行事等の授業に加え、3・4年生には年間35時間の外国語活動、5・6年生には年間70時間の外国語の授業が実施されました。中学校においては、令和3年4月、来年度、新学習指導要領の全面実施が予定されています。

また、今年の1月、中央教育審議会が、文部科学大臣に小学校の教科担任制の導入を答申いたしました。令和4年度からの5年生、6年生の理科、算数、英語ということになります。第一に課題となるのは、小学校、中学校、両方で指導することができる教員免許を取得している教員の確保だと思います。本町においても、大変大きな課題だと思っています。

さて、私は、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休校等があり、そのため教育課程の修正を余儀なくされ、学校運営において非常に大変だった1年間だっただろうと推測しています。

来年度の新学習指導要領の実施、また本町における義務教育学校の設置に当たり、今以上に行政、議会が情報を共有し合い、話し合って協議をし、保護者、町民の皆さんの思い、考え、意見等に謙虚に耳を傾けなければならないと思っています。未来の川根本町、日本の社会を担っていく子供たちのために、一つ一つの教育施策を慎重に検討し、実行に移していかなければならないと考えています。時には時間を十分にかけることも必要だと思います。現在は、今述べたように教育推進において、非常に大切な時期と考えます。

最近、地域の皆さん、特に子育てをしているお母さん、お父さん、おじいさん、おばあさんから、それぞれの違う立場から、教育のこと、行政のこと、生活に困っていること等、思いを私に直接、間接的に伝えてくれることが多くあります。町民の皆さんが、この川根本町を今以上に住みやすい町、将来にわたって存続していく町、地域にしていこうという証だと思っています。大変うれしく感謝しております。

ここで、直接話をしてくれた地域の人たちの声を幾つか述べてみたいと思います。

一つ目です。今年3月に世界無形文化遺産候補として、徳山の盆踊りが国連教育科学文化機関、ユネスコに再申請されました。令和4年11月に、世界無形文化遺産として登録の予定と聞いております。本町にあっては大変うれしいことだ、町の人材育成、町の活性化につながる、徳山の盆踊りが世界の文化遺産として正式に登録された暁には、今以上の支援をいただきたいと思う。

二つ目、今年も子供が園を卒業し、他の町の小学校へ行ってしまふ、入学してしまふ。話せない事情があるかと思うが、さみしさを感じます。

三つ目、町は義務教育学校を本川根地区と中川根地区に1校ずつ設置することで動いています。川根本町で、昨年4月から今年の2月までに生まれた子供は10人以下と聞く。今後も少子化の問題は続くと思う。将来を考えたとき、義務教育学校が二つほしいのでしょうか。

四つ目、義務教育学校にすると複式学級はなくなるのですか。

以上、四つ紹介いたしました。これらは全て地域の人たちの生の声です。行政も議会も真摯に受け止めていかなくてはならないことだと思っています。

今日は、一般質問の機会をいただきましたので、通告済みの事項について伺います。

一つ目、新型コロナウイルス禍での教育について。

1、昨年度コロナ禍による臨時休校、そして今日までその他いろいろな配慮がなされ、授業が実施されてきています。うれしいことです。小学校6年生の年間実施授業日数及び実施時間数は、どれぐらいでありましたか。

二つ目、中学校3年生の年間実施授業日数及び実施時数はどれくらいであったでしょうか。大きく二つ目です。

教科等において、指導すべき目標及び内容の定着の見届けが非常に大切であると思っています。本年度、特に年度末において、各校へはどのような指導・指示をしたのか伺います。

次に、大きな二つ目です。義務教育学校設置に関連して。

教育行政は昨年3月、私の質問において、学校教育施策スケジュールの実現には、保護者、地域の皆さんの理解が不可欠と考えておりますと答弁しました。また、昨年9月、1年間に出生した子供たちが一堂に会し、協力、切磋琢磨して学習、生活していくならば、理想の教育ができると思うという意見に対して、皆さんの意見を聞きながら、その中で検討していきますと答弁しています。この答弁は、まさに地方教育行政の運営及び組織に関する法律に合致しております。下記のことについて伺います。

一つ目です。教育委員会の開催について。

実施日、令和2年3月から令和3年2月末まで。実施日ごとの主なことで結構です。協議事項で結構です、協議事項について。

二つ目、総合教育会議の開催についてです。

実施日、令和2年3月から令和3年、今年の2月末までにおいて、実施日ごとの主な協議内容。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（菌田靖邦君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、杉山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍での教育についての御質問でございました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、異常気象とも言える連続して大雨警報発令等により、臨時休業措置などにより、大変厳しい1年間となってまいりましたが、その中でも子供たちや教職員の頑張りの様子を多くの方々から聞いております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による学校臨時休業期間中において、中学校では若手教員の発案によりまして、双方向でのオンライン授業の実施、各小学校ではICT機器を活用

しての家庭学習も行われました。このような双方向オンライン授業が、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校臨時休業期間中に、公立学校において実施されたのは、県内においては川根本町だけであったとお聞きをしているところであります。

また、東京都東村山市立久米川東小学校の子供たちと、当町の小学校の子供たちとのテレビ会議システムを活用しての交流を持っておりますが、生徒数が多い東京の子供たちに対し、当町の子供たちは臆することもなく元気よく交流できたと聞いておるところであります。

また、もう一つ、今年度に感激したことの一つがあります。本川根中学校2年生の研究作品が、日本学生科学賞で入選1等に輝いたことがあり、さらにこの1等入選は2年連続という快挙でありました。また、同じく3年生の御兄弟の研究作品が2等に輝いており、今年度静岡県では3組が入選に輝いておりますが、そのうち2組が本川根中学校の生徒の作品でありました。

このように大変厳しい状況の中での、学生の学校の生活ではありましたが、子供たちの頑張りや教職員や地域の皆様の御協力により、大きな成果が生み出され、今日に至っていると感じており、改めて感謝を申し上げますところであります。

なお、授業時間数の質問や教科指導に係る質問につきましては、担当課長より答弁とさせていただきます。

次に、義務教育学校設置に関連しての御質問にお答えをさせていただきます。

義務教育学校への再編計画につきましては、これまでも説明をさせていただいておりますが、3月10日開催の令和3年度教育総務課に係る当初予算特別委員会の席上でお示しをしました、川根本町学校再編地域連携形成プロセスにより説明させていただいたとおり、川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会での調査、研究、協議を経て、保護者の皆さんや地域の皆さんからの御意見等を伺っての決定となっているところであります。

なお、教育委員会の開催や、総合教育会議の開催に係る御質問につきましては、担当課長よりの答弁とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍での教育において、小学校6年生、中学校3年生の年間授業日数、それから授業時数についての質問にお答えをさせていただきます。

小学校6年生の授業日数は平均184.75日、実施時数については平均829.5時間となっております。中学校3年生の授業日数については平均177.5日、実施時数については平均804.5時間となっております。なお、こちらのほうは特別の教科は含めておりませんので、教科の中の時間の平均となっておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、各校への指示・指導について答弁をさせていただきます。

コロナ禍だからといって評価等に特に変更点はありませんので、指示・指導は行っており

ません。教育委員会は基本的事項について学校管理規則を定め、この規則に基づき日常的または具体的事項については、校長の判断と責任の下で、学校の管理運営を行うことが基本となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このため、各学校における教育課程等に基づき評価等を行っていただいております。その内容等につきましては、毎月行っている校長研修会時に、また教職員の人事評価制度による管理職の面談時に確認をさせていただいております。

次に、義務教育学校においての、教育委員会の実施日について答弁をさせていただきます。

令和2年第1回教育委員会を令和2年2月28日に、第2回教育委員会を3月27日に、第3回教育委員会を6月8日に、第4回教育委員会を8月3日に、令和3年第1回教育委員会を令和3年3月1日に開催をさせていただいております。

なお、協議内容等につきましては、町のホームページで公開をしておりますので、そちらで御確認をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（園田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから総合教育会議、所管、総務課となりますので、御説明をさせていただきます。

改めて申し上げることになりますが、総合教育会議は平成27年4月の地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、首長と教育委員会の協議・調整の場として、各自治体に設置されたものでございます。構成員は首長と教育委員会によって構成となっております。

同会議は、うちの町の場合は町長が招集し、町長が教育委員会と協議し、町の教育大綱の制定に関するもののほか、教育を行うための整備に関する施策や、様々な教育課題の協議・調整を行い、町長と教育委員会が力を合わせて、効率的な教育行政の推進を図っていくための会議機関とされております。

当町での会議実績につきましては、必要に応じて開催をしておりますが、町の教育大綱策定から2年がたちました平成30年5月には、現行制度の検証と今後の学校教育の方向性を見いだすために設置をされました「学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会」の実施状況の報告を含め、開催をしております。

なお、御質問のありました昨年の2月からの開催状況としては、昨年でございますが、昨年の3月2日の会議では「学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会」での様々な意見交換からの御意見を踏まえ示されました「川根本町の学校の今後の方向性」を、町としても今後の方向性としていくといったことを確認し、これに沿って議会並びに関係者に説明していくということを了解をしております。

次に、これも昨年でございますが、11月5日の会議では、義務教育学校への再編について、町としての考え方を確認した上で、保護者や町民に説明する地区説明会の開催を確認、了解

をしております。

本年2月12日の会議では、11月から行いました地区等の説明会の状況報告を受け、再度、方向性や全体のスケジュールを確認し、義務教育学校として2校への再編構想及び設置場所等について改めて協議し、確認をするとともに、町としても教育委員会の考えを再度了解し、確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） ここで、1時まで休憩とし、再質問は1時から再開といたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 途中で切れてしまいましたので、また、気を引き締めてやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前中の質問に対しまして答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私は、各学校が新型コロナウイルス感染症対策として教育課程の修正、夏休みの短縮、学校行事等の見直しの工夫・改善を実施してきていること、承知しております。理解しております。

午前中の説明では、小学校6年生の年間授業日数184日、実施時数830時間、これ平均ですね。中学校においては177日、実施時数は804時間、そのように伺いました。年間の授業日数は普通の年ならば、大体小学校、中学校も204日程度、200日前後になると私、思っております。なぜなら、学習指導要領に示されている標準年間時数というのがありますけれども、大体1,015時間ということの規定されております。ですから授業時数は、各学年の目標とか内容を達成するために必要な標準時数と、そう考えてもいいと思います。学校教育法施行規則にもこれ載っております。

このようなことから考えると、今年は、特別の場合ですので仕方ありませんが、授業日数が約20から30日少ない。それで時間にすると150時間から、170～80少ないということになります。これらは通達が出ておりますので、これについて云々は申し上げません。ですから子供たちの学習指導において、先生方がいろいろ工夫とか改善をして大変だっただろうなということを私は推察しております。

現在、私が一番心配していることは、この1年間で子供たちが身につけなければならない学習内容が定着したのかな、どうかなということなんです。学習内容の定着度です。先ほどの説明ですと、年度末に各学校へ指示、指導したことは、何ですかということですが、学校

の評価ありますので、それに任せたと。あと、校長さんの判断に任せたとということでした。やはり学校は、P D S Cの評価がありますので、それに基づいてやっていると思います。プラン、実行、評価、クリエイティブ、創造というサイクルがありますので、それに基づいてやっているとは思います。

私が今一番申し上げたいことは、子供たちの学習内容の定着がどうかと担任が調査をして判断したならば、そのままにしないで、次年度、令和3年度の学年で、最初にその学習の定着をはかる時間を確保してやっていただきたいということです。つまり、特に国語科、算数科においてです。例えばのことも言います。来年度、6年生であっても、1学期の最初に5年生の学習をしても何も問題がないということです。適当だということです。また、来年度中学1年生であっても、1学期の最初に小学校の6年生の学習をしても何も問題がないということです。今、私が申し上げたことは、このようにしますと抵抗を感じる学校、教師もいるんじゃないかなと思いますので、教育委員会から各校へ指導を再度お願いしたいと思います。このことです。今、述べたことは、昨年度出されました文部科学省からの通知、通達出ておりますので、今後に生かしていただけたらうれしく思います。

このことについていかがですか。お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 一つ先に私のほうから質問させていただきますけれども、今、定着度と言いましたよね。定着度をはかる手段としては、どういうものがあるんですか。定着度のはかり方というのは、非常に難しいと思うんですよ。それで通常やっているのは、学力調査も一つの定着度調査、これは来年度の4月にやりますよね、6年生と中学3年生がやります。いわゆる5年までのものをきちっと定着度を見るという。でも、定着度というのは、そのほかに表現力とかいろんなものがあります。そういうものを観点別に評価をしなきゃいけないわけです。

それで先ほど言われたのが、教師がと、教師、各担任はやっぱりそれは、自分の命としてきちっとやっているということです。それに対して、これは年度末に校長さんたちの人事評価をします。そのときにはきちっと、全体的にどうであるかということを経済委員会は把握しております。そういう意味で、恐らく問題ないという、先ほど問題ないかということをおっしゃいましたが、実は、現在の教育というのは履修主義なんですよ。杉山議員もよく御存じだと思いますけれども、全ての子供がその年度に到達しなきゃならないように、全て到達しているかということ、これは現実的にはほぼあり得ないんじゃないかと思っておりますけれども、そこを十分に理解をしてください。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） よく分かりました。

では、次のほうにいきたいと思います。

大きな二つ目の質問事項です。

義務教育学校設置に関連して再度伺います。

昨年3月に学校教育施策スケジュールが出されました。そして、昨年の6月から8月中に5つの小中学校の保護者へ説明会を実施したこと、そして、その後、11月、12月に川根本町立学校の今後の方向性説明会、これが小学校学区ごと3つの保育園、一つの子育て支援施設で実施したということ、報告があったと思います。承知しております。

ここで伺います。この説明会が本町唯一の幼稚園であるさゆり幼稚園で行われたかどうか。私、これちょっと聞き落としたかも分かりません。さゆり幼稚園で行われたかどうかだけちょっと教えてください。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員の質問にお答えをさせていただきます。

さゆり幼稚園におきましては、日程の調整が取れなかったので、実施をしておりません。以上です。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 分かりました。私は本町で唯一の幼稚園において説明会がなされなかったことは、非常に残念に思っております。今後できましたら善後策を取れば取っていただきたいと思っております。

私は今話している川根本町立学校の今後の方向性説明会は、非常に大切だったなと思っております。これ11月と12月行われた説明会です。それは、地域の人たちの生の声や思い、要望等がたくさん出された会であったと思っております。

ここで再び、教育委員会の開催について伺います。

先ほど課長さんの説明では、昨年度2月、3月、6月、8月、今年の3月とそういうふうにかかれたと説明がありました。私もホームページで見えておりますので、8月3日と3月1日は、最近までホームページでは公表されておりましたけれども、5回開かれたと聞いております。

それで、そうすると昨年の8月以降、それで2月まで、つまり、総合教育会議が開かれるまで、開かれていないということになりますね、教育委員会は。つまり、11月、12月に説明会があった後、3月に開いているわけですね。ということは、教育委員の皆さんが11月、12月に開催された地区住民説明会において住民の皆さんから出された意見、思い等についての話し合いを持って共通理解をしなかったということになります。そういうような特別な会合がありませんね。つまり、11月、12月に説明会を行いました。その後、総合会議を行う間、やっていないわけです。これ、やったかやらないかだけで結構です。お答えください。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、杉山議員の質問にお答えをさせていただきますが、教育委員会としては行っておりませんが、総合教育会議のほうに教育委員の方、全てに出ていただいております、その中でアンケートの結果等を踏まえて協議を行っておりますので、教育

委員の皆様方にも認識は済んでいるものと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 分かりました。

ですから11月、12月に説明会はあって、やって、その後、総合教育会議までには教育委員会、開かれていないと。つまり、教育委員会としての見解がまとめられていないということと私は取ります。

ここで町立学校の今後の方向性説明会で地区の皆さんから出された意見、幾つか述べてみたいと思います。

一つ目、2校でよい、1校でよいという考えもあるかと思う。ゼロ歳から15歳の保護者のアンケートをぜひ取ってほしい。

二つ目、義務教育学校は2校とする理由、通学時間、教室の数が覆ったため、そこまで戻って再検討すべきであろう。

3、本川根地区は、本川根地区の子供が少なくてかわいそう。小規模過ぎる。

4、現在の校舎は、どこも老朽化している。地理的に本町の中央である徳山地区に義務教育学校の建設を考えたらどうでしょう。

こんなことも出されております。この意見は大変重いもので、今後の本町の教育を考えた場合、重要なことだと思っております。これらの住民の声について教育委員会で十分に話し合い、全ての地区とは言いませんが、再度説明会を行うくらいの配慮があればよかったなと思います。そうして教育委員会で教育委員会としてのまとめ、総括を行うべきだったと思います。教育委員会と総合教育会議は違います。教育委員会は、教育委員の見解を持って総合教育会議に臨むと思います。それ一人の意見じゃありません。委員会としての考えだと思います。

ですから総合教育会議が2月12日に行われたと聞いております。先ほど説明がありました。総務課長さんから、行われました、2月12日だということ。ですからそのときに教育委員会としての見解、まとめを述べるべきではなかったかと私は思っています。これ教育委員一人一人の考えではありません。教育委員会としての見解です。まとめです。このことについて一言お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきますが、教育委員会としての意見を統一して総合教育会議に諮るというのは、特にそういうのは法的な根拠はないかと思っております。総合教育会議の中には、教育委員の皆様全ての方に参加をいただき、その中で議論もさせていただいております。

また、今回の再編の計画においては、協議会の中に教育委員の皆様全ての方に参加をしていただいておりますので、その中でも意見も聞いております。また、教育委員会の中でもその再編に向けての方向性について承認もいただいておりますので、それを踏まえれば、特に

議員のおっしゃったようなことはどうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今の説明ですとちょっと違ひますけれども、また私も勉強します。お願ひしたいと思ひますが。首長の諮問に対して教育委員会、答申する。または、教育委員会が首長のほうへ要請をする、総合会議の。その双方向があると思ひます。また、そこ私も勉強したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

やはりいろんなこと、将来の教育行政に禍根を残してはいけないと私は強く思っております。「教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、多様な住民の関心や要望を適切に反映しながら教育行政を行っていくこと。そのためには教育委員の皆さんが、教育委員会が地域の実情、住民の思い、要望等に精通し、地域の皆さんの声に謙虚に耳を傾け意見を吸い上げて、今まで進めてきている計画にかたくなにこだわることなく柔軟に対応し、今後の教育行政に、教育施策に生かしていくことが大切なことだ」とこの法律には書かれておりますし、私もこのように思っております。これらについて今後生かしていくことを切にお願ひいたします。

次に移る前に一つお願ひをいたします。

現在、教育委員会開催後、教育委員会会議規則に基づき、速やかに議事録を作成し、ホームページにて公表していただいております。ありがとうございます。教育委員会会議規則では、会議の中で質問、または討議をした人の名前及びその要旨を記載することになっております。しかし、公表されている議事録には、私、持っておりますが、委員と書いてあつて名前は記載されていません。私、調べました。今後の対応よろしくお願ひいたします。

次に移ります。

総合教育会議に関連して伺ひます。

令和3年2月12日に開催されたと聞きます。町長は、3月の総合教育会議においても、昨年11月の総合教育会議においても、「協議の最後のまとめとして、本日協議した内容、決定した内容を議会、町民及び各関係者に説明し進めていく」とはっきり述べています。議事録にも書かれております。町長、この姿勢、前向きな姿勢には私は賛同いたします。町長、この点について今後いかがでしょう。改めて伺ひます。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この総合教育会議に来るまで、多くの時間を経て、それぞれの委員会等で在り方教育会議からずっと経過をしております。そこで詰めて詰めて最終的に総合教育会議で決定をするというような運びになっているものですから、それまでの過程については、当然ながら行政としては、また、町長としては、慎重に対応をしなければいけないという思いから、そのような方向で決断をしたということでございます。ですので、手続上に瑕疵はなかったという思いで対応をしたという思いです。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 今後そういう内容を議会、町民、各関係者に説明をしていく、今後もお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ところで、先ほど触れました教育委員会同様、2月12日に開催された総合教育会議の会議録、ホームページで見ましたが見当たりません。川根本町附属機関等が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱、見ましたら、「会議終了後速やかに会議録を作成し、公表しなきゃならない」と規定されています。まだですね。ちょっとお答えください。

○議長（藺田靖邦君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議員おっしゃるとおり、ホームページの掲載が遅れております。

大変申し訳ございません。先般、準備整いましたので、近いうちとどうか掲載をする予定でおります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） よろしくお願ひいたします。

私、コロナウイルス関係で、各学校、本当に非常に大変だったなと推察しております。教職員の皆さんが一丸となって努力されていること、ここで感謝申し上げたいと思います。

最近、友達と話をしながら下校している小学生と出会いました。生き生きしていました。話をしてくれました。「僕、朝早く学校へ行く。そして、友達とキャッチボールをして遊ぶ。面白い、楽しい。でも、ドッジボールとかソフトボールはあまりしない。休み時間には友達と話をする。本当にうれしい。僕は図工と算数が好きだ。学校の給食おいしい。中学校に行ったら部活はサッカーをやりたい」、このようなことを元気よく話してくれました。私は心の中で期待しているぞと叫びつつ別れました。

今まさに川根本町の子供たち、一人一人が自分の目標に向かって前進することができるよう、保護者や地域の思い、願ひに耳を傾けなければなりません。そして、それらを教育行政に反映させ、よりよい教育環境づくりに努めなければならないと強く思っています。これは行政、議会の責任だと私は思います。

最後になりましたが、私の質問に対し丁寧に答弁してくださいました関係当局に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 議員に確認のために発言をさせていただきますが、議員も教育長に御就任いただいていたことでもありますので、御承知のことと思いますが、教育委員会を開催した際に、前回の会議録について確認をし、出席者の全ての委員の方に署名をいただいたところで、それをもって会議の公開となりますので、その辺で若干タイムラグがあろうかと思っておりますので、その辺は御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 4番、杉山広充君。

○4番（杉山広充君） 分かりました。

○議長（藺田靖邦君） これで、杉山広充君の一般質問を終わります。

しばらく休憩とします。時間は1時35分から再開とします。よろしくお願ひします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時35分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 7番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、二つです。

一つ目の質問事項は、町の基幹産業であるお茶を中心とした農業振興策についてであります。

二つ目の質問事項は、川根本町の行政のトップにおられ、長年、町のかじ取り役を担ってこられた鈴木町長の、令和3年度における施政方針を伺うものであります。

最初に、農業振興対策についてということで、質問の要旨に基づいて5点の質問を行います。

1点目は、現在95ha以上あり、年々増え続け住環境の悪化や獣害被害の原因となっている町の大きな課題である耕作放棄地の解消をどのように図る考えかを、今まで取り組んでこられた荒廃農地再生化事業の成果、課題、今後の取組等を含めて伺います。

2点目は、農地の集積化、農作業の機械化、効率化、省力化等をどのように進めていくのかを、今注目されているIoTの技術を使ったスマート農業の可能性、現在、下泉原地区や今後行われていく西地名地区の農地集積事業の進捗状況等を踏まえて伺います。

3点目は、農地転用が原則認められていない農用地区内農地の設定方針の中に所有者や耕作者、地元の声を反映させていく考えはないかを伺います。

4点目は、総合計画等の中で明記されている販路の拡大、農業の6次産業化についての考えを伺うものです。

5点目は、今後、基幹産業である茶業を守り、地域の誇りとして次世代に伝えていくために欠かせない新規就農者への支援と後継者の育成をどのように図る考えであるかを伺います。

二つ目の質問事項は、鈴木町長の施政方針について伺うものです。

町長は、令和3年度の予算編成に当たり、第2次川根本町総合計画の体系に基づいて、社会の潮流に合わせながら、川根本町の強みを生かす施策と人口の減少の克服を目指す施策を重点戦略として位置づけ、社会の潮流に的確に対応する視点を持って分野別（教育・文化・

健康福祉・医療・産業等)の施策を展開し、まちの将来像である水と森の番人が創る癒しの里、川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた誰もが安心して暮らせるふるさと～の具現化を目指し、様々な施策を展開されようとしております。

川根本町のかじ取り役でいらっしゃる鈴木町長の令和3年度における施政方針を、重点施策として位置づけられた川根本町の強みを生かした施策と人口減少の克服を目指す施策を中心に伺いいたします。

行政側の明確かつ前向きな答弁を御期待申し、私の最初の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長(藺田靖邦君) ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地対策についてでございます。

中原議員にも答弁したとおり、耕作放棄地は、年々増加し、景観の悪化等深刻に受け止めております。繰り返しになりますが、荒廃農地の再生を通じ規模拡大を促進するための補助制度を設け、地域の担い手である認定農業者を中心にあっせんを行っているところであります。今後も農協等とも連携し、制度の普及を行ってまいりたいという思いでおります。

また、生産性の低い農地につきましては、全国の事例等を参考に有効な活用策の検討を行ってまいります。

続きまして、農地の集約化、機械化等の推進について農業経営の安定化に向け規模拡大を行う農業者、作業の効率化のための省力化機械の導入を行う農業者への支援を行っております。下泉原地区、西地名地区においては、基盤整備事業を行い、担い手となる農業者への集約化も併せて行っているところであります。

農産物の販路拡大につきましては、複合作物の生産、出荷を行う農業者が増加をしております。農協等と連携をし、高収益な新たな特産物の産地化や販路拡大を検討していきたいと考えているところであります。

6次産業化につきましては、農業者や農業者グループが付加価値を付けて販売することができれば、農業収入の増加につながりますので、より多くの方に実践していただけるよう関係機関と連携し、支援の検討を行ってまいりたいと思っております。

新規就農者への支援、後継者への育成については、就農前に研修機関で生産技術の習得や流通、マーケティング等の知識の取得の研修費用の支援制度もありますので、補助制度の周知をより行っていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、厳しい状況の中で、川根茶を守り農業者の経営が安定しなければ、課題の解消はできないと考えますので、有効な支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

農用地区域内農地の指定に関することにつきましては、担当課長から説明をさせていただ

きます。

次に、予算査定に当たっての考え方ではありますが、予算編成の重点戦略は、第2次総合計画の体系に基づくものであることは、議員各位御承知のことと存じますが、町の強みを生かすプロジェクトと人口減少の克服を目指すプロジェクトを重点戦略とし、令和3年度の当初予算編成に当たっているところであります。

町が行う事業の全てが、町民が豊かに安心して暮らすために必要なものであることは言うまでもありませんが、町が抱える問題点や今後の発展を考えたときに、特に重点を置いて取り組むべきことがいわゆる重点戦略であり、これは総合計画の策定に当たり実施をした町民アンケートや町民ヒアリングの結果を反映したものであります。

一つ目の、町の強みを生かすプロジェクトにおいては、町民誰もが誇りに思い、町外に誇れる地域資源がある川根茶、温泉、自然を最大限に生かした取組を、二つ目の人口減少の克服を目指すプロジェクトにおいては、町の機能維持に大きな影響を与える生産年齢人口減少の抑制や多様な就労環境の創出による定住の促進、暮らしやまちづくりを進めるための取組です。

具体的な事業については、お配りしてある予算資料に記載してございますので、この場では説明は省略いたしますが、これらの事業は、全てが単体事業ではなく、それぞれがそれぞれを補完し合いながら、相乗し好環境、好循環することで町民が未来に希望を抱き、幸せを感じ、笑顔に満ちた千年先も続く町としていくために必要なものであり、限られた財源の中で協議を重ね予算編成に当たったものであります。

本定例会の初日にも申し上げましたけれども、本町は、平成17年9月に二つの小さな町が合併して誕生した町でございます。合併以降、この町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤整備等の大規模な基盤整備や県立川根高校の魅力化促進、多様な就労環境の創出といった新たな取組を推し進めてまいりました。この投資により、様々な企業の本町進出や川根高校が県内唯一の全国公募の県立普通高校へと大きな変化を遂げるなど、町の強みを生かしながら人口減少を克服するための礎が出来上がってきたと実感しているところであります。

令和元年度以降、歳入規模に応じた予算編成へシフトする方針のもとに、予算総額は減少をしておりますけれども、継続性をもって重点戦略に取り組んできた成果が表れてきており、今まで築いてきた環境や礎を最大限に生かした取組を進めるため、戦略を持った継続的な予算として、社会の潮流に的確に対応するための視点で編成をしたところであります。

以上よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 農用地区域の指定に関する質問ですが、私のほうから答えさせていただきます。

農用地区域の指定につきましては、今後、定期変更を行う予定でありまして、国のガイド

ラインに従い、関係機関、地域住民等の意見を参考にしながら手続を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） それでは、まず1点目のことから再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、耕作放棄地の解消の問題ですが、川根本町では農地の集積化と再生化事業ということで、昨年も1.8haということで行われていますけれども、まず、現状の把握として私が先ほど95ha以上あって、20年には9.5haぐらい耕作放棄地が増えているわけです。その実情として再生可能な農地の割合と、再生ができない、もうこのまま農地としては使えないという農地の割合について、まず説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 数値的な関係ですが、令和2年度新たに9.6ha発生しているわけですが、再生可能な農地、再生可能でない農地等の把握は、現段階ではしておりません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、課長が答弁されましたけれども、非常に大切な点だと思うんですよ。先ほど町長が答弁されていた中で、集積地について機械化できて合理化できるものについては集積していく、そうでない農地については今後、様々な情報を得ながら活用を検討していくということですので、例えば、そこが後で触れさせていただきたいと思ったんですが、農用地区内農地であって再生不能な農地もあるわけですよね。そういうものを計画からやはり農用地から外していくという考え方があると思うものですから、できるだけその点は、明確に調査して今後いく必要がありますけれども、その辺についてまず伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 大変失礼しますが、回答の変更をしたいと思います。

先ほど再生可能な農地、再生可能ではない農地ということで、毎年、農業委員会のほうで農業委員の力を借りまして、その調査は毎年行っています。今、現段階ではこの今資料ないので、その面積というのはちょっと発表できないんですが、そこだけ少し修正させていただきます。

それと、農振の農用地区域の関係です。その件につきましては、先ほど答弁したんですが、農用地区域の指定につきましては……

○7番（中澤莊也君） 1点、先ほどの、後で再質問しますので、結構です。後でそれはします。一問一答ということになりますので。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、これから農業委員会の委員の方と、そういう再生できる農地とそ

うでない農地の調査をされるということですので、それは調査が終わったら、また報告をぜひお願いしたいと思います。

それで1点、私のほうで、これは住民の方からこういう提案があったわけですが、荒廃農地の再生事業に対して専門の部署を設置して、その耕作放棄地などに農業経験のあるシルバークの力を借りて、年間を通じてそういう耕作放棄地対策に努めると、そういう提案があったわけです。仮称として、荒廃農地対策会議というものを設置して、地区別に現状を精査して、対策を講ずるといような提案をされた方がありまして、私はやはり地区の実情を知るには地区の方と話しをしてそれに努めていくということが、この農地集積事業を効果的に使う大きな要因になると思います。その辺について新しい、農業農村振興会議ですか、それもできますので、そういうことで、そのところでも検討をしていただきたいと思います。その辺について伺わせていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） まず、荒廃農地のこの事業について少し説明したいと思います。

本事業は、荒廃農地の再生を通じた農地集積による経営規模拡大を促進するため、認定農業者等が行う農地の障害物除去とか、振興とか、整地並びに土壌改良に係る費用を助成するものでございます。耕作放棄地対策として耕作放棄地に対するそういう委員会を設けよと、設けたらどうかということですが、今、各地区担当で農業委員さんがいらっしゃいます。農業委員さんのお力を借りながら、現在では耕作放棄地対策も図っているところなんです。役場としても今言った荒廃農地の再生のために補助金も活用して、耕作放棄地の解消に励んでいるということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 課長が今、御答弁されましたように、耕作放棄地の集積事業の該当者になる方は、説明だと認定農業者等の農業を中心にやられている方に限るとい、そういう判断でよろしいのか、その辺もう1回確認をさせてください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） この事業につきましては、認定農業者等が行うものでございます。認定農業者等とありますと、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者でございます。基本構想というのは、農業経営基盤強化促進法の中で基本構想を定めてあるものの水準の到達者ということで、それが対象者ということとなっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 農地は、多分大規模化して集積していかないと、耕作放棄地の解消というのはできないということは存じておりますが、そうではなくて集積化できない土地が当然荒れていく。今、何か課長の説明だとよく分かんないんですけども、一般の方が高齢に

なって、農地荒らさないような形で何かしようとする場合、そういうこともこの事業の対象になるのか。ちょっと今の説明では理解できなかったものですから、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 再度説明します。

この事業につきましては、荒廃農地の再生を通じた農地集積による経営規模の拡大を促進するため、事業対象農地において促進事業を行う認定農業者等に交付するものでございます。

先ほど議員が言われた集積ができない、小さい、それに関しましては、先ほど町長の答弁の中にありましたが、生産性の低い農地につきましては、全国の事例等を参考に有効な活用策の検討を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） では、2番目の質問に移らせていただきます。

やはり農地を集積して効率化を図る、機械化を図るということで、耕作放棄地対策にはなるとは思いますが、今、町のほうでもIoTを使った土壌調査のようなことをやられていますけれども、よく言われるスマート農業についての考え方を少し聞かせていただきたいと思えます。導入の可能性、導入することによる農業の効率化、その辺について説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） どなたかいいですか。情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 中澤議員のおっしゃられた今現在導入しておりますe-kakashi（いいかかし）につきましては、議員言われましたとおり、スマート農業の関係でデータを取りまして、そのデータを有効に使って省力化を図りたいということで、半分実証事業的な導入をしたものです。議員がおっしゃられているスマート農業への可能性とか多分おっしゃられているのは、例えば水田に自動で運転されるトラクターとか、そういった大きなことを考えられていると思うんですけども、当町の農地的なものとしてはまだ小規模な、機械化はまだ図られない農地が多いものですから、そちらの導入については、今、議員の御質問のとおり、農地の集積化とかそういった計画が進んだ段階でまた導入を検討することになろうかと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 今、情報政策課のほうの山田課長のほうから御答弁いただきましたが、実際にやられるほうの農林課の課長さんは、どのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど何回も名前出ていると思えますが、新しく設置される農業農村の関係の委員会等で今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤莊也君） 新しくせつかく町全体の農業の振興を図るための会議ができますので、ぜひその中で検討していただきたいということと、現在使っている土壌調査のその成果も生かせるような形にしていいただければというふうに思います。

3点目の再質問をさせていただきます。

これは非常に私が前からこだわっていることなのですが、青地農地、それを転用するには、実際、原則として青地の農地転用は、県のほうでも認めていませんし、できません。甲種農地という1種、2種もあるわけですが、そういう農地はできないわけです。先ほど耕作放棄地の中で農地転用できないものがあるという、私がそれがその中に農用地区内の農地も入っているんじゃないかとお聞きしたのは、そういうものについては、積極的に農用地区農地から外していく必要があると思うんですよ。ですので、今後の方針の中で、例えば5年以上耕作が放棄されていて、後継者もなく今後とも農地として再生する可能性がないような農地については、積極的に農用地区から外していく考えがあるというふうに考えますが、いかがでしょうか。その辺について伺います。

○議長（園田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員のおっしゃる、今、耕作放棄地対象農地とも言える農地につきまして農用地区域を外すかという質問ですが、まず、農業振興地域整備計画の中に最初構想を立てる流れがありますが、それは意向調査等により地域農林業者の意見を聞き、農業振興の方向及び市町村整備計画の構想を定めることと、国の示したガイドラインに載っております。

その意向調査とは、調査の各段階において必要な調査項目を定め、集落座談会、またアンケート調査方式等により実施すること。それだもんですから、農業振興の方向及び市町村整備計画の構想を定める場合は、そういう座談会とかアンケート等で意向調査を実施して関係機関等で協議し定めることと、ガイドラインでは示されております。そのために、その農地を一つの農地が荒れている、耕作放棄地となっているので、農用地区域から外すということにはならなく、面的に見て、そこが農業振興になる農地であれば、農用地区域と指定させていただくというふうな流れだと思えます。

以上です。

○議長（園田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、課長が言われていた整備計画、これは案ですけれども、28年の3月にできたものがあって、多分5年に一度見直すということは、農用地区内農地の指定についても見直すということで考えられていいと思うんですが、その中の先ほど私が申しました設定方針の中で「農用地にするものについては、10ha以上の集団的農用地」、これはまとまってあるのは、多分、地名の田んぼしかないと思うんですが、そういう農地と「土地改良事業及びそれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域にある土地」とか、そのほかで、「農業振興における地域の属性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業

上の利用を確保することが必要な土地」、まあ難しい言葉が書いてありますけれども、その中で例外として、「cの土地であって次の土地については、農用地区には含めない」という方針があるわけです。

これは、「集落区域内に介在し、四方を宅地に囲まれる等、営農環境が悪化し、今後も農用地として存続することが困難と認められるおおむね1ha未満の農地」、こういうものが今、点在していますよね。点在している現状は把握されていると思いますが、そういうものを農用地区内農地から積極的に外して農地の流動化を図って、そこに宅地造成のようなものができれば人口増にもつながるといふふうに考えるんですが、その辺について考え方をもう一度伺います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員のおっしゃる農業振興地域整備計画書（案）ということで、28年3月に策定されております。その中の農用地区域設定方針、確かに集落内に介在し、含めないということで、例が三つほど書かれております。これも来年度、定期変更していきます。そういうこの設定方針にも定める中で意向調査等によりこういうところを外す、こういうところを設定するというのは意向調査、どんな形かちょっとまだ決まっておりますが、皆さんの、町民の意見を聞きながら、それを決定の組織、農業振興地域整備策定委員会等に諮って定めていきたいと考えます。いろんな人の意見を聞きながら、定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） これは農業振興にもつながる大きな課題だと思いますので、ぜひ地域の人たちの声、所有者の声、耕作者の声を聞きながら、先ほど杉山議員も言われたように教育問題についてもいろんな声を聞きながらということで、住民の福祉の向上を図る意味からもそういうことを積極的にやっていただいて、農用地に適さないものについては外すというそういう方針を、もし持っていただけたら非常にありがたいというふうに思いますし、現状そういうふうにするべきだというふうに考えます。

3点目の質問をさせていただきたいと思います。

農産物の販路の拡大とか農業の6次産業化について伺わせていただきます。これは最初に中原議員のほうからもアリノスの話が出ていたと思うんですが、2018年10月に柚子事業の6次産業化ということで、東京のコンサルタント会社のアリノスさんが、食品加工、2次産業、販路とか製造販売の3次産業、1次産業については、地区の方に担っていただくということで始められた事業であります。その中で1次産業をもうやっぱり後継者とか農業の従事者が高齢化しているということがあって、自分たちでやるということで今やられていると思うんですが、その中で柚子の栽培が現在どれぐらいあるかちょっと私は理解しておりませんが、約50t、それだけでは少ないので、収益をはかるためには、もう少し生産量を上げねばなら

ないかということをおっしゃっています。現在、どのような状況でこのアリノスさんの柚子の6次産業化が進んでいるのか。まず実情を得て、どんな問題点があるのか、その辺について伺わせていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 申し訳ございませんけれども、アリノスさんの概要につきましては、ちょっと今資料等がないものでお答えできませんが、当町にはふじのくに川根本町ゆず協同組合というのがあります。それは組合員8名で協力して柚子を作っているところでございます。現在分かるのは、資料がないものですから、ちょっと申し訳ないですけれども、お答えはできかねるところでございます。すみません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから知っている範囲ということで御説明をさせていただきます。

議員おっしゃるように、最初、東京のコンサルタント会社アリノスというところが奥泉に空き家を活用した柚子をやりたいということで、サテライトオフィスということで空き家を借りて開所していただきました。その後、アリノスというのは、インターネットとか地方でのよく小笠原とかいろんな秋田のほうともコラボしてやっているということで、川根本町については、柚子ということでございます。正式には2019年6月にアグリノスと今の現在の会社、農業の関係の会社を立ち上げてございます。

先ほど一番目の中原議員のときにも言ったのか、奥泉地区の茶畑をお借りして、5haぐらいといいますか、そのときは柚子を植えてやっていると。今ではふるさと納税の商品にもありますミストとか、最近では柚子を使ったチョコレートというのも開発されて、やはりインターネットというか、そういうITの会社ですので、そういう販売網を駆使してやっているということでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 少し販路の拡大というんですか、新しい、よく農業の再生と併せて複合作物ということをおっしゃっていますので、先ほど町長が答弁されました抹茶のことについて、非常に今、有機抹茶が海外で需要がある。お茶のほうについても、価格が安定しているということで、碾茶に移行されている農家の方もありますが、やはり町の農業施策の中で農家の所得を上げるには、やはり新しい展開が必要だというふうに考えます。

県のほうでも川根茶の将来像として、高級茶と併せて有機抹茶の生産ということはおっしゃられていて、海外の展開ということが書かれておりますが、その辺についての見通しとか、現在の状況について分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） よろしいですか。農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 私の今、資料がないものですから、ちょっと十分なお答えができるかですが、今、確かに議員がおっしゃるとおり、そう今、有機抹茶の件があります。すみませんが、今、資料ないもんですから答えられませんが、確かに全国でも戦略の関係で有機抹茶が品目の中に含まれ、今から海外戦略の中に含まれていました。町といたしましても、その有機抹茶の生産を行っているSOMAに対して非常に工場の誘致とかそういうのに力を注いできたわけですから、今から生産への転換を促進し、産地の特徴に合ったお茶を的確に供給できるよう支援していきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今の考え方だと、これからは川根本町の川根茶が生き残っていく中では、その有機抹茶、碾茶への移行を視野に入れながら、茶業の発展、振興に努めていくという考え方でよろしいんですか。その辺について確認をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 有機抹茶への展開も一つの施策でございます。それと以前から何度も申しておりますが、高品質なお茶の生産についても維持をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 分かりました。高級茶は、そのまま伝統的な技術を継承しながら守っていく。新しい展開としては、有機抹茶の展開も図っていく、農地の集積化も努めていく、機械化も図っていくという農業政策であるというふうに認識いたしました。

最後になりますが、新規就農者の支援ということで、新規の農業次世代人材の資金、今年も300万円予算化措置をされていて、2年目の方が一人ですか、5年目の方が一人ということで新しい就農者に対する金銭的な支援をされていて、研修なども積極的にやられているという説明がありましたが、この制度の概要、どういう、結構国の基準でかなりハードルが高いというお話も聞いておりますが。これから農業を目指す人たちにとってこれが使いやすい制度になるような形にしていく必要があると思いますが、現在のその制度の概要で結構ですので、それで今まで就農された方がどのような形で農業に従事されているのか、その辺について伺わせていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） まず、簡単に説明したいと思います。

この農業次世代人材投資資金の交付につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金ということでございます。

対象者につきましては、独立自営就農時の年齢が原則45歳未満であり、次世代を担う農業

者となることについて強い意欲を有している等が対象者となっております。

資金の交付額の基準につきましては、経営開始初年度にあつては、交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始2年目以降にあつては、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得を減じた額に5分の3を乗じて得た額とするということでございます。

資金の交付期間は、農業経営を開始した日の属する月から起算して5年間ということであり、概要を示させていただきました。

支援する額につきましては、県の補助を頂いております。それを活用して行う事業でございます。現在今2名ほどいますが、私の見た限りは、立派に経営規模を拡大しながら農業を営んでいると判断しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、資金の説明、概要等を説明していただきましたが、2人というのは、現在その資金を受けて、資金を活用しながら農業従事者として独立しようとしている人たちのことを言っているのかと思いますが、その中で5年間の資金援助を受けて独立してやられている方って過去にあるんですか。あつて、その人たちはどのような産物を作っていて、年間どれぐらいの収入を上げていられるのか。やはり必要だと思いますので、お聞かせください。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在どのぐらいの収入があるのかは、今資料がないので分かりませんが、この制度につきましては、29年9月25日に開始されたものでございます。まだ年月がそうたつてはいないと。今からいろいろその方が今後どうしていくかというのは、分かってくるじゃないかなと思われまふ。あくまでもこれは経営確立に資する交付金でございます。就農直後の経営確立に資する交付金ということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、収入は、これからはその人たちが頑張つていって、先ほど言いました農業の総合施策の中にも、独立した農業者としてやるには年間所得が600万円以上というような記述もありますので、その辺についても就農する前だけの支援ではなくて、この人たちが独立するまで厚い支援が必要であるというふうに考えます。その辺については、御配慮をいただきたいというふうに思ひます。

先ほどの3番目の農振地域の問題についてもう一度、これはこのような考え方が取り入れていただけるかどうかということを確認させていただきたいと思ひます。これは農振地域の除外、これは個別案件で、特別な状態があつた場合は6月と11月にその農地の除外の委員会があるというふうに思ひますが、その前に農振として除外したいような案件があつた場合は、定期的に会合を持っていただいて、事前にその案件が農振除外にふさわしいかどうかという

のを検討する、そういう会議を島田市は持っているんですが、島田市は農業委員会という組織がありますが、うちの場合なかなか大変だと思いますが、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員のおっしゃるのは、軽微な変更のことだと思います。個人ごとの案件のことですが、それにつきましては先ほど申したと思うんですが、農業振興地域整備促進対策協議会の中で審査をしていただき、農用地区域から除外が妥当かどうか判断していただきます。これは町に設置されておりますので、この中で審議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） ちょっと確認します。その会議は、6月と11月だけということでしょうか。それとも適宜やられているという、その辺について説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 軽微な変更には除外の申請等があれば、受け付けて随時対策協議会を開いて、そこで審査して、外すのにふさわしいのかという判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 農振の除外って6月と11月しか会議、多分なかったというふうに私、思っているんですけども、そういう定期的にやられているんですか。そこら辺がもし認識が間違っていたら申し訳ないですけども。もう一度、6月と11月にやる会議について、それとは違うのかどうかということも含めてお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） これは担当課としての見解ですけども、この農業振興地域整備促進対策協議会を毎月のごとく申請あるたびに開いているのでは、事務が非常に大変なことなものですから、今、議員がおっしゃった6月、11月に年2回として定めさせていると。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 分かりました。ですので、それに、例えばそういう案件をまとめて処理するに当たって、事前にそんなに月に一度とかというか、年に何回か事前の会議、それでこういう案件なら外せるという、島田市なんかはそこで協議した案件しか実際の会議に上げないんですよ。そこで協議されて、これの案件なら農振外せるじゃないかという案件しか実際に会議に上げていないということをお聞きしたものですから、そういうふうにするのができないかどうかということをお聞きしているんですが。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在のところは、6月と11月にこの協議会へかけるということで、事前にその案件をどうするのかは、担当が判断する。担当が分からなければ、県の担当に聞きながら協議して判断していくということだろうと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 農業振興について、最後の質問をさせていただきたいと思います。

農地転用の問題ですが、転用については4条と5条があって、最終的には県知事の許可、農業委員会がある場合は農業委員会で許可されるわけですが、それについて今、県のほうで権限移譲ということで見直しを図られていらっしゃいます。積極的に手を挙げて、以前も質問したことがあるんですがそういう事務を委任事務、自治事務ですか、そういうものをこの町にもってきて、転用をこちらの許可、権限の中に入れるという考えについての考え方を伺いたいと思います。これは、できたら町長に伺いたいと思いますが。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員のおっしゃるとおり、今、農地法のことは、3条は市町村農業委員会の判断、4条、5条につきましては、県許可ということになっております。その権限を町にもっていけばいいじゃないかという話ですが、現在のところは、そういう考えは今のところありません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤荘也君。

○7番（中澤荘也君） 今度できます農業農村会議の中でぜひ検討していただきたいというふうに強く思います。

最後になりますが、この場で聞いてよろしいのか分かりませんが、鈴木町長の施政方針ということで、いろいろな事業に強みを生かしながら取り組んでこられた事業が人口減少克服にもつながっているという成果も含めて、今年度予算にかけの思いというのを伺わせていただきましたが、非常に大変な時期であります、これからも川根本町のかじ取り役としてこの町を動かしていただけていただけるとのことです、もし問題なければ、伺わせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 任期は10月ですが、精いっぱい頑張りたいなというふうに思っています。

○7番（中澤荘也君） ありがとうございます。

これをもちまして、私の質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（藺田靖邦君） これで、中澤荘也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩とします。時間は2時45分から再開したいと思いますので、よろしく

お願いします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） こんにちは。6番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今なお新型コロナウイルス感染症対策に昼夜問わず、医療従事者をはじめとする国内外多くの人々が立ち向かっていただいております。当町もワクチン接種に向けて、担当課をはじめ、日々いろいろな部署において、職員が努力されています。ありがとうございます。いかに日常生活の当たり前が大切かということ、長きにわたり神様がこれでもかと試練を与えています。オリンピックの今後の運営にも目が離せません。そんな折でも、自然界は私たちに一筋の光を差すかのように、例年以上に早く春を告げてくれています。全国的にも桜前線も早いと聞いています。我が町の特産、川根のお茶も順調に生育してくれることを祈っています。

国・県はもちろん、近隣市町と連携・対応しながらリニア新幹線関連、大井川治水対策、国道をはじめ道路環境整備、人口減少対策、教育等に至るまで課題克服に町民には見えにくいところで町長の奮闘、人脈の強みを生かしながら対応し、さらなる町の発展のために幅広い政治手段を期待する声は今まで以上に。またその反面、実績、施策等においても問われることになる令和3年度における本町は、数字以上に町の方向性を含めて、極めて重要な初年度と考えられます。

私は、自然がいっぱいで住みやすい人情味あるふるさと川根本町が長く続くことを常に願って、質問を続けているつもりです。

さて、今回は定例会予算審議の中から、公共施設の指定管理の課題についてから5件、2つ目は、川根本町附属機関の内容と、現在ある委員会の組織の在り方についての中から2件を抜粋、大きくは2点の柱に質問いたします。

1、公共施設の指定管理の課題について。

①社会福祉協議会と町との関わり、関連性の再認識、社協の設立当初の理念から現在の組織運営の考え方が大きく違ってきているのかを伺います。

②接岨峡温泉会館の現状と今後の課題についてお伺いいたします。

③4月から新たな指定管理者となるウッドハウスおろくぼについて、地元の活性化を含めて、今後の振興策を伺います。

④まちづくり観光協会は、引き続き観光振興センターの指定管理者を行うかを伺います。

⑤それぞれのキャンプ場での指定管理の更新に当たり、町としてどのような運営上の課題、要望があったのかを伺います。

2、川根本町附属機関の内容と現在ある委員会の組織の在り方について、2件抜粋です。

①川根本町茶業振興協議会は、町の委員会に所属するのか、協議会の組織の内容を伺う。

②観光商工課の商工観光委員会の組織の見直し等を現状では考えていないのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問です。お願いします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理制度に関する質問がございました。複数の社会福祉施設の指定管理者となっている町社会福祉協議会に関する質問でございます。社会福祉協議会は、現行法であります社会福祉法の前身である昭和26年に制定をされた社会福祉事業法に規定をされた、全国及び都道府県単位にも体系的に組織された社会福祉法人であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に規定をされているところであります。

社会福祉協議会は、町行政と共に町全体をフィールドに地域福祉を推進する公共的な組織であり、双方にとって重要なパートナーであります。社会福祉協議会は、戦前、戦中に設立された民間慈善団体を基軸に法制化された組織で、歴史を重ねるごとに提供サービスが拡大し、平成12年の介護保険制度設立の際には、介護保険サービス事業者の中核的役割を担ったことは、記憶に新しいところであります。これらのことから、町における福祉の拠点である川根本町福祉センターについて、町社会福祉協議会指定管理者として事務所を構え、さらにデイサービスセンターやB型就労支援施設につきましても、指定管理者として選定をし、福祉事業を拡大、展開してまいっております。現在は、福祉事業や業務が多種多様になるに従い、町行政と社協双方の関係性においては、臨機応変に関与、相談、協議をしながら、適切なパートナーシップによる地域福祉実現に向けて事業を展開しているところであり、このような関係を今後も継続していくことには変わりはありません。

次に、接岨峡温泉会館についての質問がございました。

接岨峡温泉会館につきましては、令和3年3月末の指定管理更新に当たり、現在、同会館と併用となっている地区集会所の関係を含め、接岨峡と協議を進めているところでございます。

ウッドハウス、観光振興センター、キャンプ場に関する質問と、町附属機関に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） それでは、最初にウッドハウスおろくぼについての御質問に

お答えいたします。

議員御存じのとおり、新たな指定管理事業者として、株式会社KAWANEホールディングスが4月から営業開始に向けて準備を進めているところでございます。

川根本町の魅力を体現し、喜びを分かち合うことを事業運営理念として、季節に合わせた探訪、地元の食材を使った食のイベント、近隣施設のコラボ企画など、町内外の関係機関と連携しながら施設の有効利用を図り、地域の活性化につなげていく事業運営を進めていく予定でございます。

次に、観光振興センターの指定管理者についての御質問でございますが、引き続きまちづくり観光協会が指定管理者として、現在の指定管理契約期間である令和4年3月31日まで管理運営をいたします。

次に、キャンプ場の指定管理についての御質問であります。今回のキャンプ場の更新に当たりましては、一つの課題でありました借地料の件について協議を進め、次年度からは指定管理者が負担していただくことで合意をいただいております。運営状況につきましては、経営状況の改善や、地元雇用者の高齢化などの指定管理者からの管理運営における課題もございましたが、コロナ禍においてもキャンプ需要の高まりがある中、各施設の運営状況を把握しながら進めていきたいと考えております。

次に、2つ目の町附属機関に関する御質問の、商工観光委員会についての御質問であります。商工観光委員会は、商工振興、観光振興と公の施設の運営に関することについて、調査、審議をしていただく委員会であり、商工と観光は関連するものであることから、同委員会の大きな組織の見直し等は考えておりません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 私のほうから、茶業振興協議会のことについて回答させていただきます。川根本町茶業振興協議会は町の附属機関としての位置づけではなく、町茶業関係者である茶生産者団体、茶流通関係者団体、茶栽培・製造等の指導関係機関、行政により組織された町の補助団体でございます。御承知のとおり、同協議会では、品評会出品支援、川根茶の宣伝、消費拡大等をはじめとする様々な取組に構成団体が協力し、取り組んでおり、今後もこれらの業務において、茶業振興協議会が中心となって取り組んでまいりたいと思っております。

また、新たに設ける川根本町農業農村振興対策委員会においては、町農業振興政策全般の協議検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。

6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最初に、社会福祉協議会の関係をやらせていただきます。

社会福祉協議会が指定管理者となっている施設のうち、町が指定管理料を支出している施設はどこか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 社会福祉協議会が指定管理者となっている、町の施設でございます。川根本町福祉センター。川根本町老人福祉センター憩いの家いずみ。川根本町デイサービスセンター、これは2か所ございますけれども、上岸と高郷でございます。川根本町生きがい対応型デイサービスセンター、これも2か所ございます。川根本町障害者就労継続支援みどりの丘、そしてみどりの丘えまつでございます。このうち、デイサービスセンター2か所並びに障害者就労支援施設2か所、こちらにつきましては、それぞれ障害関係、それから高齢者関係の給付費により運営費が賄われており、指定管理料が発生しない施設というふうになっております。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、町の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の整合性、計画性の担保はどう維持されているのかをお聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 地域福祉計画、それから、地域福祉活動計画、それぞれございます。まず、地域福祉計画というものが町が策定する計画でございます、これに合わせる形で社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定するというものでございます。それぞれ相関があります。

今の現行の計画につきましては、年度がずれておりますことから、これを令和2年度、令和3年度にかけまして、新計画として、令和4年度からの計画として一体的に策定をすることとしております。これは策定業務の効率化という意味だけではなく、計画の整合性も図るという目的がございます。ですので、現在、共同で作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 今の関連ですけれども、このお互いに令和4年から一斉にやるということですが、このずれというのは随分前からあったんでしょうか。確認の意味でお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 町合併当時からでございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変な作業をここでまた忙しい時期にやっていただくということは、

大変ありがたく思いますし、先ほど言ったように、町長がお話したように、やはり両輪でやっていただきたいと思いますので、ぜひ、御協力お願いいたします。

続きまして、指定管理者としての団体運営についてお聞きします。

平成23年頃から訪問入浴事業からの撤退、その後、令和元年の訪問介護サービス事業からの撤退など、社会福祉協議会は事業を縮小していると考えます。町はその動きについて、状況を確認しているのか、また、社協の事業から撤退後の対応はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 社会福祉協議会の事業のうち、介護保険事業、あるいは障害の事業の中で訪問入浴、それからホームヘルプ、この事業の撤退の問題についてということでした。これはサービス事業部門でありまして、社協の根幹である地域福祉、こちらの部門については縮小はございません。サービス事業を考えて対応しているということでございます。

まず、訪問入浴のサービスにつきましては、野口議員がおっしゃられたとおり、平成23年頃だったと記憶をしておりますけれども、当時のことはあまりよく承知はしておりません。その次に来たのが、訪問介護事業のうちのホームヘルパーでございます。これは、令和元年度のことでございました。社会福祉協議会の中で事業をどうしていくかという精査がされ、結論が出た後に、町に報告があったという運びとなっております。この点については、町から社会福祉協議会に遺憾の意を伝えております。

なお、この訪問入浴サービスにつきましては、介護保険事業所である、あるいは障害の事業所である相模ゴム株式会社、もう1社、アサヒサンクリーン、この2社で現在行われております。訪問介護サービスにつきましては、まつおかが引き続き継承して行っておるということでございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

今の質問に対してまたお答えをして、大変、社会福祉協議会というのは福祉のとりどころ、いろいろなことを言っている中で、ちょっと、地域福祉のほうやっていますけれどもサービス部門は撤退をしているということでお聞きしまして、これからいろいろな課題の中でまた町を中心にまた検討をしていただきたいと思います。

引き続き質問させていただきます。

今後を含め、町と社協の関係、福祉サービスの維持等についての町の見解をもう一度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど演壇のほうで申し述べたとおり、福祉におきましては町と社協は両輪となるということは変わりございません。極めて大切なパートナーでありますから、

職員同士並びに幹部同士意見を交換しながら、福祉事業の発展に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、町も財政的側面に不安を抱えており、社協も同様の状況でございます。町、社協ともそれぞれ団体に関わる人が知恵を出し合って対応していくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。私も質問しながら、非常に大切なことだなど思っ改めて思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、町民の最も大事な福祉、町と社協の密接な関係による地域福祉や、介護や障害に対する福祉サービスの一層の充実をお願いし、また期待をしております。今後を含め、町の方向性をもう一度お伺いさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 先ほど町長から答弁がありましたとおり、町の福祉行政と社協の連携、連絡調整、こういったものがやはり基本となると思っております。今年の1月から町長の指示により、実務担当者、事務担当者の定例会議を月1回開催をしております。常に顔を合わせて課題を共有し、それを精査していくことで密接な関係を維持する、あるいはお互いのことを牽制するといった関係をつくってまいります。

先ほども申しましたとおり、令和3年度は、お互いの計画の策定、この業務がございます。定例会議を機能させて、この計画を策定する、そういった実務上の連携をベースに今後、関係をより強めてまいりたいと、このように思っております。これは実務担当レベルのお話でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。それこそ実務担当も、先ほど町長からお話いただいた流れは一緒だと思いますので、今後、よろしくお願いたします。

はっきり言って福祉ってあまりよく分かりませんので、偉そうに言ってすみませんというところもあるんですが、とにかく私は少しお話というか、いろいろちょっとこの機会に少し皆さんから教えていただき勉強した中で、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

本来社会福祉とは、社会全体の幸福、特に恵まれない人々の幸福を図る事業ということですね。社会福祉協議会は、町の福祉の実働部隊として、町民の期待を背負っています。そういう意味で、町が設置した福祉施設の指定管理者となり、議会も承認している地域福祉、また、特に高齢者が多い我が町にとって、社会福祉協議会はかけがえのない団体です。ぜひとももう一度、町と社協が手を取り合っ、福祉実働機関としての社会福祉活動を盛り上げてほしい、そういう意味の福祉施設の指定管理で、将来もあつてほしいと思っております。これは私の考え、お答えは要りません。

続きまして、②の接岨峡温泉会館の現状と今後の課題についての中で、再質問をさせていただきます。管理者の募集はいつ頃までの予定か。温泉会館の指定管理について地区と協議中と聞くが、先ほどお答えもいただいているところもあったんですが、従来の指定管理制度によりも地元の雇用拡大を募集条件に入れるのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 募集につきましては、4月の上旬を予定してございます。

それから、地元雇用等の条件でございしますが、募集要件の中には入れる考えはございません。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと今聞き漏らしたんですが、地元の雇用の拡大というのは、今のところは考えていないということによろしいですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 御質問の募集要件に入れるかどうかということで、地元雇用の拡大につきましては、募集要件には入れる考えはございません。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。ちょっと私が意味があれだったです。

続きまして、募集に当たり、指定管理料は温泉観光施設のため、環境衛生面からも十分配慮した金額も検討内容に取り入れて審査をしてほしいと思います。いかがですか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今までの指定管理の経営状況を見て、どのぐらいの集客があればどのぐらいの利益が得られるのか、また支出についてもどのぐらい算出するのかは把握をいる状況でございします。そのような中で、今までの経営実績を基に指定管理料につきましては示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、ウッドハウスおろくぼの件です。先ほどの冒頭にもお話あって、またちょっと重複する可能性もありますので、御了承ください。

何らかの形でお客様と地元の子供たちと触れ合いがあったなら、すばらしい交流が生まれることになる。今まで以上に地域交流を新管理者には期待したいと思いますので、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） コロナ禍の状況にもよりますが、管理者の計画の中では、例えば近場の修学旅行や林間学校などでの野外活動、また星空観察などで交流会などでの地域の子供たちと触れ合う場をできればということで、計画はしている状況でございします。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。ウッドハウスおろくぼは自然を満喫する絶好の憩いの場と考えるが、新規管理者はどのような集客計画ということで、今の1番ともう課長が重複しているところが、質問が重複しますけれども、何か付け加えることがあったら、お願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 集客計画につきましては、主にグループを主としたサークル活動での利用、それから合宿等も一つでございます。それから、先ほど答弁の中で申しあげましたように、自主企画として季節に合わせた探訪や食のイベント等も計画しているところでございます。

また、おろくぼには伝習館という施設もございます。その施設を利用して町内外の企業研修会や講習会、それから三ツ星天文台などと連携した取組など、町内外の関係機関とも連携した取組の中で様々な客層が利用できるような集客計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 関連です。それこそ、今までウッドハウスおろくぼというのは長い間いろんな事業者が行っていただいて、撤退している中で、KAWANEホールディングスというのは地元で生まれた企業ですので、地域密着型と同時に、今、集客にはいろいろなことを考えておられるということですので、その辺をまた実施して、長く新しい管理者にはやっていただきたいと思っておりますので、観光商工課の方もまたいろいろな意味でお助けをしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

引き続きまして、川根本町まちづくり観光協会は引き続き観光振興センターの指定管理者を行うかということをお伺いした中で、再質問といたしまして、指定管理料は発生しているのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 指定管理料につきましては、町のほうから支払いはしてございません。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また上記の関連で重複で申し訳ありません。それを含めて、利用料金は指定管理者の収入のみで指定管理をしているのか。また、予算計上しているセンター管理費22万8,000円の内訳も含め、再度お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 利用者の施設の利用料を徴収しております。その利用料で管理運営をしている状況でございます。それから、来年度予算ということで22万8,000円計上させていただきますけれども、それにつきましては建物保険料が2万8,000円、それから修繕費として20万を計上させていただいております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） キャンプ場のことでお聞きいたします。先ほどもお話をいただいたんですが、キャンプ場の一部借地料を応分の負担を指定管理者に求めることということで評価したんですが、ある程度全体でまた借地料、先ほど私が聞き間違えたらごめんなさい、借地が発生しているところでは一部というよりほとんどやっていたのか。

また、コロナ禍の中において利用客数も増えていると聞いております。冬季が明け、それぞれのキャンプ場もオープンし始めている状況とも重ねて教えていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 借地料につきましては、4つのキャンプ場が該当しております。それから、キャンプ場の状況でございますが、昨年からコロナの影響で、サイトの縮小等いろいろな面で影響を受けてございますが、6つのキャンプ場のうち4キャンプ場につきましては、今月中旬からオープンをしております。また、残りの2キャンプ場につきましては、4月中旬からの営業を予定してございます。

営業につきましては、県内在住、またサイト縮小等のコロナ等の感染防止対策をして、営業をしている状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、近年では手ぶらで、またソロキャンプ場というのが増加の傾向と聞いております。キャンプ場内の規模、設備等のニーズの変化に対応、ある程度できているのか、できそうなのかをお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 不動の滝のキャンプ場辺りでは、グランピングなどの設備整備を独自でしてございます。施設の整備につきましては、各々キャンプ場の運営方針に沿って、客層に対応した整備は各々の判断でしていくとの状況でございます。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 先ほど冒頭の課長がお話しして、また重複するかもしれませんが、お答えを願いたいと思います。長年にわたり地元の人たちの努力により、運営、維持、管理されているキャンプ場もあると聞く。他事業と同様に、後継者不足等での当面の課題を、町に対して相談はあったのかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今回の更新に当たりまして、いろいろキャンプ場のほうからは状況を聞いてございます。その中で2つのキャンプ場につきましては、やはり高齢化等もありまして、雇用等の相談は受けた状況でございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 関連ですが、その2つのキャンプ場は当分はいけるというような感じのような感触だったのか、一応、もう一度お聞きします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 地元で対応できない場合は、例えばシルバーに雇用するとか、そういうことで考えていると思われます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

次に、2番目の質問で、茶業振興協議会のことを最初、質問させていただきます。私も所属しておりますので、何か身内の話のようで大変申し訳ないのですが、勉強不足でよく分かっておらんものですから、改めてここで組織の在り方等を含めて質問いたしますので、御了承ください。

茶業振興協議会が新規条例により、組織にも変更を生じるのかを含め、川根本町附属機関設置条例の農林関係の新規、先ほども課長からお話があったんですが、川根本町農業農村振興対策委員会から見た場合、町長が会長をしている茶振協の組織の置かれている位置づけ等が、今後を含め関連が分かりにくいので、もう一度詳細説明を求めます。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 繰り返しの説明となりますが、最初に新しく設置する組織の農業農村振興対策委員会は、町の農業振興政策全般を総合的に協議する当町の附属機関でございます。一方、既存する組織、茶業振興協議会につきましては、茶業関係者で組織する補助団体であり、茶業関連の業務を担う団体であります。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 少し分かりました。要はメインというか一番のあれというのは、あくまでもこれからできる川根本町の農業農村振興対策委員会の中が全体を見て、それで、またそれを茶業の振興に対してのいろいろな関係の中の一画は、今の従来どおり茶振協が行うということによろしいでしょうか。

その関連で質問させていただきます。町長が今、茶業振興協議会の会長をやっておられますが、町長が茶の現状を多くの方々から聞くので、その後のやっぱり施策に反映される可能性が高いなということを感じておりますので、そのままメインのあれでございますので、やっていただきたいと思います。

また、女性の方も含め、先ほどもお話あったんですが、多方面の団体、生産から流通、またほかの関係も集まっていますので、その人たちもやはりお互いに日々の変化している茶の現状も理解していただいているような気がします。前回同様、会員が本音で話せる環境づく

りを設定していただき、ぜひ前向きに、コロナの状況がありますが開いていただきながら、座談会ということは大変失礼ですが、やっぱり情報交換をさらに密にさせていただきたいと思っておりますので、その辺をどのようにまた開催をお願いしたいところでお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 今、農業農村振興対策委員会ですが、メンバーにつきまして選定中でございます。議員のおっしゃるいろんな面から委員を選定して、先ほど言ったとおり農業の振興政策全般を総合的に協議していきます。

一方、茶業振興協議会につきましては、茶業の振興を推進していくための中核的役割を担って、銘茶川根茶がより一層消費者に選ばれるよう、喜ばれるよう、特色ある茶の生産、各種品評会での好成績を上げるための調査研究及び各種支援等を積極的に展開し、銘茶産地の名声を全国に鳴り響かせることを目的となっておりますので、それは維持していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。この会の目的とか、加入組織団体ということは、先ほどの冒頭のあれで受けましたので、ありがとうございます。非常に、もともとこの茶業振興協議会というのは恐らく静岡県の主なお茶の産地にはあると思っておりますが、その中でお聞きしたいことは、全国茶品評会等での上位入賞者の報酬及び品評会の出品者に対する摘採・製造等の人的支援及び支援金の出どころの中で、やはり茶業推進対策費という農林課から出ているのと、茶振協から出ている二通りがあると思うんですけども、その辺のすみ分けというのはどんなふうか、分かる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 仕組みを説明しますと、茶業振興協議会は補助団体ですので、町の一般会計から茶業振興協議会のほうに補助金として支出されます。その茶業振興協議会の品評会対策といたしまして、品評会に出展する方への支援金、準備金ということで支出されているのが、茶振協から出ている支出でございます。

一般会計からは、全国茶品評会に入賞した場合に、報奨金として一般会計から支出されております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） よく大変分かりました。ありがとうございます。

また、農林課は茶業振興協議会の事務委託を行っているということでもよろしいでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） はい、事務委託を受け、農林課が実施しております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 近年、長期にわたり茶業の低迷の中で、茶振協は現在、荒廃農地対策事業、各種品評会対策事業、川根茶広報事業、茶業者研修事業、情報収集等を行っているとは聞いていたが、茶業振興協議会としても新規事業の今後の茶業への取組、新しいものがあったら教えていただきたいと同時に、先ほど課長のお話の中では、荒廃農地対策事業というのうたっているかどうか、ちょっとお答えなかったのですが、そこら辺を含めて再度お聞きいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 茶業振興協議会につきましては、先ほど述べさせていただきました目的達成のために、茶の販売、製造加工等についての調査研究、各種品評会出品に関する調査研究及び各種支援、茶消費者の嗜好調査及び消費拡大宣伝、献茶式、町茶品評会及び茶業者大会等の開催等の事業を行っているところでございます。

野口議員のおっしゃる新規の取組等につきましては、今後、協議会の中で協議し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） また今の関連で悪いんですが、じゃ私の勘違いで、この茶振協の中には荒廃農地対策というのはないということで理解してよろしいですか。お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど言った事業等を行っている中で、荒廃農地に関わる部分が少しは関連するものもあるかもしれませんが、相対的には先ほど言った事業を行っているものでございます。少しは関連すると思えますけれども、耕作放棄地対策につきましては、茶振協では、主立ったものはやっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 分かりました。ちょっと私の調べのミスだったと思いますので、ここで申し訳ございませんでした。また、茶業振興というの全体の中で、特に品評会等やっていただくということですので、またよろしくお伺いいたします。

ちょっと長くなります。上記に関連する質問で、産地賞受賞の快挙の中において、のぼり旗の作成はいいアイデアでした。日頃から鈴木町長も述べているように、業界の底辺の向上に向けた取組の一環として、自治会にも協力をお願いして、道路沿いの観光施設、公共施設、農家等にも、まだ遅くないと思いますので、産地賞のぼり旗を掲げる。農家には応分の負担もいただきながら、茶振協にも支援をしていただきながら、茶業関係者がより一層お茶への自覚と誇りを再認識して、今年の新茶に向け、川根本町茶業の明日にのぼり旗の花を咲かせましょう。いつものように、私の提案ははしゃぎ過ぎですか。どのように感じるかお伺い

たします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員のおっしゃるとおり、関係者一丸となって、業界の向上に向け、皆様と一緒にそういうことも検討してまいりたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私がやはり農業の、自分ではある程度分かっているなと思っても、なかなか分からないところがあって、今日も2人の議員が質問していただきましたが、まだまだこれから勉強していかなくてはということが多いなということを感じました。

続いて、観光商工の関係の、商工委員会の組織の見直し等という中で、再質問をさせていただきます。予算委員会で取り上げられたが、商工観光委員会の協議検討する範囲が大幅に幅広い気がする。先ほども中野課長がおっしゃっておりますので、またまたこれも重複するかもしれないんですが、お答えを願いたいと思います。

奥大井音戯の郷、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ、各運営委員会は既に廃止されているが、行革にも逆行するかもしれませんが、観光商工課の商工費は予算の2割程度に対して観光費が8割強からも、事業内容性質上からも、委員会の分離検討できるのではないかと。また担当の施設が多い中、再度観光施設運営委員会等の立ち上げも提案いたします。

また、現状組織内で改革する場合は、委員の人数を増やす方法、分科会、一部公募制の取り入れ方法などが考えられますが、既にそれに近いことを観光商工課で行っているのか、行政で行っているのか分かりませんが、その点を含めて再度お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 商工観光委員会の件でございますが、協議する場が大変幅広いという議員の御質問でございます。分科会ではございませんが、商工につきましては月1回、町商工会、金融機関などで構成する担当者会議、また観光につきましては町観光協会、商工会、大井川鐵道などの関係団体で構成する観光部会、また観光連絡会等を開催しております。その中で、各々振興策について情報交換、意見交換の場を設ける場をつくっております。そのような中で、振興策、状況等について、委員会の中で計上させていただいております。

商工観光委員会につきましては、年2回を開催しております。まず第2四半期に1回、第2四半期につきましては、現在の状況報告、それから年度末に1回を予定しております。年度末につきましては、状況報告に加え、来年度の計画等も述べさせていただいている状況でございます。

それから観光施設につきましては、音戯、それから先ほどお話ししました指定管理施設もございますが、各々公の施設ではございますが、各々施設によって目的が違います。そのよう

な関係で、こういう観光連絡会におきましても、施設の状況等説明して意見交換、意見の考えを聞いているところでございます。

そのような中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、商工と観光、まさしく関連するものであることから、この委員会の大きな組織の見直し等は、現在のところ考えてございません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） スムーズにいて大きな問題がないということで、現状でいくということの説明は分かったんですが、その関連ですが、今の商工観光委員会の構成メンバーとして、各団体の責任者にお世話になることになり、幾つもの委員会に掛け持ちで所属する委員も現実あると思います。専門知識も必要ですが、一部の委員が長期にわたり固定化への懸念もされるわけですが、今後の見解を再度伺うというか、現状でいくよといった中で、人数等増やすことの、一応12名が枠と聞いておりますが、現在は9名でしょうか。その辺含めて、ちょっとお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 委員のメンバーの構成ですけれども、現在、議員のおっしゃるように委員9名でございます。町会議員、区長連絡会の代表、それから商工観光に関連する方を委員に選出してございます。委員の任期は2年ということで、委員の皆様も2年においてはメンバー等も変わって、いろんな意見を聞かせていただいているところでございます。委員の人数につきましても、現状問題はないと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。最後になりますが、第2次総合計画の後期策定の年度に入り、私の質問している公共施設個別設計策定業務委託も、新規に計上されました。また観光における地域おこし協力隊、結婚生活援助事業、継続して森林環境譲与税事業の里山林の整備等、これからも地域の住民への要望へ配慮があった予算措置の気がいたします。

「水と森の番人がつくる癒しの里、川根本町」、「豊かな自然とお茶と温泉が彩られた誰もが安心して暮らせるふるさと」。しっかりした2つの重点戦略も掲げていることも、今回も聞かせていただきました。町民はもちろん、行政、議会も一緒に、厳しい中でもそれぞれが掲げた目標の達成を信じ、明日に向かって輝く令和3年度になってほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩いたします。

再開は3時50分からとしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（菌田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、総務課長、急な所用で途中抜けると思いますが、御了解願いたいと思います。

それでは、3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まさに前代未聞のコロナ危機の中、いよいよワクチンの接種もスタートし始めましたけれども、一気に日本中を塗り替えるようにはいっておりません。こうした中、町長を先頭に町の職員の皆様には非常にストレスがたまってくる中での状況ですが、それぞれの御担当、各分野で日々町民のために御努力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。また、特に今、コロナワクチン接種関連の担当の皆さんは、前例のないことで、体制の準備に大変御苦労いただいております、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、令和3年度の予算が編成され、この2日から予算特別委員会による審査も行われてきました。先ほど中澤議員のほうからも令和3年度予算の全般についての御質問もありましたけれども、一般会計55億3,900万円、7,400万円の減額と4年連続の減額で、非常に絞めた予算の編成であります。第2次総合計画に沿って町の持つ強みを生かす施策の推進と、人口減少克服を目指す施策の推進の2つを重点戦略に上げて、使い道が計画されております。

町民私たちが生活していく上で切れない医療や、福祉、衛生関連などの予算には約57%、残りの43%のうち10%は災害復旧などで、これを引いた33%が明日への投資となる農林水産業、商工観光業、そして、土木、教育費であります。大橋教育長には、大変長い間方向性をつくっていただき、お骨折りをいただきました。このうちの15.2%が教育に充てられております。最先端の特色ある教育に非常に力を入れた予算として、これにより移住者を呼び込んでいくという人口の減少克服対策としても有効であるというお考えであります。そして、残りの18.4%が農林業、商工観光業、土木業に充てられます。これが我が町独自の強みを生かすという部分であります。今後、ワクチンも徐々に国民みんなに接種され、夏にはオリンピックも開催され、明るさが少しずつ戻ってくると信じます。日本中じっと我慢していた人たちが、少しずつ確実に動き始めるのではないかと思います。ウィズコロナ、アフターコロナによろやく世の中が変ってくるタイミングになってきました。暖かさとともに、必ず人が動き始めます。

こうした情勢の中で、町長は、町の強みを生かす戦略として、商工観光費には約2億8,300万円を充てました。大きな期待を持って、割り当てられていると思っておりますが、町長の

これへの決意、その重点戦略、本年度の目標についてお伺いをいたします。

次に、ここ何年もリニア中央新幹線工事に関連し、大井川の上流の自然環境ということが大きく注目されており、同時に南アルプスという世界的にも重要な山々やここに生息する植物、動物は自然環境の象徴としても大変注目されております。静岡県は新年度、南アルプスの保全と魅力の発信活用に必要な財源確保のための基金を創設し、企業や個人に寄附を募るといふことでもあります。これに関連の強い我が町としては、この情報をどう捉え、どう考えておられるかお伺いをいたします。

次に、観光関連の目玉と思われま事業で、新年度2名採用を予定されております地域おこし協力隊の件であります。一度に2名採用するというのは、町としても画期的であり、大きな期待をかけておられると思いますが、どのような人材が採用されるか楽しみであります。私は、この隊員は町内からたくさんの光を見つけて、磨いていただき、売り込める力をつけていただきたいと考えております。町のいいところ、売り込むべきものを高所から、人の流れを考え、先入観やしがらみのない新鮮な目で見て考えていただくためには、日常は役場総合支所にデスクを置くべきだと考えます。出先はエコティや観光協会、そして、寸又峡の案内所など町内に出発していただいて、町全体を、そして周辺市町、近県、中部地区、日本と広い視野で判断でき、考える環境で仕事を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。町が大きな期待を寄せる観光に特化した協力隊につき、どのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

次に、移住関連になりますが、東京の地方移住を支援するNPOふるさと回帰支援センターの3月5日の発表によりますと、昨年1年間で移住の相談者が選んだ移住希望地で、初めて静岡県が1位であったと発表されました。3年連続で1位だった長野県を抜き、20代から70代までの全年齢でトップだったということでありました。2位が山梨県、3位が長野県です。選ばれた理由は、住宅環境のよさと部屋数の多さ、テレワークやリモートワークの活用で、転職をせずに移住ができるということ、仕事に関する問題が解決できたことを、そしてまた地方の農村を希望するという人が多いということが理由だそうであります。きっかけとしては、インターネットによる検索などでというのが、過去最大の54.3%に上ったと報道がありました。まさにこれはコロナの影響を逆手に取って、自然環境、きれいな空気のイメージ、そして、部屋の多い空き家物件が多い、そしてまたネット環境も整った我が町に大きなチャンスが巡ってきたと言えます。このチャンスをものにするために、どんな対策を講じるお考えか、お伺いをいたします。

以上、壇上から4つの質問をいたしました。

質問席に移動いたします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、石山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、新年度における観光商工における重点戦略についての御質問がございました。新年度の予算につきましては、総合計画に示した町の強みを生かすプロジェクト、人口減少の克服を目指すプロジェクトの大きな重点戦略を基に、観光、商工業におきましては、観光振興、商工振興、就労環境の創出などを目標とした予算編成といたしました。

観光振興におきましては、近年、体験型観光の需要拡大やファミリーを中心としたアウトドア志向など、観光における志向の変化と多様化が進んでいる中で、観光客の需要と当町の観光資源を合致させた魅力ある観光地域づくりを目指していきたいと考えているところであります。

主要事業としましては、寸又峡、千頭駅前広場、塩郷のつり橋周辺の観光施設整備事業、観光宣伝による誘客宣伝活動支援として、まちづくり観光協会への補助事業、観光施設の運営事業に加え、新年度の新たな取組として、情報発信と地域ガイドの強化策として、地域おこし協力隊2名の任用などを計上しております。商工振興、就労環境の創出につきましては、地元企業の定着化と若年層が定着するための就労環境と機会の充実を図り、本町ならではの魅力ある豊かな暮らしを享受していくものであります。

主要事業としては、商工会活動事業費へ支援及び指導業務の充実として、地域商工活性化事業、商工会補助事業であります。それと起業者開業、事業継続事業者整備支援とした起業及び事業継続チャレンジ事業、新商品の開発及び販路開拓支援とした売れるものづくり事業などを計上しているところであります。

また、国の第3次補正によります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国等の予算を最大限活用し、ウィズコロナまたはアフターコロナに対応した、持続可能な地域社会への実現に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、自然保護基金創設についての質問がございました。質問にもありましたように、静岡県では南アルプスの保全活用に必要な財源を確保するため、翌年度、南アルプス環境保全基金を創設いたします。これは、南アルプスユネスコエコパークに登録された世界の宝である南アルプスの豊かな自然環境の保全は、国際的な責務であり、その重要性について県民はじめ国民的な理解を得ることが急務であることから、従来の取組に加え、新たに生態系の保全と魅力の発信を目的とした基金を創設するものと聞いております。同基金の創設の意義等につきましては、南アルプスユネスコエコパークのエリアである3県10市町村で構成する南アルプス自然環境保全活用連携協議会に対しても、静岡県から周知をしていただきながら、従来の取組に加え、新たに生態系の保全と魅力発信に向けた取組の輪が広がっていければというふうに考えているところでございます。

3点目は、地域おこし協力隊についての御質問及び移住・定住促進に関する質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうから地域おこし協力隊についての御質問についてお

答えさせていただきます。

次年度地域おこし協力隊に期待する役割として、本町が体験・滞在型観光を推進していく上での課題である観光情報の発信力不足、体験・滞在型プログラム等の受入れ体制の弱さ、担い手不足などの課題が挙げられます。

これらの課題を解決するため、町の新たな観光振興の担い手として、次年度地域おこし協力隊2名を募集するものであり、1名は観光コンシェルジュとして情報発信の強化を、もう1名は地域案内人ガイドとして体験・滞在型プログラムの構築を軸に、まちづくり観光協会を拠点に活動を行うことを考えております。町内外での研修会、交流会にも積極的に参加していただくとともに、町内外の観光関係団体とも連携を図りながら取り組んでいただき、スキルアップを図りながら、地域の魅力を感じていただき、将来できることなら定住、町内での就業に期待をしているところでございます。以上です。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私のほうからは移住推進策についてをお答えさせていただきます。

現在のコロナ禍により、議員が御指摘されたように、地方への移住の関心が高まり、地方が注目されているところでございます。電話等での照会も増加してきており、本町に限らず全国的にも情報網も整備され、仕事に対する住居条件が広がってきており、本町においてはお試し体験住宅の実施、移住コーディネーターの配置により、移住相談業務の充実に努めており、令和3年度以降についても移住者へのニーズに応えた対応に努めていきたいと考えております。

一方、移住を検討される方がいきなり移住を決めるには、経済的、精神的なリスクを負うため、まずは地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図ることが重要であると考えております。その一つの手段として、先ほど議員がおっしゃった本町の自然環境を生かした体験プログラムへの参加により、地域の魅力を感じていただいたということから、前述にもありましたように、町内の様々な組織、団体の活動や、令和3年度から委嘱します地域おこし協力隊と連携し、関係人口から定住人口への取組を進めていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。

3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

新年度の、特に観光の関連で再質問をさせていただきます。

私は、昨年9月の一般質問において、リニア関連の質問をし、お答えをいただきました。リニア関連の質問は今回で3度目ですが、このリニア中央新幹線工事に絡んだ質問の中で、最も大きな問題となっている利水については、地名以外、町はほとんどない中、下流域の我が町以外の9市町の利水が支障なく安定的に運営されることの重要性を認め、町民皆水の番

人として大井川の保全の役割を重要と認識し、町長が折々訴えておられる環境の維持、自然環境を守るということも、非常に重大な注意と責任感を持って監視してきていることは事実であります。

そうした中、私たちの町はJRの地域振興という点から考えますと、今までのところ環境問題、大井川の水質等を心配し不安ばかりは感じていますが、何の地域貢献策も見いだせない状況であります。先頃、県議会の委員会のニュースで難波副知事に、県議が「リニアの状況は今どのぐらいの状況か」質問され、難波副知事は、「今、8合目ぐらいで、これからが胸突き八丁だよ」というような意味のことを発言されたという報道がありました。いよいよ山場になっていると感じます。

昨年9月議会で、私は町長に、町が世界の遺産、ユネスコエコパーク、原生自然環境保全地域である大井川上中流域の環境を守り、水と森を守るためには、我が町の経済が成り立つ地域振興策がなくてはならない。その希望の光が川根本町から井川に抜け山梨県に抜けるルートで、県知事の南アルプスエメラルドネックレス構想で、この構想の実現に向けて町長先頭になって攻勢に出ていただけないかと申し上げました。

町長は過去に静岡県・静岡市・川根本町が協力して整備した閑蔵地区・梅地地区を結ぶトンネル・橋の事業は、広域観光ルート化を視野に入れ整備したもので、このルートの整備は県中部地域の交流人口の増大のみならず、その先を見据えた交通網の整備により、県境を越えた地域振興に資する重要な施策であると考えていると述べられ、さらに本町としては、この施策の重要性を近隣市町と共有し推進していくことが、大井川流域及び周辺自治体の地域振興策に大きく寄与するものと考えている。JR東海におかれても、この大井川流域を含む圏域を越えた南アルプス周辺地域の思いを受け止め、これら地域振興策への支援が我が町のみならず南アルプスエコパークを推進する市町村への地域貢献策でもあると考えているとお答えいただきました。

私は、この町長の答弁に本当に感激いたしました。町は利水という点では、ほとんど絡んできません。このことは、逆に言いますと、川根本町は地域振興策を訴えることのできる唯一の町であるとも言えます。全国新幹線整備法第1条に、新幹線は地域の振興に資することを目的とするという、最も重要な目的が書かれています。地域振興については、我が町が訴えなければ、水と環境の保全という基本的な当たり前の確認で終わってしまう危険があります。静岡県は、その当然の、今までと何ら変わらない状態の維持ということだけがようやく守られたという結果になってしまうのです。

やはり、地域振興への貢献は当然の権利として要求すべきです。未来の川根本町、未来の中部地域、未来の静岡県のためにも川根山梨縦貫道路、町長の言われる広域観光ルート実現こそ非常に重要な条件になると思います。この重要な時期に、経験豊かな鈴木町長がリードしていただけていることは、本当にありがたかったと考えます。

あの答弁から約半年過ぎまして、さらに情勢は動いている中、町長も何らかのアプローチ

をされておられるのではないかと想像いたします。町長の、周辺市町、県との長い、深い信頼関係の下、町の生き残りのため、町の観光経済発展のため、強いリーダーシップで北部大井川流域から県境を越える広域観光ルート実現、そしてエメラルドネックレス構想実現への状況につきましてお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の議員のほうから大変、9月からのお話をお聞きいたしました。実は、今現在、エメラルドネックレス構想が具体的に大きく進展したという結果ではございません。しかしながら、川根本町は以前から、メガロポリスの森から始まりまして南アルプスマウンテンパーク構想、それから今言われている南アルプスユネスコエコパーク、3代にわたって大井川流域の自然というのはすばらしいよというようなことを引き継いできたということは間違いございません。

その中で、具体的になかなかそれぞれが名前ほどの評価は受けていなかったというのが現況でございました。しかしながら、ユネスコエコパークに登録されますと、いろいろな新しい宝物がたくさん出てきたというようなことで、それぞれ南アルプスを見る目が変わってきたなという感じが実はいたしております。

その中で、先ほど議員が言われたように、10市町の水の関係、リニアの関係の大井川の水の関係ですが、直接水量の変化に影響がないだろうと言われている川根本町であります、当然ながら、それらの高い評価の自然遺産をどのような形で残していくかというのは、現在、今どうなっているかということ进行调查しないと、その後はどこかに飛んでしまう、なくなってしまふというような状況が来るのではないかとという危惧を持っているわけです。

ですので、自然環境の今、保全を、やはりアクセスしていただいて、何とか今資料を取れるだけ集めてもらいたい。これが日がたてば、取返しのつかない時期になります。「昔あったよな、いたよな」という話で終わってしまうということがあってはいけないという思いで、今積極的に環境保全についてはデータを集めるようにということは、リニアの会議でも私も言っておるところであります。

それが将来への南アルプスの宝物になるというようなことは当然だと思っております。その中で、よく言われているリニアに関係しては、静岡県は何のメリットもないよねというお話がありました。しかしながら以前から、一番最初は掛川の榛村市長だったんですが、メガロポリスの森という構想を大々的に放ちまして、南アルプスはすばらしいものだということを言ったのが榛村市長です。それは、どういうことかということ、大井川の流域を先ほど言われました山梨へ抜け長野へ通じると、そのようなことを静岡県の中中部でやるべきだということ提案したというのがありまして、それを基に静岡県がマウンテンパーク構想を発表した。それからユネスコエコパークに登録されたという経緯があるんですが、そのように長い歴史の中で、未開である南アルプスを何とか世に出したいということで、原生自然環境保全地域というのが川根本町にあるよと、これは何回も言っておりますけれども、全国で5か所しか

ない原生自然環境保全地域をどのように守るかという中で、国立公園が大きく展開しようというような形になってきたという経緯があるわけです。

ですので、ユネスコエコパークの中でネックレス構想、ユネスコエコパークでございますけれども、エメラルドネックレス構想を知事が発表していただいたということで、進んではおりませんが、まだそのようなことを話しする場がないということが現実でして、そのような思いは知事を含め、議員のそれぞれの皆さん、10市町の市長、町長、それぞれが思いを持っているということは間違いないと、タイミングを今見計らっているというところで御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

いずれにしても、今言われたように、私どもは下流の皆さんに水を提供している立場であるということは、下流の皆さんも理解をしたということがあるものですから、大きな収穫と言えば、下流の皆さんが川根本町から上流をあまりばかにしなくて、水の大切さが分かってきたということが大きな成果であったなということを感じている常々でございます。

いずれにしても、進展はしておりませんが、そのような思いは当然伝えてあるということで、もう一つは静岡市の井川へ抜ける閑蔵線、これも当然ながら整備をしていただくような要望は今後も強くしていくということだけは間違いございません。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。状況をよく分かりました。話がしかしさらにいよいよ煮詰まってきましたと、町長が県知事はもちろん国やJRと話される機会もあるのではないかと、私は勝手に想像しております。川根本町や県中部、大井川流域の地域づくりを、ここで生きる我々の地域をどう考えているのかと訴えてほしいと考えております。

実際に工事が始まれば、いろいろな意味で工事への協力をしていくためにも、この地域がこれ以上疲弊し町のイメージが損なわれないためにも、唯一希望の持てる広域観光ルート早期実現化に向けて、利水のあまり絡まない我が町の唯一の町として一丸となって行動し、その先導をいただいて、この町の夢、目標を明確に、プロジェクトなども立ち上げ、スローガンの懸垂幕を上げるなどというのは時期早急とは思いますが、そうした行動にいつでも出られるという気持ちで私たちはいるわけですが、そうしたタイミングが来たら、ぜひそういう考えを町長から私たちにも伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 対応する相手方は、巨大な組織を持っているというような中で、小さな末端の市町村で果たしてどこまでできるかということもありますけれども、基本的にやはり「水返せ運動」の精神というのが、この流域には残っているというふうに今でも思っています。やはりその辺のことも思い返しながら、これから川根本町の水の問題を言う場合には、水の量よりは質の問題も非常に大事でして、質の悪い水を流していただいても何にもならないと。それと、大井川には内水面の漁協が3つほどありますけれども、その皆さんは毎年川

へ行きます。ほとんど夏は毎日行く人もいますが、水の質が変わったよと言われるような川になってはいけないという思いから、水質の管理等についても、川根本町は責任を持って下流の皆さんにきれいな水をお送りするというような立場にあるということ、町民全体が意識を持ちながら対応することが下流の皆さんからの対応も、また、のぼりを立てるとか懸垂幕を落とすとか、そういうようなことも時がくればやる必要があるかもしれませんが、今現在はそのような状況ではないと認識しております。

いずれにしましても、そのときにはまちぐるみで対応することが当然重要であるという認識は変わっておりません。どのような方法というのは、その時期時期によって違うかもしれませんが、今すぐにその辺の対応をするということは考えておりませんが、将来的には、ある可能性はあるというふうに思っています。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。大変お気持ちがよく分かりましたので、全面的に私たちもそういう方向で協力、町と一緒にやっていきたいと考えております。

それでは、次に商工関係、特に観光に関連する質問で、町の中の関連についてに移らせていただきます。

私は、昨年12月のコロナの宣言真ただ中の中で、町内の旅館、飲食業、商工業の危機的状況を痛感いたしました。町民みんなで支え合い、利用いただけるようなサービス補助ができないかお伺いをいたしました。そのとき、当時は発行しているクーポンがありましたので、それをできるだけ利用してほしいというようにお話でありました。その後、その利用状況はどんな具合だったか、経済効果がどうだったか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 説明させていただきましたクーポンの件でございますが、これにつきましては、コロナの交付金で事業を進めております第3弾の宿泊クーポンでお答えをさせていただきました。これにつきましては、コロナ禍によりまして、12月1日から実施しておりましたが、Go To トラベルの一時停止ということで、12月25日にこの事業停止をさせていただきます。

状況につきましては、クーポン利用者125名、うち県内が48名、商品券プラン付を申し込まれた方が33名、以上の状況でございます。町内の利用状況については、すみませんが把握はしてございません。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。先には明るい兆しも見えておりますけれども、実際にはすぐにはお客様はなかなか帰ってきません。

そこで、再度お願いいたします。町内の宿泊施設、温泉、商店、飲食店など観光客をもてなす施設が潰れてしまって、宿泊も飲食もできないという状況になってしまいますと、お客

様が戻ってきてもお金も落ちませんし、経済も回復できません。寸又峡美女づくり観光事業組合からも町にも、また議長宛てにも緊急の要望が出され、再びこの2月にも厳しい実情の不安を訴えた要望書が出ております。

町外の業者に対する予算を割いてでも、落ち込んだ町内経済回復に向けて、工夫して町内にお金が落ちる、お金が回る仕組みで支えることが必要だと考えますが、再度そうしたことができないか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 支援策につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国の第3次補正による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また地域経済支援対策としての県の新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金などで、現在経済対策について、商工会とも協議を進めながら、町としての実施計画を立てているところでございます。このような国・県の交付金を最大限活用しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、町内にそれぞれテーマを持った多くの寄り道や観光スポットをいっぱいつくってほしいと、これもさきの議会のときをお願いいたしました。

牧之原市では、近年のお城ブームにあやかろうと戦国時代の山城、勝間田城を本来の城の景観を整備するため、森林環境譲与税で整備しているということでもあります。我が町は、今、この関係は各区から申請いただいている里山整備等に活用しており、これも極めて重要で進めていただきたいことですが、同時に町の経済基盤である観光地づくり、観光スポットづくりにも注目いただくことも重要です。牧之原市で既に実行しておりますので、可能性があることは分かっておりますので、我が町でも同様に、まず戦国時代の歴史をテーマに、武田の山本勘助が縄張りしたという小長井城、そして土岐山城守の徳山城の山城2か所、そしてクールジャパンに選ばれ要望が多くて観光スポットとして重要な湖上駅周辺、コテージからの展望可能な景観整備、そして対岸の道路の湖上駅の見える一定区間の伐採、さらに井川線沿線の車窓からの景色を考慮した伐採について、森林環境譲与税関連予算で順次整備していただけないか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 森林環境譲与税のことにつきまして御回答させていただきます。

森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持、増進の重要性に鑑み、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとされております。石山議員の御提案を参考に、実施主体の各担当課と連携して検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

次に、やはりさきの議会で質問しましたが、長年の懸案、寸又峡夢のつり橋遊歩道の有料化につきまして、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 現在、地元の代表の方と打合せ等した程度でございます。具体的な内容につきましては、今後、関係団体、地元を通じまして進めていく予定でございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひお願いいたします。あまりに慎重にし過ぎますと、案ができたときには、ちょっと遅かったということにならないために、ぜひ鉄は熱いうちに打つという考えで、今できることをどんどん進めていただきたいと思います。それが始まれば、同時に遊歩道コースの待ち時間を楽しめる工夫や、また、それを基に新たなプロムナードを造る構想などにも道が開けてくると思います。全て同時進行で、走りながら考えていくということも大切だと思いますので、お客様が少なくなっている今が好機ですから、ぜひ少しでも先に進めてください。よろしくお願いいたします。

次に、寸又峡温泉街手前の駐車場は、非常に広くて整備され、すばらしいスペースになっておりますが、聞くところでは、11月以外はあまり利用されていないということであります。自然の中のキャンプが非常にブームになっておりますので、寸又峡の温泉地の客層拡大、誘客のためにも、この駐車場の空いている時期をキャンプ場にできないかということなのです。一部はオートキャンプ場という手もあります。温泉もあって、旅館も利用できて、食事も旅館や地元で配食、販売すれば、お互いにメリットもあります。魅力的なキャンプ場もできてきます。また、地元が運営すれば経済効果も期待できますし、グレードの高いテントを用意するなどして、グランピングとしても、旅館に泊まるのと、あるいはそれ以上の料金をいただくこともできます。寸又峡のファンも幅広くなって、可能性もぐんと拡大されると思いますけれども、実現していただだけませんか。お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡の入り口、第1、第2駐車場の、オフシーズンにおける利用のお話かと思えます。

確かに議員おっしゃられますように、オフシーズンには空きの状態であり、他の目的での利用等のお話もあるかと思えます。例えば、現在人気のあるキャンピングカー、グランピングなどオートキャンプ場的な利用も、例えば民間が運営するのであれば、一つの選択肢でもあると思われま。

ただ、寸又峡温泉につきましては観光地でもあり、宿泊施設、旅館もあることから、町といたしましてはオンシーズンを含め、オフシーズンの宿泊を含めた誘客宣伝を優先していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） よろしく願いいたします。

続きまして、重点戦略ですけれども、町の。また来たいと思わせる地域を目指すというふうに言われて、書かれていますけれども、星野リゾートの星野佳路社長は、これからの観光はローカル観光が重要だと言われています。一見さんを多く集めるよりも、なじみのお客様をゆっくりと連泊してもらうようなほうに転換するべきだと、そして、こうした観光の原点の重要性を言われています。

確かに寸又峡も以前は何回も、年に何度も来られるようなお客様、なじみのお客様が多かったように思います。インバウンドの波に押されてしまい、すっかりそうしたことを忘れかけていましたけれども、以前はこうしたなじみのお客様が約半分を占めていたように考えます。静岡県は意識的か、山梨県との連携で事業が多くなったように感じますが、この流れに乗りまして、県内はもちろん、神奈川、山梨、愛知などの周辺を対象にしたローカル観光の戦略についてどうお考えですか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） リピーターの誘客かと思えます。毎年、同じ旅館に訪れる方もいると思われれます。また近年では、キャンプ場もその一つだと思います。観光協会のほうにつきましても誘客事業の一つとして、日帰り温泉の利用促進による温泉の再訪企画なども進めていきたいという考えでいるところでございます。

また、議員が言われますように、コロナ禍ということで、一、二時間の近隣の観光、マイクツーリズムというのが現在うたわれております。本町につきましては、ユネスコエコパークで近隣の2県8市町村とも連携がございします。そのような中で、ローカル観光を促進しながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 午前中の町長の答弁にもあったんですけれども、観光の幅、種類を増やすということで、観光は体験したり、学んだりすることによってより深い感動を味わうということが最近増えております。先頃は、三盃地区の中学生、鳥澤君が研究で、第1位の全国優勝されたことが話題になりました。彼の注目したのが三盃という地名ですが、この地名が大井川上流の砂金の歴史、物語とつながります。この金から武田信玄の金山の戦略につながり、大井川上流の金山や寸又峡にもつながってくる。このように知ってくると、何の変哲もない三盃という流域の集落が光り始めてきます。どんなところか行ってみたいくなってくるわけです。

こうしたリピートしたくなるような地域づくりとして、物語のある集落、こうしたことをガイドするツアーができるのではないかと考えます。先ほど協力隊もガイドということが出

できましたけれども、そうしたことへの考えはどうかお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） エコティかわねの事業の中でも歴史、文化を取り入れたガイドツアー等を実施しております。これにつきましては、観光誘客を図る上での地域資源としての活用が期待をされているところでございます。また、町内におきましても、社会教育課と連携しながら推進していければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 一気にいろいろ提案させていただきますけれども、イベントの企画の提案でございます。

集客の一つとして、関係人口を増やすという意味で、イベントをいろいろやったらどうかということです。神楽や、それから音戯の郷の音楽イベント、それから魚釣りや、自転車もただ通り過ぎる自転車が非常に多いですけれども、これもブームですが、こういう人たちを泊める、集める、そしてイベントをするということによって、この地域に関係を持ってもらうということで、通り過ぎさせないということが大切だと思いますので、そうした小さなイベントをいっぱい、1年中、企画していったらどうかと考えます。そうした話題性をいっぱいいつくって、マスコミを動員して、地域をPRするという考えですが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 多様なイベントにつきましては、協議会、外部団体などで取り組むものもあるかと思われま。議員の質問の中にありましたように、このようなイベントを実施しまして、ファン、リピーターをつくるのも一つの企画だと思います。

次年度におきましても、幾つか外部団体のイベントもありますので、連携していける事業であれば、企画している事業者とも連携して進めていければと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、細かなイベントでいっぱいにぎわせていただきたいと思。います。

お客様をお迎えするという心というのが、今重要なことではないかと考えます。お客様の目を楽しませ、心を和ませる小さな心遣いが見えることが問われます。大井川鐵道の駅の花壇、線路の沿線に咲く花、また街道沿いの花壇など、歓迎の心がにじみ出ています。日常的にこうした心遣いをしてくださっている多くの町民の方々がおられますが、町民のこうしたウェルカムな心遣いに対する感謝と奨励についてはどんなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） お迎えする心、議員がおっしゃいますお迎えする心、道路、

大井川の鉄道沿いの花壇等もそうかと思えます。これにつきましては花の会、また自治会、いろいろ団体が積極的に取り組んでいただいていると感じております。

そのような中で、町につきましてはグリーンバンク等を利用して、苗、球根、肥料、資材などを配布しております。やはり、特に道路、鉄道沿いにつきましては、景観的なものもあるかと思えます。町といたしましても現在のような形で取り組んでいければと、取り組むというか支援をしていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、そうしたことを、そういう思いを広報などでもぜひPRしていただきたいと思えます。

次に、2番目に移りますが、エコティかわねですけれども、早くから私たちの町ではエコティを立ち上げていただき、山歩きや体験など工夫をいただいておりますけれども、なかなかその広がり苦勞されておると聞きます。コロナ後、これから大きく飛躍し注目される可能性のある、川根本町独自の団体だと思えます。我々の想像以上に大きなインパクトを秘めていると考えますので、こじんまりと収めず、町のイメージをつくる大きな存在と考えるべきだと私は思えます。町の経済に大きくこのエコティが反映していただくということが、組織の最終目標だと思えますので、コロナ後の一段の飛躍が望まれますが、今後の具体的な見通しについて、どうお考えかお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） エコティかわねの活動につきましては、歴史と文化、また人材などの資源を生かしたエコツーリズム推進による交流人口の拡大、また地域の魅力発信などでの移住促進など、この町の地域活性化には欠かせないものだと感じております。コロナ禍によりまして、マイクロツーリズムがうたわれている中でございますが、町の事業、また町内外からの関係機関からの取組を実施しながら、推進していくということで聞いております。

また、観光協会ともタイアップしながら、収益事業のアップを図っていけるような体制づくりができていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） エコティかわねの会員数の増減や会費の状況、事業内容など、関係スタッフはどのようにお考えなのか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 現在会員数ですけれども、令和2年度でございますが57名、前年と比較して7名の減ということでございます。会費につきましては、年会費、個人につきましては3,000円、企業につきましては、現在1事業でございますが、1万5,000円の会費

ということでございます。

事業につきましては、町からの受託事業、また先ほど申し上げたとおり関係機関からの取組などが主であり、やはり今後につきましては、収益事業のアップを図っていければということに聞いております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。私は、エコティかわねを母体として、南アルプス奥大井の自然環境の保全と魅力の発信を目的に、町独自の基金を立ち上げ活用していくべきだと考えます。

先ほど来町長から自然環境ということについていろいろお話がありましたように、自然環境への理解を高めつつ、資金を収集することもこの団体の重要な仕事であります。ふるさと納税、クラウドファンディングなどで、ファンや企業に理解をいただいて協力を求めるということも、大きな活動であります。これを原資にしっかりとした体制をつくることもできますので、そうしたことについてはどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 基金の創設に当たりましては、やはり財源というのが一番の問題になるかと思えます。それから目的、用途の明確化が必要でございます。そのような中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、県の基金の創設の意義等について、エコパークの連携市町村で構成する協議会にも周知をしていただきながら、従来の取組に加え、新たに生態系の保全と魅力発信に向けた取組の輪を広げていただき、そのような中で連携した事業ができれば、進めていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、川根本町としては、エコティかわねにそうした基金を持ち上げて、周辺の企業とかいろんなところに協力いただいて、エコティかわねの存在をもっともっと知らしめていただきたいと思えます。

次に、地域おこし協力隊に関連しまして、お2人を採用されるということですが、先ほどちょっとお話がありましたが、その意図とお考えについて、もう一度お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 地域おこし協力隊につきましては、やはり求める業務が多岐にわたると、それから体験業務等もありますので、やはり1人ではなく、できない業務もあるということで2人を募集しまして、互いに協力をしていただきながら活動していきたいという方向で考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） それぞれの役割については先ほどお話いただきましたので、質問からは省きますけれども、協力隊の導入というのは、川根本町の観光に大きな影響、変化を与えると考えます。3年間の任期ですけれども、3年後にどういう状況を期待しておられるのか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） やはり町内での交流も深めながら地域で活動していただくということで、3年後におきましては、やはり定住、それから町内への就業につながっていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、そういう結果が出るように期待しております。

移住についてちょっとここで伺いたしたいと思います。まず町の現状ですが、空き家状況、空き家の活用面は現在どんな状況か、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

予算委員会において説明させていただいておりますが、その後少し動きがありましたので、現状をお答えさせていただきます。現在、当町の空き家バンクの登録が11件でございます。全て売り物件でございます。令和2年度の登録が19件、うち、売り物件の登録が18件、賃貸が1件でございます。令和2年度現在までの契約は、15件が契約されていまして、交渉中が4件でございます。

空き家の活用につきましては、要綱を改正させていただきまして、二地域居住や企業等による活用も認めることとしております。いずれにしましても、空き家を活用される方には、建物の管理や地域との付き合いをお願いしているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 最近のいろんな調査のデータですと、先ほども申しましたように、ネットでの検索が非常に多いということでもあります。そうしたネットの情報発信にもっと力を入れるべきではないかと思いますが、いかがですか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 移住相談につきましては、通常でありますと首都圏に行きまして、フェアにおいて参加をし、相談に乗っておるところですけれども、本年度につきましては、コロナ禍ということで首都圏に行けないため、ウェブでの相談を5回開催をしております。これは県中部、県が音頭取りでウェブ開催をしました。この相談者の中には、直接ニューヨークからの参加もあり、改めて情報網の整備の重要性を感じているところでございます。

情報の発信につきましては、昨年度開設しました本町のホームページにございます移住ナビにおいて発信しているところでございますけれども、内容については移住コーディネータ

一を中心にできるだけ新鮮な情報を発信することによって、充実させていきたいというふう
に考えております。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひどんどんと新しい情報を突っ込んでいっていただきたいと思
います。

少し心配なのは、移住者と町民や、区との関連であります。移住者にも近隣区民にもいい
関係が重要で、単なる仲介ではなく、アフターフォローが大切だと思います。移住者と区民
との日常生活のことはもちろん、空き家のほとんどが周りの農地も含めて売り渡しとなりま
すが、現実には農地を第3者に管理いただいていたたり、貸していることも多いと思いま
す。実態として、このような現状への対応は万全か、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、区長さんに地区における区費、行事のアンケートをお願いしております。これは、
移住希望者に対しまして希望する地区の情報を先に知らせることで、この地区はこういうお
付き合い、行事があるよということを中心としていただきたいというふうを考えておりま
す。迎え入れる住民ばかりでなくて、移住する方も地域との触れ合い、いい関係をつくと
いうことが、住み続けていただくための重要な点であります。町としても移住される方につ
いては、区長さんや近隣の方への紹介をするということにより、顔の見える関係づくりに努
めていきたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 石山議員から農地のことについて、空き家の関係で質問があつた
と思います。

農地のことにつきましては、移住及び定住の促進並びに空き家や遊休農地の活用及び解消
を目的といたしまして、農地法第3条第2項第5号の下限面積の例外規定に基づき、別段の
面積をしているところでございます。

具体的に説明しますと、川根本町は別段の面積1アール以上として設定しております。町
が行う空き家バンク等の事業取組を通じ、空き家とそれに付随する農地等を合わせて、農地
付空き家として情報提供する等の取組を促すことで、目的である移住促進や遊休農地の活用
を促進することとしているところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。大変農地付というのは需要が多いと思いま
すけれども、農地の貸し借りの問題等でトラブルも起こる可能性もありますので、細かな対
応、御配慮をお願いしたいと思います。

次に、このブロードバンドに関連しまして、川根本町は中国ブロードバンドに今度替わり

ます。また、同時に町内の無線地区もようやく改良され、よりしっかりとつながる光の有線化がされるということですのでけれども、これでネット環境については万全かどうか、お伺いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 議員おっしゃったように、4月1日から町が整備しました情報通信の基盤の運営事業者が交代します。この事業者が事業主体となりまして、現在の無線エリアへの大部分は有線化されまして、令和4年の3月末までに、より安定した通信状態、状況が確保されます。

また、この4月1日から、事業者の負担によりまして、上位回線、バックボーンとも呼ばれておりますが、その回線が2重化されます。その2重化によりまして、災害に対して強化が図られるとともに、通常時の通信環境も改善されます。無線エリアばかりではなく、町全体の通信環境が安定するものと期待をしております。

○議長（藺田靖邦君） 石山君、移住・定住に関しての光の件ですね。

○3番（石山貴美夫君） そうです、もちろんです。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 非常に移住に、光関係は関連してきますということで、調査結果にも出ておりますので、質問させていただきました。ネット環境がそういうふうに非常に良好になるというのは、移住者も大変喜ばれると思います。

次に、ワーケーションということで、最近注目されております、静岡県でもワーケーションの受入れ促進などということで補助制度ができたようですけれども、寸又峡、もりのいずみ、接岨峡など、あるいは空き家など使ったワーケーションの移住促進についてはどうか、お伺いを伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 議員おっしゃいますように、コロナ禍により新しい生活様式に対応した旅行形態、また働き方として、観光地でのワーケーションが注目されているところでございます。

本町におきましても、国・県の補助を活用しまして、もりのコテージ等での実証実験を予定しているところでございます。実証実験をして、まずは本町に適したワーケーション推進事業の方向性を探っていければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、そうした対応も、何か徳島県の神山町とか、和歌山の白浜町がマスコミで紹介されておりましたけれども、なかなか注目されているようですので、ぜひそういったところにもものっていただきたいと思います。

まだ少し時間ありましたので、ちょっと話が戻りまして、先ほどの農地と空き家の関連で、

中原議員のほうから有機農法の移住者、有機農法やりたい移住者などのことについての質問が午前中にありましたけれども、こうしたことに関連して、農法の違いというものが、近隣の農家との理解が得られるような対応をしていただかないといけないなど、ちょっと心配になったものですから、ちょっと通告にはありませんが、その辺についてどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 確かに有機農法と普通煎茶の栽培しているところと一緒に栽培するということは、いろいろ問題が起きると予想されているところでございますが、そういうことも含め、新設される農業農村振興対策委員会のほうでも協議、検討を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 大変急に質問させていただいて、すみませんでした。

大変ありがとうございました。新年度を前に、ほかの市町ではできないリニア関連での地域経済振興策、そして広域観光ルートについてリニア新幹線の、非常に今現況難しい状況の中で、町長より町の未来に関わる真剣なお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。観光、経済の関連で、川根本町の未来を左右する大きな岐路が近づいていると考えます。町民にとりまして、大変有益な御回答を心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で、3番、石山貴美夫の質問を終了いたします。

○議長（藺田靖邦君） これで、石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここで暫く休憩としますが、本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめ延長します。

再開は5時10分からとしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時10分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第9号 川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定

について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

第1常任委員長から報告を求めます。第1常任委員長、石山貴美夫君。

○第1常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月2日、本会議において議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

令和3年3月8日月曜日、午前9時から11時まで、同じく第1常任委員会に審査を付託された議案第11号と併せて審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は、私を含め第1常任委員会委員6名全員、傍聴者は第2常任委員会の委員3名と一般の傍聴者2名であります。説明員として町長、森副町長、野崎総務課長、澤口課長補佐、芹澤主幹が出席いたしました。審査は、担当課から詳細な説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して御報告をいたします。

質疑、ハイヤー方式の燃料代はどのような取扱いになるのか。答え、燃料代を含んだ金額である。

質疑、町議会議員選挙の供託金が15万になるということによいか。また、町長の選挙における供託金はどういう質問の答えは、町議会議員選挙においては15万円、町長選挙は従来と同じ50万円であると。

質疑、公費負担分は業者が町に請求し支払うということによいかと。そのとおりであるというような質疑応答がありました。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第9号の委員会付託に関する第1常任委員会審査結果と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町議会議員及び川根本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第10号 川根本町観光振興センター条例の制定について

○議長(藺田靖邦君) 日程第3、議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定についてを議題とします。

第2常任委員長から報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。

○第2常任委員長(野口直次君) それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和3年3月8日月曜日、午後1時から2時25分まで、同じく第2常任委員会の審査に付託された議案第11号と併せて審査を実施いたしました。審査の場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。出席者は、私を含め第2常任委員会6名全員です。また、オブザーバーとして藺田議長に出席をいただきました。傍聴者は第1常任委員会の委員3名と一般傍聴者1名でした。説明員として町長、中野観光商工課長が出席しました。

審査は、担当から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書の2ページを御覧ください。

質疑、観光振興センターの指定管理者はどこか。答弁、令和元年度4月1日から令和4年3月31日まで、まちづくり観光協会である。

質疑、電気料、水道料金の負担方法は。答え、共有部分以外はそれぞれの使用者が支払っ

ている。

質疑、1階事務所のほか建物管理は指定管理者が行うということでよいか。そのとおりである。

以上であります。

質疑後の討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案どおり可決いたしました。

以上、議案第10号の委員会付託に関する第2常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町観光振興センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第11号 川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の
制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定についてを議題とします。

第2常任委員長から報告を求めます。第2常任委員長、野口直次君。

○第2常任委員長（野口直次君） それでは、本定例会第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

3月2日の本会議において議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第10号の審査と同じ日に同じ会場で実施しました。説明員として町長、北原農林課長が出席し、課長から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めてまいりました。主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書の3ページを御覧ください。

質疑、条例の設置に関する規定から「住民の福祉を増進する」という文言を削除した理由は。住民福祉を増進する幅が広がり過ぎて、抽象的で本施設にはそぐわないため。

質疑、多目的スペースの和室の貸付項目を省いたのはなぜか。答え、施設の性質から大きく離脱して貸付けがあったとするためである。

質疑、条例を全部改正して一つにする理由は。答え、同一敷地内にあつて、活用が互いに連動する2施設のため、条例を統合、整理した。

質疑、特産品館の使用料はコロナ禍にあつて減免等の申請はなかったのか。答え、実際には免除申請があつて減免した。

質疑後、討論を行い、反対、賛成討論がそれぞれありました。

反対討論です。条例の設置の目的から住民福祉の文言を削除されていること、和室や多目的スペースの貸出しの規定が削除されていることなど、修正の必要がある。

賛成討論、設置目的には本施設の立ち位置を明確に打ち出していること、条例から和室や多目的スペースの貸出規定が省かれたとしても、現状の使用を制限するとは認められないことから適当である。以上であります。

討論の後、採決起立を行い、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第11号の委員会付託に関する第2常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町フォーレなかかわね茶茗館条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第13号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

第1 常任委員長から報告を求めます。第1 常任委員長、石山貴美夫君。

○第1 常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会第1 常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

審査は、議案第9号に引き続いて、同日同会場で実施いたしました。説明員として町長、森副町長、坂下税務住民課長、大村課長補佐、櫻井主幹が出席いたしました。担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して御報告いたします。委員会審査報告書3ページを御覧ください。

質疑、保険者努力支援分とは何か。受診率や収納率などにより加点され、県からの交付金が増減される。

質疑、令和元年度において1人当たりの医療費が県全体で3位になっている要因は。答え、前年度と比較して高額診療が増加したことによるものである。

質疑、令和3年度から全ての自治体が保険料率の決定が4月となったのか。35市町のうち27市町が実施している。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第13号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藺田靖邦君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 6 議案第20号 令和3年度川根本町一般会計予算

◎日程第 7 議案第21号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 8 議案第22号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 9 議案第23号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会

計予算

◎日程第10 議案第24号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第11 議案第25号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第12 議案第26号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第20号、令和3年度川根本町一般会計予算から、日程第12、議案第26号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を、一括議題とします。

予算特別委員長から報告を求めます。予算特別委員長、石山貴美夫君。

○予算特別委員長（石山貴美夫君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した令和3年第1回定例会において、一般会計及び6つの特別会計予算については、議長を除く11名の議員から成る予算特別委員会に付託されました。

3月2日の本会議散会后、正副委員長の選出、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和3年度一般会計及び特別会計予算の概要説明を受けました。各課、局ごとの詳しい審査は3月3日から10日までの間の5日間、役場本庁舎3階の大会議室で行いました。委員からは様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長をはじめ、担当課からそれに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。

審査は、提出いただいた資料や、担当課長や職員の説明、また委員の皆様方の御協力により、円滑に進めることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。また鈴木町長、森副町長、大橋教育長には、公務御多忙にもかかわらず委員会に御出席いただき、町の抱える様々な課題等に対しましても真摯な御答弁をいただきました。大変内容の充実した委員会となったことに対し、改めてお礼を申し上げます。

3月15日は現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。

結果の報告をいたします。

議案第20号 令和3年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第21号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第22号 令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第23号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第24号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

り可決です。

議案第25号 令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

議案第26号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で、原案のとおり可決です。

次に審査における質問、意見等につき、多岐にわたる活発で熱心な多くの質疑応答がありました。時間の関係で省略して御報告を申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付いたしました委員会審査報告書を御覧ください。

まず、農林課、6款1項5目、茶業振興対策費で、茶業振興対策費による支援が産地賞受賞につながり、大きな意義がある。今後の継続を考慮し、出品者を増やす必要がある。プロジェクトチームの結成なども含め検討してほしい。答えとして、きめ細やかな対応が底上げになると考えている。全品だけの対応でいいのかということもある。今後も様々なバランスを取りながら対応していくという答えであります。

次、6款2項2目、林業振興費ですけれども、里山林整備事業の対象地区はどこかということ、要望のあった地区から順次進めているというお答えでございます。

飛びまして、次が会計課のほうですが、2款1項5目、預金と債券の比率はと、基金管理費ですが、答えとして、令和3年1月末現在、預金約53%、債券47%で管理している。

長期債券の保有の比率はという問いには、10年物地方債が1本、ほとんどが20年物であると。収益率のよい30年国債への借り換えも検討しているということでございます。

それから、税務住民課に移ります。2款7項1目、戸籍住民基本台帳費につきまして、マイナンバーカードを取得するメリットはという問いに、顔写真付きなので正式な身分証明書となる。また、昼間役場に来られない方がコンビニで住民票や印鑑証明等の取得ができることがメリットである。今カードを取得すると、キャッシュレス決済で利用できる5,000円分のマイナポイントが付与されるというお答えでございます。

次、税務住民課は飛びまして、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業のことですが、問いとして、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の現在の加入者数はということで、11月末現在、国保1,680人、後期高齢者医療2,005人、人口6,528人に対して国保25.74%、後期高齢者30.71%であるというお答えでございます。

次に、建設課です。8款1項1目、土木総務費、元青部小学校周辺土地整備工事の内容はということで、土地の造成や排水路工事などであるというお答えでございます。

2款1項2目、上長尾バイパス完成予定はの問いに、令和6年度末を予定しているということでございます。

それから企画課に移りまして、2款2項1目、企画総務費で、第2次総合計画後期計画策定に当たってもアドバイザーを選定するのかという問いに、委員長として大学教授などの専門家の選定を検討しているということでございます。

また2目のまちづくり事業費は、新たな千年のふるさとづくりの事業内容という問いに、令和2年度から千年のふるさとづくり事業としてスタートした。メニューでの魅力づくり事業は、旧のいやしの里づくり事業と基本的には同じで、補助限度額を120万円とした。なお、補助率は10分の8以内であるというお答えでございます。

次に健康福祉課に移ります。3款1項1目、社会福祉総務費ですけれども、社会福祉協議会事業補助金は川根本町福祉センター（上岸）、中川根高齢者デイサービスセンター（上長尾）の両方に係るものか。答え、地域福祉事業に関する補助金であり、主たる事業者は福祉センターである。社協の事業としては地域福祉事業などの補助事業、みどりの丘やえまつ作業所、生きがいデイサービスなどの委託事業、その他介護保険事業となっているというお答えでございます。

次のページのいやしの里診療所事業特別会計、1款1項1目の一般管理費ですが、一般管理費の改修工事の計画はあるかということで、今のところはないというお答えでございます。

次に観光商工課ですが、2款2項3目、ダム水源地域振興費の件で、接岨峡温泉会館の指定管理運営費についてのお答えはということに対して、管理者の募集は今後行う予定で、現在地区との協議中で、温泉施設と集会所施設との分離管理や、区会館を別の場所に建設する可能性も含め検討中であると。

それから、飛びまして7款1項4目、観光費で、まちづくり観光協会の法人化はということで、将来的には法人化の考えはあるようだが、そのためには自主事業を拡大し、収益を確保する必要があるというお答えでございます。

ウッドハウスおろくぼ運営費、5目は、令和2年の利用実績で指定管理料を変更しないのかと、令和2年度はコロナ禍で営業日数が減少したが、令和3年度は新規管理者であり、計画どおり予算化したということでございます。

飛びまして高齢者福祉課のほうでは、3款1項3目の高齢者福祉費、シルバー人材センターの活動機会が奪われ、結果的に収益減少につながる点についてどう考えるかという質問に、実際にシルバー人材センターは150万円の減益となったと聞いている。その分、配食サービスやデイサービスの送迎補助などの業務を提案しているというお答えでございます。

次のページいきまして、介護保険事業特別会計2款1項1目、介護サービス等諸費で、社協との関わりについての質問に、答えとして、介護保険事業として、現在社協はケアマネ、デイサービス事業に関わっているが、訪問入浴サービス、訪問介護サービスについては撤退しているというお答えでございました。

ずっとページを飛びまして、情報政策課でございます。2款3項1目、情報政策費の自治体DX推進計画にある総合行政システム標準化とはという質問に、自治体の主要17業務システムの標準仕様を、総務省が主体となり進めるという計画であるという答えでございます。

次、社会教育課ですが、10款4項1目、社会教育総務費で、地域学校協働本部コーディネーターの役割の説明を、人選は進んでいるのか、済んでいるのかという問いで、地域と学校

を結びつけるコミュニティースクールの中のコーディネーターである。人選は学校などとも協議して決定していくという答えでございます。

3目、資料館運営費ですけれども、他にない貴重な施設であるので、展示物の改修、入替え、新たな定期イベントの開催などの意見が出ていないかという質問に、ユネスコエコパーク関連の展示物など、定期的に入れ替えている。また、施設のありようについては、社会教育施設運営委員会とも協議するという答えでございます。

総務課に移ります。2款1項2目、文書管理費で質問として、政府が進めるデジタル化とは、町としてはどのようなことを進めていくのかということ、押印省略、電子媒体への移行など、今後進めていくということでございます。

自治会振興費では、集会所の消防設備保守点検が減額となった理由はということで、消防局の見解の変更により、保守点検が必要な施設が20施設から9施設に減ったためであるというお答えでございます。

次に、9款1項4目の災害対策費の中で、近年、自宅避難という考え方が出てきているようだが、町としての考え方はということで、今後、分散避難の方向性もあり、情報伝達、災害用品の配付等への対応が課題と考えているというお答えでございます。

議会のほうはなくて、くらし環境課、2款5項2目、路線バス対策費で、質問で、路線バス路線対策委員会にて、バス停の増加についての意見はなかったかという質問に対して、特に意見はない。バス停を増やすとダイヤを見直す必要があり、運行本数に影響が出る可能性がある。デマンドタクシーをうまく活用することで対応したいというお答えでございます。

次に、簡易水道の関連で、4款1項8目、飲料水供給施設費のことですが、受託管理の飲料水供給施設の中には管理困難となっているところはないかという質問に、高齢化などでの要因で管理が厳しい環境下にある施設があると聞いている。現管理者には管理の継続を依頼している状況であると。

商工費のほうでは、7款1項10目、消費者行政費のことで、消費者相談の実績はということで、令和2年度は12件、電力供給関連の相談もあったというお話でございます。

それから次に教育総務課ですけれども、10款1項3目、教育諸費で、本川根小学校地区の保護者の理解はどうかということで、答えとして、アンケート結果からは理解が得られたと判断できるというお答えでございます。

5目のほうで、地域若者教育推進費ですが、南麓・よすが各寮の2人部屋の使用状況は、また男女比はということで、よすが苑は22部屋中1部屋が2人部屋である。なお、南麓寮の東棟を2人部屋への改修を行ったが、入寮者の関係により1人で使用している。今年度4月1日現在、川根高校生男子96人、女子36人のうち入寮者は男子55人、女子16人であるというお答えでございます。

以上、抜粋して御報告いたしました。以上のとおり御報告をいたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には、円滑な委員会運営ができましたことを

感謝申し上げます、予算特別委員会の委員長の報告といたします。

○議長（藺田靖邦君） 委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから議案第20号、令和3年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和3年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第21号、川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第22号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、令和3年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第23号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、令和3年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第13 同意第1号 教育長の任命について

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第1号、教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育長の任命については、同意することに決定しました。



◎日程第14 議案第27号 令和2年度川根本町一般会計補正予算

（第11号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第27号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、令和2年度川根本町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第27号、令和2年度川根本町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 発議第1号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(藺田靖邦君) 日程第15、発議第1号、川根本町議会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

本件は会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

長時間ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 3月23日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 中 原 緑

署 名 議 員 澤 西 省 司